

## 1. 葛飾区地域防災計画（令和5年修正）【第1編 総則】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考																																								
1	3	<p>第1章 計画の方針／第1節 計画の目的</p> <p>災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画を拡大し、<u>男女双方の視点に配慮した防災対策を推進する。</u></p>	<p>第1章 計画の方針／第1節 計画の目的</p> <p>災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、葛飾区防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、<u>男女平等参画その他の多様な視点に配慮した防災対策を推進する。</u></p>																																									
2	5	<p>第2章 葛飾区の現状と被害想定／第1節 葛飾区の概況／ 2-1 人口・世帯数</p> <p style="text-align: right;">(令和2年(2020)10月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">人口</th> <th rowspan="2">世帯数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>464,308</td> <td>231,870</td> <td>232,438</td> <td>13,342.2</td> <td>238,507</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 昼夜間人口</p> <p style="text-align: right;">(平成27年国勢調査より)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>昼間人口</th> <th>夜間人口</th> <th>昼夜間人口比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>372,335</td> <td>442,913</td> <td>84.1</td> </tr> </tbody> </table>	人口				世帯数	総数	男	女	密度 (人/km <sup>2</sup> )	464,308	231,870	232,438	13,342.2	238,507	昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率 (%)	372,335	442,913	84.1	<p>第2章 葛飾区の現状と被害想定／第1節 葛飾区の概況／ 2-1 人口・世帯数</p> <p style="text-align: right;">(令和5年(2023)10月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">人口</th> <th rowspan="2">世帯数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>466,778</td> <td>232,645</td> <td>234,133</td> <td>13,413.2</td> <td>247,940</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 昼夜間人口</p> <p style="text-align: right;">(令和2年国勢調査より)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>昼間人口</th> <th>夜間人口</th> <th>昼夜間人口比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>376,832</td> <td>453,093</td> <td>83.2</td> </tr> </tbody> </table>	人口				世帯数	総数	男	女	密度 (人/km <sup>2</sup> )	466,778	232,645	234,133	13,413.2	247,940	昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率 (%)	376,832	453,093	83.2	
人口				世帯数																																								
総数	男	女	密度 (人/km <sup>2</sup> )																																									
464,308	231,870	232,438	13,342.2	238,507																																								
昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率 (%)																																										
372,335	442,913	84.1																																										
人口				世帯数																																								
総数	男	女	密度 (人/km <sup>2</sup> )																																									
466,778	232,645	234,133	13,413.2	247,940																																								
昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率 (%)																																										
376,832	453,093	83.2																																										
3	5	<p>第2章 葛飾区の現状と被害想定／第1節 葛飾区の概況／ 3 土地利用</p> <p>本区は、平成31(2019)年現在の地目別土地面積(課税地)によると、約95%が宅地(工業地・商業地含む)であり、残りを農地と鉄道用地がほぼ二分している。また、都市計画地域の指定状況は、住宅系用途が59.0%と大きな割合を占めている。</p>	<p>第2章 葛飾区の現状と被害想定／第1節 葛飾区の概況／ 3 土地利用</p> <p>本区は、令和4年(2022)年現在の地目別土地面積(課税地)によると、約95%が宅地(工業地・商業地含む)であり、残りを農地と鉄道用地がほぼ二分している。また、都市計画地域の指定状況は、住居系用途が51.2%と大きな割合を占めている。</p>																																									
4	6	<p>第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定／ 1-1 被害想定</p> <p>東京都防災会議は、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づき「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した(平成24年4月18日公表)。 区では、この地震の中から葛飾区で最も被害の発生する「<u>東京湾北部地震</u>」を地域防災計画の想定地震とする。</p>	<p>第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定／ 1-1 被害想定</p> <p>東京都防災会議は、東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づき「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した(令和4年5月25日公表)。 区では、この地震の中から葛飾区で最も被害の発生する「<u>都心南部直下地震</u>」を地域防災計画の想定地震とする。</p>																																									

番号	頁	旧	新	備考																																				
		<p align="center"><b>■地震被害想定の前提条件</b></p> <table border="1"> <tr> <td>地震の種類</td> <td>東京湾北部地震（首都直下地震）</td> </tr> <tr> <td>震源</td> <td>東京湾北部</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>マグニチュード7.3</td> </tr> <tr> <td>震源の深さ</td> <td>約20～35km</td> </tr> <tr> <td>地震発生の時刻</td> <td>冬18時 風速8m/s (冬5時・冬12時、風速：8m/s、 風速は4m/sでも算定)</td> </tr> </table>	地震の種類	東京湾北部地震（首都直下地震）	震源	東京湾北部	規模	マグニチュード7.3	震源の深さ	約20～35km	地震発生の時刻	冬18時 風速8m/s (冬5時・冬12時、風速：8m/s、 風速は4m/sでも算定)	<p align="center"><b>■地震被害想定の前提条件</b></p> <table border="1"> <tr> <td>地震の種類</td> <td>都心南部直下地震（首都直下地震）</td> </tr> <tr> <td>震源</td> <td>都心南部直下</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>マグニチュード7.3</td> </tr> <tr> <td>震源の深さ</td> <td>約35～49km</td> </tr> <tr> <td>地震発生の時刻</td> <td>冬・夕方 風速8m/s (冬・早朝、冬・昼、風速：8m/s、 風速は4m/sでも算定)</td> </tr> </table>	地震の種類	都心南部直下地震（首都直下地震）	震源	都心南部直下	規模	マグニチュード7.3	震源の深さ	約35～49km	地震発生の時刻	冬・夕方 風速8m/s (冬・早朝、冬・昼、風速：8m/s、 風速は4m/sでも算定)																	
地震の種類	東京湾北部地震（首都直下地震）																																							
震源	東京湾北部																																							
規模	マグニチュード7.3																																							
震源の深さ	約20～35km																																							
地震発生の時刻	冬18時 風速8m/s (冬5時・冬12時、風速：8m/s、 風速は4m/sでも算定)																																							
地震の種類	都心南部直下地震（首都直下地震）																																							
震源	都心南部直下																																							
規模	マグニチュード7.3																																							
震源の深さ	約35～49km																																							
地震発生の時刻	冬・夕方 風速8m/s (冬・早朝、冬・昼、風速：8m/s、 風速は4m/sでも算定)																																							
5	7	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定 1-2 地震動・液状化 ■地震動分布 ■液状化危険度分布	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定 1-2 地震動・液状化 ■地震動分布 ■液状化危険度分布 ※図面の修正（掲載省略）																																					
6	7	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定／ 1-3 物的・人的被害  東京湾北部地震が冬18時、風速8m/sの条件（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪のケース）で発生した場合、次のような被害の発生が想定されている。  <p align="center"><b>■東京湾北部地震による主な被害</b></p> <table border="1"> <tr> <td>建物全壊棟数</td> <td>7,446棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数</td> <td>11,114棟</td> </tr> <tr> <td>死者</td> <td>500人（うち要配慮者334人）</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>5,515人</td> </tr> <tr> <td>エレベーター閉じ込め台数</td> <td>113台</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者</td> <td>2,113人</td> </tr> <tr> <td>避難者人口</td> <td>200,970人</td> </tr> <tr> <td>避難生活者</td> <td>130,630人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者</td> <td>70,560人</td> </tr> </table>	建物全壊棟数	7,446棟	焼失棟数	11,114棟	死者	500人（うち要配慮者334人）	負傷者	5,515人	エレベーター閉じ込め台数	113台	自力脱出困難者	2,113人	避難者人口	200,970人	避難生活者	130,630人	帰宅困難者	70,560人	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定／ 1-3 物的・人的被害  都心南部直下地震が冬・夕方、風速8m/sの条件（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪のケース）で発生した場合、次のような被害の発生が想定されている。  <p align="center"><b>■都心南部直下地震による主な被害</b></p> <table border="1"> <tr> <td>建物全壊棟数</td> <td>4,589棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数</td> <td>5,373棟</td> </tr> <tr> <td>死者</td> <td>283人（うち要配慮者222人）</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>3,439人</td> </tr> <tr> <td>エレベーター閉じ込め台数</td> <td>557台</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者</td> <td>1,239人</td> </tr> <tr> <td>避難者数</td> <td>169,051人</td> </tr> <tr> <td>避難所避難者数</td> <td>112,701人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者</td> <td>31,738人</td> </tr> </table>	建物全壊棟数	4,589棟	焼失棟数	5,373棟	死者	283人（うち要配慮者222人）	負傷者	3,439人	エレベーター閉じ込め台数	557台	自力脱出困難者	1,239人	避難者数	169,051人	避難所避難者数	112,701人	帰宅困難者	31,738人	
建物全壊棟数	7,446棟																																							
焼失棟数	11,114棟																																							
死者	500人（うち要配慮者334人）																																							
負傷者	5,515人																																							
エレベーター閉じ込め台数	113台																																							
自力脱出困難者	2,113人																																							
避難者人口	200,970人																																							
避難生活者	130,630人																																							
帰宅困難者	70,560人																																							
建物全壊棟数	4,589棟																																							
焼失棟数	5,373棟																																							
死者	283人（うち要配慮者222人）																																							
負傷者	3,439人																																							
エレベーター閉じ込め台数	557台																																							
自力脱出困難者	1,239人																																							
避難者数	169,051人																																							
避難所避難者数	112,701人																																							
帰宅困難者	31,738人																																							
7	7	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定 1-3 物的・人的被害 ■被害想定一覧	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定 1-3 物的・人的被害 ■被害想定一覧 ※表中の被害想定 <del>の修正</del> （掲載省略）																																					
8	8	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定 2 津波  津波は、東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月18日）において、元禄型関東地震及び東京湾北部地震の津波浸水が想定されている。	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定 2 津波  津波は、東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）において、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震の津波浸水が想定されている。																																					

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
9	9	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定 2 津波 ■元禄型関東地震の津波浸水図 ■東京湾北部地震の津波浸水図	第2章 葛飾区の現状と被害想定／第2節 被害想定 2 津波 ■大正関東地震の津波浸水図 ■南海トラフ巨大地震の津波浸水図 ※図面の修正（掲載省略）	
10	17	第3章 基本的理念、役割／第2節 関係機関の役割 1 区の役割 (20) 応急仮設住宅に関すること。	第3章 基本的理念、役割／第2節 関係機関の役割 1 区の役割 (20) 応急仮設住宅等に関すること。	
11	21	第3章 基本的理念、役割／第2節 関係機関の役割 4 指定公共機関の役割 東京ガスネットワーク（株）東京東支店	第3章 基本的理念、役割／第2節 関係機関の役割 4 指定公共機関の役割 東京ガス（株）東京東支店	※その他の箇所も修正
12	24	第4章 計画修正の概要／第1節 計画修正の背景 ～（略）～ 今回の地域防災計画の修正は、これらの防災関係の法令や上位計画の見直し等との整合を図るとともに、東日本大震災や近年の災害の教訓をもとに、葛飾区で想定される被害及び課題に基づき、見直しを行うものである。さらに、女性視点の防災対策や、新型コロナウイルス感染症拡大を教訓とした感染症対策を可能な限り盛り込むものとする。	第4章 計画修正の概要／第1節 計画修正の背景 ～（略）～ 今回の地域防災計画の修正は、これらの防災関係の法令や上位計画の見直し等との整合を図るとともに、東日本大震災や近年の災害の教訓をもとに、葛飾区で想定される被害及び課題に基づき、見直しを行うものである。さらに、女性や子供、性的マイノリティの方のほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策や、新型コロナウイルス感染症拡大を教訓とした感染症対策を可能な限り盛り込むものとする。 ※性的マイノリティ 性的マイノリティは、「レズビアン（女性同性愛者）」「ゲイ（男性同性愛者）」「バイセクシャル（両性愛者）」など性的指向が異性に限らない方、またはトランスジェンダーなど性自認が出生時に判定された性別と一致しない方を表す言葉として使われている。	
13	26	第4章 計画修正の概要／第2節 対策の支援 3 減災の視点に立ったまちづくり 地震による人的被害の原因は建物やブロック塀の倒壊によるものが多く、その後の避難所や応急仮設住宅での生活も、住宅の倒壊、焼失に起因している。	第4章 計画修正の概要／第2節 対策の支援 3 減災の視点に立ったまちづくり 地震による人的被害の原因は建物やブロック塀の倒壊によるものが多く、その後の避難所や応急仮設住宅等での生活も、住宅の倒壊、焼失に起因している。	
14	26	第4章 計画修正の概要／第2節 対策の支援 4 要配慮者・男女等のニーズへの配慮 災害発生時には、高齢者・障害者等の安否確認や避難誘導等の支援、避難生活時の配慮が必要となる。さらに、避難生活においても、女性だけでなくLGBTsの方へ配慮し、 ～（中略）～ ※LGBTs LGBTとは、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T：出生時に（戸籍や出生届により）付けられた性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）の頭文字で、「LGBTs」はそれ以外の様々な性のあり方を含む表記として使われている言葉	第4章 計画修正の概要／第2節 対策の支援 4 要配慮者・男女等のニーズへの配慮 災害発生時には、高齢者・障害者等の安否確認や避難誘導等の支援、避難生活時の配慮が必要となる。さらに、避難生活においても、女性だけでなく性的マイノリティの方へ配慮し、 ～（中略）～ ※LGBTs LGBTとは、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T：出生時に（戸籍や出生届により）付けられた性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）の頭文字で、「LGBTs」はそれ以外の様々な性のあり方を含む表記として使われている言葉	

番号	頁	旧	新	備考
15	29	<p>第5章 減災目標／第1節 死者の半減</p> <p>1 建物被害による死者の半減</p> <p>東京湾北部地震M7.3、冬の朝5時風速8m/sのケースで、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者 <u>454</u> 人を半減する。</p>	<p>第5章 減災目標／第1節 死者の半減</p> <p>1 建物被害による死者の半減</p> <p>都心南部直下地震M7.3、冬・早朝のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者 <u>259</u> 人を半減する。</p>	
16	29	<p>第5章 減災目標／第1節 死者の半減</p> <p>1-1 建物の耐震化</p> <p>(1) 葛飾区耐震改修促進計画の策定：令和2年3月一部改訂（都市整備部）</p> <p>① 住宅については、令和2年度までに95%、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>② 民間特定既存耐震不適格建築物については、令和2年度までに95%、令和7年度までに95%より高い耐震化を目標とする。</p> <p>③ 特定緊急輸送道路沿道建築物については、平成31年度までに特に倒壊の危険性が高い建築物（Is値が0.3未満相当の建築物）の解消、令和2年度までに95%、令和7年度までに100%とすることを目標とする。</p> <p>④ 防災上重要な区有建築物については、令和2年度までに100%とすることを目標とする。</p> <p>(2) 木造住宅の無料耐震診断士派遣事業、耐震改修等促進事業（都市整備部）</p> <p>(3) 屋外広告物の落下・転倒防止の指導強化（都市整備部）</p> <p>(4) ブロック塀等撤去工事費の助成事業（環境部・都市整備部）</p>	<p>第5章 減災目標／第1節 死者の半減</p> <p>1-1 <u>住宅</u>・建物の耐震化</p> <p>(1) 葛飾区耐震改修促進計画の策定：令和4年3月一部改定（都市整備部）</p> <p>① 住宅については、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>② 特定緊急輸送道路沿道の建築物については、令和7年度までに100%とすることを目標とする。</p> <p>③ 一般緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震化を図りながら、正確な状況を把握し、耐震化の目標年度や目標値を定めることとする。</p> <p>④ 民間特定既存耐震不適格建築物については、令和7年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>⑤ 区営住宅については、耐震化率100%を達成したため、適切に維持・保全していくこととする。</p> <p>⑥ 区有建築物については、耐震化率100%を達成したため、適切に維持・保全していくこととする。</p> <p>(2) 木造住宅耐震診断士派遣、耐震改修等促進事業（都市整備部）</p> <p>(3) 屋外広告物に対する助言・指導及び家具類の転倒・落下防止対策の周知（都市整備部）</p> <p>(4) ブロック塀等撤去工事費等の助成事業（環境部・都市整備部）</p>	
17	31	<p>第5章 減災目標／第1節 死者の半減</p> <p>2 火災による死者の半減</p> <p>東京湾北部地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/sのケースで、火災を原因とする死者 <u>209</u> 人を半減する。</p>	<p>第5章 減災目標／第1節 死者の半減</p> <p>2 火災による死者の半減</p> <p>都心南部直下地震M7.3、冬・夕方、風速8m/sのケースで、火災を原因とする死者 <u>110</u> 人を半減する。</p>	
18	32	<p>第5章 減災目標／第2節 避難者の減少</p> <p>1 建物被害による避難者の3割減</p> <p>東京湾北部地震M7.3、冬の夕方18時のケースで、住宅倒壊や火災による避難者を3割減する。</p>	<p>第5章 減災目標／第2節 避難者の減少</p> <p>1 建物被害による避難者の3割減</p> <p>都心南部直下地震M7.3、冬・夕方、風速8m/sのケースで、住宅倒壊や火災による避難者を3割減する。</p>	

## 2. 葛飾区地域防災計画（令和5年修正）【第2編 震災編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考
19	40	第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／ 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 (1) 東京湾北部地震の被害想定では、救助の必要な自力脱出困難者3,218人、区の10%の地域が火災により焼失すると予想されている。	第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／ 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 (1) 都心南部直下地震の被害想定では、救助の必要な自力脱出困難者1,663人、区の5%の地域が火災により焼失すると予想されている。	
20	43	第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策 1-1 区民・家庭における自助の備え ⑪ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分） ⑫ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策	第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策 1-1 区民・家庭における自助の備え ⑪ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分） ⑫ マンション居住者については、エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施、排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた簡易トイレの準備 ⑬ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ～（以下、省略）～	
21	45	第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策 1-2 防災意識の啓発、防災教育の充実 ■警察署の活動 ② 防災教育・防災訓練の充実 テロ対策のために展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進 ③ 防災市民組織の活性化 テロ対策のために展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進	第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策 1-2 防災意識の啓発、防災教育の充実 ■警察署の活動 ② 防災教育・防災訓練の充実 テロ対策及び災害対策のために展開している地域版パートナーシップ等を活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進 ③ 防災市民組織の活性化 テロ対策及び災害対策のために展開している地域版パートナーシップ等を活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進	
22	46	第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策 1-2 防災意識の啓発、防災教育の充実 (3) 消防署による防災意識の啓発 消防署は、印刷物、講習会、ホームページ等を通じて、「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導を実施する。	第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策 1-2 防災意識の啓発、防災教育の充実 (3) 消防署による防災意識の啓発及び防災教育・防災訓練の充実 消防署は、印刷物、防火防災訓練、ホームページ等を通じて、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導を実施する。	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>■消防署の活動</p> <p>① 広報内容</p> <p>イ 関係団体と連携し、地域の防火防災功労賞制度等を活用した効果的な啓発活動の展開</p> <p>ウ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進</p> <p>エ ラジオ・テレビ・新聞等に対する情報提供・取材協力</p> <p>オ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発</p> <p>カ 「防火防災診断」(要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用火災警報器の設置等に関する指導助言を行うこと)の実施</p> <p>キ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導</p> <p>② 広報手段</p> <p>ア 印刷物による普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災パンフレット等</li> <li>・ 外国人の安全対策の推進</li> </ul> <p>イ 講習会、防火イベント、防火の集い、研究会、講習会、映画会</p> <p>ウ 東京消防庁ホームページ及び消防署のホームページによる広報</p> <p>③ 防災教育</p> <p>ア 児童、生徒を対象とした総合防災教育の普及</p> <p>イ 女性防火組織や消防少年団等の育成</p>	<p>■消防署の活動</p> <p>① 広報内容</p> <p>イ <u>要配慮者に対する、「地震から命を守る7つの問いかけ」を活用した意識啓発</u></p> <p>ウ 関係団体と連携し、地域の防火防災功労賞制度等を活用した効果的な啓発活動の展開</p> <p>エ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進</p> <p>オ ラジオ・テレビ・新聞等に対する情報提供・取材協力</p> <p>カ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発</p> <p>キ <u>防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災への参画意識の醸成並びに防火防災思想の啓発</u></p> <p>ク <u>各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用火災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者宅を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施</u></p> <p>ケ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導</p> <p>コ 家具類の転倒、落下、移動防止対策普及用リーフレットの作成、配布</p> <p>サ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発</p> <p>シ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及促進</p> <p>② 防災教育・防災訓練の充実</p> <p>ア 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施</p> <p>イ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進</p> <p>ウ 基本的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実戦的な訓練の実施</p> <p>エ 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進</p> <p>オ 出火防止等に関する教育、訓練の実施</p> <p>カ <u>VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護、出火防止訓練及び初期消火訓練の推進</u></p> <p>キ <u>デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備、充実</u></p> <p>ク 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実</p> <p>ケ 区民等に対するAEDの使用方法を含めた救命講習の推進によるほか、誰もが安心して応急手当を実施できる環境の整備</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
			<p>コ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上</p> <p>サ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進</p> <p>シ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施</p> <p>ス 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施</p> <p>セ 小学生に対する救命入門コース、中学生に対する普通救命講習、高校生に対する上級救命講習受講の推奨</p> <p>ソ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</p> <p>タ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進</p> <p>チ 消防団と連携した防災教育、防災訓練の実施</p>	
23	47	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策</p> <p>2-1 防災市民組織等の育成</p> <p>区は、自治町会を母体に自主的に結成した防災市民組織を消防署等の防災関係機関と連携して育成・強化し、地域での災害に対処できる体制を確立する。</p>	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策</p> <p>2-1 防災市民組織等の育成</p> <p>区は、自治町会の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図るとともに、自治町会を母体に自主的に結成した防災市民組織を消防署等の防災関係機関と連携して育成・強化し、地域での災害に対処できる体制を確立する。</p>	
24	48	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策</p> <p>2-1 防災市民組織等の育成</p> <p>(5) 地域別防災会議</p>	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策</p> <p>2-1 防災市民組織等の育成</p> <p>(5) 地域別防災会議</p> <p>～（中略）～</p> <p>※地区防災計画の策定地区及び地域別防災会議の実施状況は、資料編参考資料 70 地域防災会議の取組事例 参照</p>	

番号	頁	旧	新	備考
25	48	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策</p> <p>3 消防団の活動体制の充実</p> <p>(2) 活動体制の充実</p> <p>② 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。</p> <p>③ 消防団の活動拠点として、分団本部施設を、各分団1棟を目標に用地確保等に努める</p> <p>④ 各種資機材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 ～（中略）～</p> <p>⑦ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災時の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度、大規模災害団員制度の周知を図る。</p>	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策</p> <p>3 消防団の活動体制の充実</p> <p>(2) 活動体制の充実</p> <p>② 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、<u>大規模災害団員などの制度の活用</u>、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。</p> <p>③ <u>震災時の火災対応や救助活動を実施するため</u>、消防団の活動拠点として、分団本部施設を、各分団1棟を目標に用地確保等に努める。</p> <p>④ 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 ～（中略）～</p> <p>⑦ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災時の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。</p>	
26	50	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策</p> <p>4-1 事業所への指導</p> <p>(2) 自衛消防隊の活動能力の向上</p> <p>消防署は、自衛消防隊の訓練の指導、<u>自衛消防活動中核要員への救命講習会の受講を促進し、事業所自衛消防隊の活動能力の向上を図る。</u></p>	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第2節 予防対策</p> <p>4-1 事業所への指導</p> <p>(2) 自衛消防隊の活動能力の向上</p> <p>消防署は、自衛消防隊の訓練の指導、<u>発生初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、自衛消防隊の活動能力の向上を図る。</u></p>	
27	52	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第3節 応急対策</p> <p>2 地域による応急対策の実施</p> <p>防災市民組織、自治町会は、次の活動を行うことを基本とする。</p>	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第3節 応急対策</p> <p>2 地域による応急対策の実施</p> <p>防災市民組織、自治町会、<u>集合住宅の管理組合は</u>、次の活動を行うことを基本とする。</p>	

番号	頁	旧	新	備考
28	53	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第3節 応急対策</p> <p>4 事業所による応急対策の実施</p> <p>事業所は、次の活動を行うことを基本とする。</p> <p>① 来訪者や従業員等の安全確保、初期救出、初期救護</p> <p>② 出火防止、初期消火</p> <p>③ 正確な情報の収集、来訪者や従業員等への情報提供</p> <p>④ 施設の安全確認、従業員の一斉帰宅抑制</p> <p>⑤ 事業所の備蓄食料、飲料水の活用</p> <p>⑥ 事業所の災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動への参加</p> <p>⑦ 初期消火で対応できない火災からの避難</p> <p>⑧ 事業の継続、地域住民の生活安定化への寄与</p>	<p>第1部／第1章 区民と地域の防災力向上／第3節 応急対策</p> <p>4 事業所による応急対策の実施</p> <p>事業所は、次の活動を行うことを基本とする。</p> <p>① 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動及び救護活動を行う。</p> <p>② 出火防止措置を実施する。</p> <p>③ 火災が発生した場合には安全を確保した上で初期消火を実施する。</p> <p>④ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。</p> <p>⑤ 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。</p> <p>⑥ 事業所の災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。</p> <p>⑦ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。</p>	
29	54	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／</p> <p>第1節 対策の基本方針</p> <p>2 対策の現状</p> <p>② 平成31（2019）年度はこれまでの木造建築物の耐震診断による助成制度を廃止し、新たに無料耐震診断士派遣事業を創設するとともに、「葛飾区耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅等耐震事業に関する説明・相談会を行い、啓発活動を実施している。さらに、住宅、分譲マンション、民間の公益施設、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、耐震シェルター設置等に対する助成制度を設け、耐震化促進への取組を実施している。</p>	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／</p> <p>第1節 対策の基本方針</p> <p>2 対策の現状</p> <p>② 平成31（2019）年度はこれまでの木造建築物耐震診断助成制度を廃止し、新たに耐震診断士派遣とするとともに、「葛飾区耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅等耐震事業に関する説明・相談会を行い、啓発活動を実施している。さらに、住宅・建築物、分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進及び助成を実施している。</p>	
30	54	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／</p> <p>第1節 対策の基本方針</p> <p>3 対策の課題</p> <p>① 東京湾北部地震の被害想定では、建物全壊7,446棟、火災による焼失11,114棟が予想されており、老朽化した木造住宅密集地域の改善が必要となっている。</p>	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／</p> <p>第1節 対策の基本方針</p> <p>3 対策の課題</p> <p>① 都心南部直下地震の被害想定では、建物全壊4,589棟、火災による焼失5,373棟が予想されており、老朽化した木造住宅密集地域の改善が必要となっている。</p>	
31	55	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／</p> <p>第1節 対策の基本方針</p> <p>3 対策の課題</p> <p>② 阪神淡路大震災に代表される都市部における大地震では、地震による死傷者の多くは建物倒壊等に起因する。そのため、耐震改修促進計画に定める耐震化目標に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>③ 東日本大震災では、関東地方においても液状化による地盤災害が発生しており、液状化対策を促進するために、液状化に関する情報提供や液状化対策への支援を行う。</p>	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／</p> <p>第1節 対策の基本方針</p> <p>3 対策の課題</p> <p>② 阪神淡路大震災に代表される都市部における大地震では、地震による死傷者の多くは建物倒壊等に起因する。そのため、葛飾区耐震改修促進計画に定める耐震化の目標に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>③ 東日本大震災では、関東地方においても液状化による地盤災害が発生しており、地盤の液状化対策を促進するために、地盤の液状化に関する情報提供や地盤の液状化対策への支援を行う。</p>	

番号	頁	旧	新	備考
32	55	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／ 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 ①防災都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都と連携して、木造住宅密集地域のうち特に甚大な被害が予想される整備地域を対象に、市街地の不燃化を促進する。(都の達成目標：不燃領域率70%)</li> <li>・密集市街地については、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画制度により安全で利便性の高い街づくりを推進する。</li> </ul> <p>② 建築物の耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅や建築物の耐震化は建築物所有者及び管理者自らの責任によって行われることを基本とする。</li> <li>・住宅や建築物の耐震化を図ることは、災害に強いまちづくりを行うことに不可欠であり、区は、耐震診断及び耐震改修を促進するために必要な支援を行う。</li> <li>・地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として東京都耐震改修促進計画で特定緊急輸送道路に指定された道路の沿道建築物を中心として耐震化の促進を行う。</li> <li>・東京都不燃化推進特定整備事業と連携して耐震化及び不燃化の促進を行う。</li> <li>・区は、耐震診断及び耐震改修の実施を促進させるため、東京都及び関係団体と十分に連携して取り組む。</li> <li>・区所有の公共建築物については、耐震化率100%を目指した耐震改修のほか、窓、内装材、機器等非構造部材の耐震化を実施する。</li> </ul> <p>③ 住宅における液状化対策 液状化対策の必要性や対策工法等の情報提供と液状化対策費の助成を促進する。</p>	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／ 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 ①防災都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都と連携して、木造住宅密集地域のうち特に甚大な被害が予想される整備地域を対象に、市街地の不燃化を促進する。(都の達成目標：不燃領域率70%)</li> <li>・密集市街地については、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画制度により安全で利便性の高い街づくりを推進する。</li> <li>・当該地域の不燃化を加速するため、都の制度を活用し、<u>老朽建築物の除去と新築の設計及び工事監理費に対しての助成を行い、災害に強い街づくりを推進する。</u></li> <li>・燃えにくい住宅への建替えと老朽建築物の取壊しなどを支援することで災害に強く安全・安心な街づくりを推進する。</li> <li>・東京都の新たな被害想定を踏まえ、建替え助成の金額を拡大し、<u>不燃化助成事業を促進する。</u></li> </ul> <p>② 住宅・建築物の耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅や建築物の耐震化は建築物所有者及び管理者が自らの問題として意識して取り組むことを基本とする。</li> <li>・住宅や建築物の耐震化を図ることは、災害に強いまちづくりを行うことに不可欠であり、区は、耐震診断及び耐震改修等を促進するために必要な支援を行う。</li> <li>・震災時に緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐべき道路として「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づいて指定された道路の沿道建築物の耐震化促進を行う。</li> <li>・不燃化推進特定整備事業と連携して、不燃化及び耐震化の促進を行う。</li> <li>・区は、耐震診断及び耐震改修の実施を促進させるため、東京都及び関係団体と十分に連携して取り組む。</li> <li>・東京都の新たな被害想定を踏まえ、<u>新耐震基準の建物に対して耐震化助成事業を拡大する。</u></li> </ul> <p>③ 住宅における液状化対策 地盤の液状化対策の必要性及び液状化対策工法等の情報提供と地盤調査や液状化対策の助成をする。</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																														
33	56	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／ 第1節 対策の基本方針 5 対策のながれ 建築物の耐震化 安全対策の促進 ・民間建築物、 <u>公共施設</u> の耐震化 ・建築指導 ・ブロック塀、 <u>室内の安全化</u> ・エレベーター対策 液状化・ <u>長周期地震動</u> への対策 ・建築物、 <u>河川堤防</u> 、 <u>ライフライン施設</u> の液状化対策 ・調査研究 ・ <u>高層住宅対策</u>	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／ 第1節 対策の基本方針 5 対策のながれ 住宅・建築物の耐震化及び安全対策の促進 ・住宅・建築物の耐震化 ・建築指導 ・公共公益施設の耐震化及び安全化 ・エレベーター対策 ・家具類の転倒・落下・移動防止 ・ブロック塀等の安全対策 液状化への対策 ・住宅における液状化対策 ・河川堤防の耐震・液状化対策 ・ライフライン施設の液状化対策 ・長周期地震動対策の強化																															
34	57	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 ■対策の項目と担当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防災都市づくり</td> <td>地域振興部、産業観光部、都市整備部</td> <td>東京都都市整備局・建設局</td> </tr> <tr> <td>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</td> <td>総務部、施設部、地域振興部、産業観光部、環境部、福祉部、健康部、子育て支援部、都市整備部、教育委員会事務局</td> <td>消防署、東京都都市整備局</td> </tr> <tr> <td>3 液状化、<u>長周期地震動</u>への対策</td> <td>地域振興部、都市整備部</td> <td>関東地方整備局、東京都建設局・水道局・下水道局、東京ガスネットワーク(株)、通信事業者、消防署</td> </tr> <tr> <td>4 出火、延焼等の防止</td> <td>地域振興部、環境部、健康部、都市整備部、教育委員会事務局</td> <td>消防署、東京都環境局・保健医療局、警察署</td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 防災都市づくり	地域振興部、産業観光部、都市整備部	東京都都市整備局・建設局	2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	総務部、施設部、地域振興部、産業観光部、環境部、福祉部、健康部、子育て支援部、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都都市整備局	3 液状化、 <u>長周期地震動</u> への対策	地域振興部、都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局・水道局・下水道局、東京ガスネットワーク(株)、通信事業者、消防署	4 出火、延焼等の防止	地域振興部、環境部、健康部、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都環境局・保健医療局、警察署	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 ■対策の項目と担当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防災都市づくり</td> <td>地域振興部、産業観光部、都市整備部</td> <td>東京都都市整備局・建設局</td> </tr> <tr> <td>2 <u>住宅・建築物</u>の耐震化及び安全対策の促進</td> <td>総務部、施設部、地域振興部、産業観光部、環境部、福祉部、健康部、子育て支援部、<u>児童相談部</u>、都市整備部、教育委員会事務局</td> <td>消防署、東京都都市整備局</td> </tr> <tr> <td>3 液状化への対策</td> <td>地域振興部、都市整備部</td> <td>関東地方整備局、東京都建設局・水道局・下水道局、東京ガス(株)、通信事業者、消防署</td> </tr> <tr> <td>4 出火、延焼等の防止</td> <td>地域振興部、環境部、健康部、都市整備部、教育委員会事務局</td> <td>消防署、東京都環境局・保健医療局、警察署</td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 防災都市づくり	地域振興部、産業観光部、都市整備部	東京都都市整備局・建設局	2 <u>住宅・建築物</u> の耐震化及び安全対策の促進	総務部、施設部、地域振興部、産業観光部、環境部、福祉部、健康部、子育て支援部、 <u>児童相談部</u> 、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都都市整備局	3 液状化への対策	地域振興部、都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局・水道局・下水道局、東京ガス(株)、通信事業者、消防署	4 出火、延焼等の防止	地域振興部、環境部、健康部、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都環境局・保健医療局、警察署	
項目	葛飾区	防災関係機関																																
1 防災都市づくり	地域振興部、産業観光部、都市整備部	東京都都市整備局・建設局																																
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	総務部、施設部、地域振興部、産業観光部、環境部、福祉部、健康部、子育て支援部、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都都市整備局																																
3 液状化、 <u>長周期地震動</u> への対策	地域振興部、都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局・水道局・下水道局、東京ガスネットワーク(株)、通信事業者、消防署																																
4 出火、延焼等の防止	地域振興部、環境部、健康部、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都環境局・保健医療局、警察署																																
項目	葛飾区	防災関係機関																																
1 防災都市づくり	地域振興部、産業観光部、都市整備部	東京都都市整備局・建設局																																
2 <u>住宅・建築物</u> の耐震化及び安全対策の促進	総務部、施設部、地域振興部、産業観光部、環境部、福祉部、健康部、子育て支援部、 <u>児童相談部</u> 、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都都市整備局																																
3 液状化への対策	地域振興部、都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局・水道局・下水道局、東京ガス(株)、通信事業者、消防署																																
4 出火、延焼等の防止	地域振興部、環境部、健康部、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都環境局・保健医療局、警察署																																

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考												
		<p>■自助・共助の役割</p> <table border="1"> <tr> <td>区民</td> <td>・自宅の耐震診断・耐震化、ブロック塀・家具類の転倒・落下・移動防止等の安全対策に関する事 ・自宅からの出火防止に関する事</td> </tr> <tr> <td>防災市民組織等</td> <td>・初期消火体制、消火訓練の推進に関する事</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>・事業所の出火防止、ロッカー等の転倒・落下・移動防止対策等の安全化に関する事 ・自衛消防隊の体制構築、訓練に関する事 ・危険物施設等の安全化に関する事</td> </tr> </table>	区民	・自宅の耐震診断・耐震化、ブロック塀・家具類の転倒・落下・移動防止等の安全対策に関する事 ・自宅からの出火防止に関する事	防災市民組織等	・初期消火体制、消火訓練の推進に関する事	事業所	・事業所の出火防止、ロッカー等の転倒・落下・移動防止対策等の安全化に関する事 ・自衛消防隊の体制構築、訓練に関する事 ・危険物施設等の安全化に関する事	<p>■自助・共助の役割</p> <table border="1"> <tr> <td>区民</td> <td>・住宅・建築物の耐震診断・耐震化、ブロック塀等・家具類の転倒・落下・移動防止等の安全対策に関する事 ・自宅からの出火防止に関する事</td> </tr> <tr> <td>防災市民組織等</td> <td>・初期消火体制、消火訓練の推進に関する事</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>・事業所の出火防止、ロッカー等の転倒・落下・移動防止対策等の安全化に関する事 ・自衛消防隊の体制構築、訓練に関する事 ・危険物施設等の安全化に関する事</td> </tr> </table>	区民	・住宅・建築物の耐震診断・耐震化、ブロック塀等・家具類の転倒・落下・移動防止等の安全対策に関する事 ・自宅からの出火防止に関する事	防災市民組織等	・初期消火体制、消火訓練の推進に関する事	事業所	・事業所の出火防止、ロッカー等の転倒・落下・移動防止対策等の安全化に関する事 ・自衛消防隊の体制構築、訓練に関する事 ・危険物施設等の安全化に関する事	
区民	・自宅の耐震診断・耐震化、ブロック塀・家具類の転倒・落下・移動防止等の安全対策に関する事 ・自宅からの出火防止に関する事															
防災市民組織等	・初期消火体制、消火訓練の推進に関する事															
事業所	・事業所の出火防止、ロッカー等の転倒・落下・移動防止対策等の安全化に関する事 ・自衛消防隊の体制構築、訓練に関する事 ・危険物施設等の安全化に関する事															
区民	・住宅・建築物の耐震診断・耐震化、ブロック塀等・家具類の転倒・落下・移動防止等の安全対策に関する事 ・自宅からの出火防止に関する事															
防災市民組織等	・初期消火体制、消火訓練の推進に関する事															
事業所	・事業所の出火防止、ロッカー等の転倒・落下・移動防止対策等の安全化に関する事 ・自衛消防隊の体制構築、訓練に関する事 ・危険物施設等の安全化に関する事															
35	59	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 1-1 防災都市づくり (2) 防災再開発促進地区	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 1-1 防災都市づくり (2) 防災再開発促進地区 ※西新小岩五丁目地区 22.3ha を追加													
36	59	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 1-1 防災都市づくり (3) 防火地域の指定 避難場所・避難所周辺・避難道路沿い・延焼遮断帯として ■指定状況（平成22（2010）年3月31日現在） 防火地域 面積306.2ha 面積率8.8% 準防火地域 面積2,553.1ha 面積率73.7%	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 1-1 防災都市づくり (3) 防火地域の指定 避難場所・避難所周辺・延焼遮断帯として ■指定状況（令和5年（2023）3月31日現在） 防火地域 面積310.0ha 面積率8.9% 準防火地域 面積2,549.3ha 面積率73.2%													
37	62	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 1-3 安全な市街地の整備と再開発 (1) 市街地再開発 ② 現況 再開発の具体化に向けて調査・検討等を進めている地域、事業は次のとおりである。 ■立石駅周辺地区 立石駅北口地区・南口東地区・南口西地区 約4.5万㎡ ■金町駅南口地区 金町駅南口地区 約1.6万㎡ 第一種市街地再開発事業（金町六丁目駅前地区）約0.4万㎡ [第一種市街地再開発事業（金町六丁目地区）完了約1.2万㎡] ■金町駅北口地区 東金町一丁目西地区 約3万㎡	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 1-3 安全な市街地の整備と再開発 (1) 市街地再開発 ② 現況 再開発の具体化に向けて調査・検討等を進めている地域や事業が進んでいる地域は次のとおりである。 ■立石駅周辺地区 立石駅北口地区・南口東地区・南口西地区 約4.5万㎡  ■金町駅北口地区 東金町一丁目西地区 約3万㎡													

番号	頁	旧	新	備考
		<p>■新小岩駅周辺地区 新小岩駅周辺地区 約 37 万㎡</p> <p>■高砂駅周辺地区 高砂駅周辺地区 約 84 万㎡</p>	<p>■新小岩駅南口地区 新小岩駅南口地区 約 1.5 万㎡</p> <p>■高砂駅周辺地区 高砂駅周辺地区 約 84 万㎡</p>	
38	64	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 2-1 民間建築物の耐震化</p> <p>区は、耐震診断及び耐震改修を促進するために、ホームページやパンフレット、説明会、相談会等の様々な機会を活用した耐震診断及び耐震改修に関する普及啓発や耐震化事業を行う。</p> <p>(1) 木造住宅の無料耐震診断士派遣事業（委託） 平成 31（2019）年度より、これまで助成制度としていた耐震診断業務を委託化し、無料で耐震診断を受けられるようにした。</p> <p>(2) 木造建築物の耐震改修等助成事業 昭和 56（1981）年以前に建築された木造 2 階建以下の住宅等における改修設計、改修工事、建替え、除去に対して、その費用の一部を助成する。</p> <p>(3) 民間建築物の耐震診断・改修等助成事業</p> <p>(4) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修事業 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修、建て替え又は、除却の費用に対して、その費用の一部を助成する。</p> <p>(5) 耐震シェルター等設置助成事業</p> <p>(6) マンション耐震アドバイザーの派遣事業</p>	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 2-1 住宅・建築物の耐震化</p> <p>区は、耐震化を進めることで、震災時における建築物の倒壊などから、人命を保護するとともに道路の閉塞を防ぎ、大地震発生時の被害軽減と防災上安全な街づくりを推進する。</p> <p>また、耐震化を促進するために、広報紙、ホームページ、パンフレットによる案内のほか、協定団体である東京都建築士事務所協会葛飾支部と連携を図り、説明会・相談会等の様々な機会を活用した耐震化に関する普及啓発、助成及び派遣を行う。</p> <p>(1) 木造建築物耐震診断士派遣</p> <p>(2) 木造住宅耐震助成（補強設計・耐震改修、耐震改修、建替え、除却）</p> <p>(3) 民間建築物耐震助成（耐震診断、耐震改修設計、耐震改修）</p> <p>(4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震助成 特定緊急輸送道路建築物耐震助成（補強設計、耐震改修、建替え、除却） 一般緊急輸送道路建築物耐震助成（耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え、除却）</p> <p>(5) 耐震シェルター等設置助成</p> <p>(6) マンション耐震アドバイザー派遣</p>	
39	65	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 2-3 公共公益施設の耐震化及び安全化</p> <p>(1) 施設の耐震化</p>	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 2-3 公共公益施設の耐震化及び安全化</p> <p>(1) 施設の耐震化</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		災害時の応急対策の拠点となる区本庁舎（本館・議会棟）や避難所となる小中学校、 <u>応急仮設住宅</u> となりうる公的住宅等の重要施設は、耐震診断・補強工事等を実施し、主な区有建築物は、耐震化を完了した。	災害時の応急対策の拠点となる区本庁舎（本館・議会棟）や避難所となる小中学校、 <u>一時提供型住宅</u> となりうる公的住宅等の重要施設は、耐震診断・補強工事等を実施し、主な区有建築物は、耐震化を完了した。	
40	67	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 2-5 家具類の転倒・落下・移動防止 (5) 家具類の転倒・落下・移動防止対策 ① 区は、区の施設の転倒・落下・移動防止対策を実施する。 ② 区及び消防署は、防災広報や防災訓練の起震車体験等を通じて、区民に家具類の転倒・落下・移動防止について啓発する。	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 2-5 家具類の転倒・落下・移動防止 (5) 家具類の転倒・落下・移動防止対策 ① 区は、区の施設の転倒・落下・移動防止対策を実施する。 ② 区及び消防署は、防災広報や防災訓練の起震車体験等を通じて、区民に家具類の転倒・落下・移動防止について啓発する。 ③ <u>区及び消防署は、家具類の転倒、落下、移動防止対策等の重要性について、広く区民や事業者に周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒、落下、移動防止対策についての指導を推進する。</u> ④ <u>消防署は、以下により家具類の転倒、落下、移動防止対策の普及、啓発を図る。</u> <u>ア 家具類の転倒、落下、移動防止普及用リーフレットの作成、配布、家具類の転倒、落下、移動防止対策ハンドブックを活用し、区民や事業所に対する防災指導を実施</u> <u>イ 防災週間中のイベントや防災訓練時の普及、啓発及び家具類の転倒、落下、移動防止器具の取付講習の実施</u> <u>ウ 関係機関、関係団体等と連携した周知</u> <u>エ 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒、落下、移動防止に向けた普及啓発を実施</u> ⑤ <u>区は、高齢者や障害者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布、取付けなどの支援制度を設けるなど、家具類転倒、落下、移動防止器具の取付事業を推進する。その際、耐震診断、耐震改修等の震災対策全般の相談窓口を設けるなど、住民の利便性を図るよう努める。</u>	
41	67	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 2-6 ブロック塀等の安全対策 (1) 安全対策 ① <u>区は、ブロック塀の安全確認を自己診断できるよう「ホームページ」や区役所建築課の窓口</u> にチェックポイントなどのチラシで区民に情報を提供する。 ② <u>危険なブロック塀等の助成制度に関する説明会・相談会を実施する。</u>	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 2-6 ブロック塀等の安全対策 (1) 安全対策 <u>ブロック塀等の安全確保対策の啓発・注意喚起の情報提供と撤去費や再築費の助成をする。</u>	

番号	頁	旧	新	備考
		③ 危険なブロック塀等の所有者に適切な処置を図るよう促すとともに、ブロック塀等の撤去費や再築費の一部を助成する。		
42	67	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 3-1 住宅における液状化対策 (1) 液状化に係る情報の提供 区は、液状化による建築物の被害を軽減させるため、液状化の内容や対策の必要性を記載した区民向けのパンフレットを作成し、区民に情報を提供する。 (2) 液状化対策の促進 ① 地盤の液状化被害から区民の生活を守るため、液状化に関する説明会・相談会を実施し、対策等の必要性を周知する。 ② 液状化対策を促進するため、地盤調査費及び対策費の一部を助成する。	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 3-1 住宅における液状化対策 (1) 地盤の液状化対策に関わる情報提供 地盤の液状化に関する知識を深め、液状化による建物被害に備えるため、液状化が発生する仕組みや地盤調査及び液状化対策等について、区民向けのパンフレットを作成する。 (2) 液状化対策の促進 窓口相談や説明会を実施し、地盤の液状化に関する適切な情報提供を行うとともに、住宅の新築や建替えの際の地盤調査費、液状化対策費及び液状化判定調査派遣を行う。	
43	69	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 3-3 ライフライン施設の液状化対策 (1) ガス施設 東京ガスネットワーク（株）は、～（以下、略）～	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 3-3 ライフライン施設の液状化対策 (1) ガス施設 東京ガス（株）は、～（以下、略）～	
44	69	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 3-3 ライフライン施設の液状化対策 (3) 上下水道施設 ～（略）～当該地域の耐震継手化を優先的に進めます。	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 3-3 ライフライン施設の液状化対策 (3) 上下水道施設 ～（略）～当該地域の水道管路の耐震継手化を重点的に進めます。	
45	69	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 3-4 長周期地震動対策の強化 (2) 高層住宅対策 地震時には、高層住宅においては家具類の転倒はもとより、ライフラインやエレベーターの停止などによる高層住宅に特有の生活支障が発生することが予想される。	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 3-4 長周期地震動対策の強化 (2) 高層住宅対策 地震時には、高層住宅においては家具類の転倒はもとより、ライフラインやエレベーターの停止などによる高層住宅に特有の生活支障が発生することが予想される。一方で、被害が軽微であれば、在宅避難が原則となる。	
46	70	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 4-1 出火等の防止 (3) 出火防止のための査察指導 消防署は、火災による人命に及ぼす影響が極めて高い不特定多数の者の出入りする施設及び多量の火気使用や危険物を取り扱う事	第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 4-1 出火等の防止 (3) 出火防止のための査察指導 消防署は、火災による人命に及ぼす影響が極めて高い不特定多数の者の出入りする施設及び多量の火気使用や危険物を取り扱う	

番号	頁	旧	新	備考
		業所等に対し、 <u>重点的に立入検査を実施するとともに</u> 、一般住宅についても防火診断等を通じ地震時の出火防止の指導を強化する。 ～（中略）～ ③ 製造所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等について、 <u>重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いについて指導するとともに</u> 、これらの施設を有する事業所に対しても、地震時における出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。	事業所等に対し、立入検査を実施するとともに、一般住宅についても防火診断等を通じ地震時の出火防止の指導を強化する。 ～（中略）～ ③ 製造所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等について、立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いについて指導するとともに、これらの施設を有する事業所に対しても、地震時における出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。	
47	71	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-1 出火等の防止 (5) 住宅用防災機器の普及・維持管理の促進 消防署は、全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器の設置と交換時期の周知など適正な維持管理の促進をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。 また、区は、地震による停電が復旧した後の通電火災を防止するため、 <u>感震ブレーカー、感震コンセントの使用が促進されるよう普及を図る。</u>	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-1 出火等の防止 (5) 住宅用防災機器の普及・維持管理の促進 消防署は、全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器の設置と交換時期の周知など適正な維持管理の促進をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。 また、区は、地震による停電が復旧した後の通電火災を防止するため、 <u>揺れを感知して通電を遮断する「感震ブレーカー」の設置について普及を図る。特に、都の「地震に関する地域危険度測定調査」による火災危険度ランク*3以上の地域で、集合住宅を除く木造建物（2階以下）に対して普及を図り、設置率25%を目標に様々な対策を行う。</u> <u>※地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を表す指標</u>	
48	71	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-1 出火等の防止 (7) 共同溝及び洞道の安全化 消防署は、 <u>共同溝等の災害のような新しい都市型災害に対処するため、火災予防条例により一定規模以上の共同溝、洞道について消防活動上必要な事項の届出をさせ事前の消防対策を確立する。</u>	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-1 出火等の防止 (7) 共同溝及び洞道の安全化 火災予防条例により一定規模以上の共同溝、洞道について、 <u>消防活動上必要な事項の届出が義務付けられているため、消防署は、情報を把握し、事前の消防対策を確立する。</u>	
49	72	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-2 初期消火体制の整備 (1) 区民への指導 消防署は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止に関する知識、消火器の設置や地震に対する備えなどの防災教育、防災訓練を実施する。	第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-2 初期消火体制の整備 (1) 区民への指導 消防署は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止に関する知識、消火器の設置や地震に対する備えなどの防災教育、防災訓練を実施する。	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>また、<u>起震車等の指導用資器材を活用した、実践的な出火防止訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。</u></p> <p>(2) 消防用設備等の適正化 消防署は、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の貯水槽・加圧送水装置・非常電源設備等が地震時においても確実な機能確保が図れるよう指導を強化する。</p>	<p>また、<u>各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。</u></p> <p>(2) 消防用設備等の適正化 消防署は、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の貯水槽・加圧送水装置・非常電源設備等が地震時においても確実な機能確保が図れるよう指導する。</p>	
50	72	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-3 延焼の拡大防止 (1) 消防署 消防署は、震災時において、消防力を最大限に有効活用するため、地震被害の態様に対応した各種活動計画を樹立し、計画に基づき訓練の徹底に努め有効即応体制の確立を図る。</p>	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-3 延焼の拡大防止 (1) 消防署 消防署は、震災時において、消防力を有効活用するため、地震被害の態様に対応した各種活動計画を樹立し、計画に基づき訓練に努め即応体制の確立を図る。</p>	
51	73	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-3 延焼の拡大防止 (2) 消防水利の整備 ② 現況・事業計画 ア <u>建築物の焼失危険性の高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の設置及び地中ばり水槽等消火水利の設置促進に努める。</u> イ <u>区は公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽の確保に努める。その際には親子蓋の設置に努める。</u> ウ <u>民間が行う集合住宅の建設や開発行為等に対して防火水槽の設置を促進する。</u> エ <u>関係団体と連携を図りながら防火水槽用地の確保を図る。</u> オ <u>都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、河川の無限の水量を有する巨大水利の開発・確保や雨水貯留施設・親水公園等の多用途水源を消防水利に活用するなど、多角的な方策による消防水利の確保に努める。</u> カ <u>区は、消防水利を確保するため、東京消防庁の補完事業として、公園・児童遊園等の公共施設に40t以上の貯水槽を設置する。</u> キ <u>震災時の非常用の消火用水として、東京都下水道局と東京消防庁との間で締結した協定に基づき、小菅水再生センター内に指定された消防水利を活用する。</u>  ク <u>都有地等の売却に際しては、既存の防火水槽等の存知や代替水利の確保を図る。</u></p>	<p>第1部／第2章 安全な都市づくりの実現／第2節 予防対策 4-3 延焼の拡大防止 (2) 消防水利の整備 ② 消防署における消防水利推進項目 ア <u>震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽等を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。</u> イ <u>木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。</u> ウ <u>防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。</u> エ <u>経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。</u> オ <u>消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。</u> カ <u>民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。</u> キ <u>区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。</u> ク <u>都有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存知や代替水利の確保を図る。</u></p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>ケ 区立小中学校統廃合に伴う跡地利用計画策定時に消防水利の確保に努める。</p> <p>コ 経年防火水槽の耐震化を図る。</p> <p>サ 自主防災組織等による初期消火用の水源として、消火栓・排水栓等の活用を図る。</p> <p>シ 自主防災組織等が利用しやすい防火水槽の鉄蓋を整備する。</p> <p>ス 消防水利開発補助制度の活用や宅地開発等に伴う水利の確保を行う。</p> <p>(3) 防火貯水槽の設置 区は、公共施設及び特殊建築物を整備する際には、東京都震災対策条例に基づき、防火貯水槽の整備に努める。 民間建築物に対しては、「葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱」等に基づき、中高層集合住宅等の建設に際し、<u>防火貯水槽を設置するよう指導する。</u> また、小規模雨水貯留槽を設置する個人に対しては、費用の一部を補助する。</p>	<p>(3) 防火貯水槽の設置 区は、公共施設及び特殊建築物を整備する際には、東京都震災対策条例に基づき、防火貯水槽の整備に努める。 民間建築物に対しては、「<u>葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例</u>」に基づき、集合住宅の<u>建築に際し、消防署と協議するよう指導する。</u> また、小規模雨水貯留槽を設置する個人に対しては、費用の一部を補助する。</p>	
52	74	<p>第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 4-4 地域防災体制の確立 大規模地震では、同時多発火災、救助・救急事象の多発、消防活動障害の発生により、円滑な消火活動が阻害される場合がある。そのため、地域の防災関係機関、住民、事業所、<u>東京消防庁災害時支援ボランティア等様々な組織の連携による活動体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る。</u></p>	<p>第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 4-4 地域防災体制の確立 大規模地震では、同時多発火災、救助・救急事象の多発、消防活動障害の発生により、円滑な消火活動が阻害される場合がある。そのため、地域の防災関係機関、住民、事業所等様々な組織の連携による活動体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る。</p>	
53	76	<p>第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 4-6 危険物等の輸送の安全化 (2) 消防署の対応 ② 鉄道タンク車による危険物輸送について、<u>受入施設を有する事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。</u></p>	<p>第1部/第2章 安全な都市づくりの実現/第2節 予防対策 4-6 危険物等の輸送の安全化 (2) 消防署の対応 ② 鉄道タンク車による危険物輸送について、<u>東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。</u></p>	
54	81	<p>第1部/第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保/第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 ③ <u>東京湾北部地震</u>において葛飾区では、停電率 24.5%、通信の不通率 10.9%、ガスの供給支障率 67%~100%、断水率 71.2%、</p>	<p>第1部/第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保/第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 ③ <u>都心南部直下地震</u>において葛飾区では、停電率 15.6%、通信の不通率 5.5%、ガスの供給停止率 5.6%、断水率 61.1%、下</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																																				
		下水道管きょ被害率 29.7%と想定されており、被災後の区民生活の継続に大きな支障となる。そのため、事業者による継続的な施設整備のほか、自助・共助・公助による備蓄等の日頃の備えも必要となる。	水道管きょ被害率 7.0%と想定されており、被災後の区民生活の継続に大きな支障となる。そのため、事業者による継続的な施設整備のほか、自助・共助・公助による備蓄等の日頃の備えも必要となる。																																					
55	82	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／ 第1節 対策の基本方針 5 対策のなごれ 交通ネットワーク機能の確保 ・交通規制 ・緊急通行車両 の確認 ・道路障害物の除去 ・鉄道の運転規制 ・防災船着場の運用	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／ 第1節 対策の基本方針 5 対策のなごれ 交通ネットワーク機能の確保 ・交通規制 ・緊急通行（輸送）車両 の確認 ・道路障害物の除去 ・鉄道の運転規制 ・防災船着場の運用																																					
56	83	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第2節 予防方針 ■対策の項目と担当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路・橋梁</td> <td>総務部、都市整備部</td> <td>関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）、警察署</td> </tr> <tr> <td>2 鉄道施設</td> <td></td> <td>東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）</td> </tr> <tr> <td>3 バス施設</td> <td></td> <td>バス事業者</td> </tr> <tr> <td>4 河川施設</td> <td>都市整備部</td> <td>関東地方整備局、東京都建設局</td> </tr> <tr> <td>5 ライフライン施設</td> <td></td> <td>東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、東日本電信電話（株）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 道路・橋梁	総務部、都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）、警察署	2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）	3 バス施設		バス事業者	4 河川施設	都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局	5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、東日本電信電話（株）	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第2節 予防方針 ■対策の項目と担当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路・橋梁</td> <td>総務部、都市整備部</td> <td>東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）、警察署</td> </tr> <tr> <td>2 鉄道施設</td> <td></td> <td>東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）</td> </tr> <tr> <td>3 バス施設</td> <td></td> <td>バス事業者</td> </tr> <tr> <td>4 河川施設</td> <td>都市整備部</td> <td>江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局</td> </tr> <tr> <td>5 ライフライン施設</td> <td></td> <td>東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 道路・橋梁	総務部、都市整備部	東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）、警察署	2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）	3 バス施設		バス事業者	4 河川施設	都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局	5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）	
項目	葛飾区	防災関係機関																																						
1 道路・橋梁	総務部、都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）、警察署																																						
2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）																																						
3 バス施設		バス事業者																																						
4 河川施設	都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局																																						
5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、東日本電信電話（株）																																						
項目	葛飾区	防災関係機関																																						
1 道路・橋梁	総務部、都市整備部	東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）、警察署																																						
2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）																																						
3 バス施設		バス事業者																																						
4 河川施設	都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局																																						
5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）																																						
57	83	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第2節 予防方針 1-1 区道の整備 (2) 避難路の整備 ① 補助 274 号線 ② 補助 276 号線 ③ 補助 284 号線 ④ 区画街路 4 号線 ⑤ 補助 138 号線 ⑥ 補助 261 号線 ⑦ 補助 264 号線 ⑧ 補助 279 号線 ⑨ 補助 282 号線 ⑩ 区画街路 6 号線	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第2節 予防方針 1-1 区道の整備 (2) 避難路の整備 ① 補助 138 号線 ② 補助 261 号線 ③ 補助 264 号線 ④ 補助 274 号線 ⑤ 補助 276 号線 ⑥ 補助 279 号線 ⑦ 補助 282 号線 ⑧ 補助 284 号線 ⑨ 区画街路 4 号線 ⑩ 区画街路 6 号線																																					

番号	頁	旧	新	備考
58	86	<p>第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／ 第2節 予防方針 1-6 緊急通行車両の事前届出 区は、災害時に緊急通行車両として使用を予定している車両について、事前届出の申請書を警察署に提出し、公安委員会から届出済証の交付を受ける。</p>	<p>第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／ 第2節 予防方針 1-6 緊急通行（輸送）車両等の事前申請 区は、災害時に緊急通行（輸送）車両として使用を予定している車両について、緊急通行（輸送）車両確認申出書等を警察署に提出し、公安委員会から標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける。 <u>民間事業者等の活動のうち、災害時に優先すべきものに使用される車両は、規制除外車両事前届出書等を警察署に提出し、事前届出済証の交付を受け、災害発生時に標章・証明書の交付をスムーズに受け取ることができるようにしておく。</u></p>	
59	91	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第2節 予防方針 5-1 水道施設 (1) 水道施設の耐震化の着実な推進 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、<u>それぞれの重要度や更新時期等を踏まえながら、計画的に進めていく。</u> また、その他の施設についても耐震化を推進する。 (2) <u>耐震継手管への取替えの推進</u> 管路については、区の避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化を完了しており、引き続き、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を重点的に進めます。 (3) <u>バックアップ機能の更なる強化</u> 震災などで浄水場等が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、給水所への送水管の二系統化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。 (4) <u>自家発電設備の増強等による電力の自立化</u> 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を確保するため、浄水場等に自家発電設備を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにしていく。</p>	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第2節 予防方針 5-1 水道施設 (1) 水道施設の耐震化の推進 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、<u>浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。</u>また、その他の施設についても耐震化を推進する。 (2) <u>管路の効果的な耐震継手化の推進</u> 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、<u>首都中枢・緊急医療機関及び震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化を完了した。現在は、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域について、重点的に管路の耐震継手化を進め、令和10年度までに解消する。</u> (3) <u>バックアップ機能の強化</u> 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、<u>導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。</u> (4) <u>自家発電設備の新設・増強</u> 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、<u>安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家発電設備を新設・増強し、運用に必要な電力を確保する。</u></p>	
60	93	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第2節 予防方針</p>	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第2節 予防方針</p>	

番号	頁	旧	新	備考																																				
		5-4 ガス施設 東京ガスネットワーク（株）は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、又は発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。	5-4 ガス施設 ※削除																																					
61	96	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 ■対策の項目と担当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路・橋梁</td> <td>総務部、都市整備部</td> <td>警察署、関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）</td> </tr> <tr> <td>2 鉄道施設</td> <td></td> <td>東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）</td> </tr> <tr> <td>3 バス施設</td> <td></td> <td>都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株）</td> </tr> <tr> <td>4 河川施設</td> <td>都市整備部</td> <td>関東地方整備局、東京都建設局</td> </tr> <tr> <td>5 ライフライン施設</td> <td></td> <td>東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、通信事業者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 道路・橋梁	総務部、都市整備部	警察署、関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）	2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）	3 バス施設		都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株）	4 河川施設	都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局	5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、通信事業者	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 ■対策の項目と担当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路・橋梁</td> <td>総務部、都市整備部</td> <td>警察署、東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）</td> </tr> <tr> <td>2 鉄道施設</td> <td></td> <td>東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）</td> </tr> <tr> <td>3 バス施設</td> <td></td> <td>都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株）</td> </tr> <tr> <td>4 河川施設</td> <td>都市整備部</td> <td>江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局</td> </tr> <tr> <td>5 ライフライン施設</td> <td></td> <td>東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、通信事業者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 道路・橋梁	総務部、都市整備部	警察署、東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）	2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）	3 バス施設		都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株）	4 河川施設	都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局	5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、通信事業者	
項目	葛飾区	防災関係機関																																						
1 道路・橋梁	総務部、都市整備部	警察署、関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）																																						
2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）																																						
3 バス施設		都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株）																																						
4 河川施設	都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局																																						
5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、通信事業者																																						
項目	葛飾区	防災関係機関																																						
1 道路・橋梁	総務部、都市整備部	警察署、東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）																																						
2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）																																						
3 バス施設		都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株）																																						
4 河川施設	都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局																																						
5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、通信事業者																																						
62	96	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 1-1 交通規制 （1）第一次交通規制 ■緊急自動車専用路指定予定路線 国道4号ほか（日光街道ほか）、国道17号ほか（白山通りほか）、国道20号（甲州街道ほか）、国道246号（青山通りほか）、都道8号ほか（目白通りほか）、都道405号ほか（外堀通りほか）、首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道全線	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 1-1 交通規制 （1）第一次交通規制 ■緊急自動車専用路指定予定路線 都道8号ほか（目白通りほか）、都道405号ほか（外堀通りほか）、首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道全線																																					
63	97	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 1-1 交通規制	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 1-1 交通規制																																					

番号	頁	旧	新	備考
		<p>(2) 第二次交通規制                      ② 緊急交通路の指定                      第一交通規制で指定した緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定するとともに、被災状況に応じて原則として「緊急交通路指定予定路線」に掲げる路線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する。                      ■緊急交通路指定予定路線                      国道1号(第二京浜ほか)、国道6号(水戸街道ほか)、国道14号(京葉道路)、国道15号(第一京浜ほか)、国道17号(新大宮バイパス)、国道122号(北本通りほか)、国道254号(川越街道ほか)、国道357号(湾岸道路)、都道2号(中原街道)、都道4号ほか(青梅街道ほか)、都道7号(井の頭通りほか)、都道312号(目黒通り)、都道315号ほか(蔵前橋通りほか)、国道16号(東京環状ほか)、国道20号(日野バイパスほか)、国道139号(旧青梅街道)、国道246号(大和厚木バイパス)、都道9号(稲城大橋通りほか)、都道14号(東八道路)、都道15号ほか(小金井街道)、都道17号ほか(府中街道ほか)、都道18号(鎌倉街道ほか)、都道20号ほか(川崎街道)、都道29号ほか(新奥多摩街道ほか)、都道43号ほか(芋窪街道ほか)、都道47号ほか(町田街道)、都道51号(町田厚木線)、都道59号(八王子武蔵村山線)、都道121号(三鷹通り)、都道153号ほか(中央南北線ほか)、都道158号(多摩ニュータウン通り)、都道169号ほか(新滝山街道ほか)、都道173号(北野街道)、都道248号ほか(新小金井街道)、都道256号(甲州街道)</p>	<p>(2) 第二次交通規制                      ② 緊急交通路の指定                      第一交通規制で指定した緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定するとともに、被災状況に応じて原則として「緊急交通路指定予定路線」に掲げる路線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行(輸送)車両等以外の車両の通行を禁止する。                      ■緊急交通路指定予定路線                      国道6号(水戸街道ほか)、都道2号(中原街道)、都道4号ほか(青梅街道ほか)、都道7号(井の頭通りほか)、都道312号(目黒通り)、都道315号ほか(蔵前橋通りほか)、国道16号(東京環状ほか)、国道20号(日野バイパスほか)、国道139号(旧青梅街道)、国道246号(大和厚木バイパス)、都道9号(稲城大橋通りほか)、都道14号(東八道路)、都道15号ほか(小金井街道)、都道17号ほか(府中街道ほか)、都道18号(鎌倉街道ほか)、都道20号ほか(川崎街道)、都道29号ほか(新奥多摩街道ほか)、都道43号ほか(芋窪街道ほか)、都道47号ほか(町田街道)、都道51号(町田厚木線)、都道59号(八王子武蔵村山線)、都道121号(三鷹通り)、都道153号ほか(中央南北線ほか)、都道158号(多摩ニュータウン通り)、都道169号ほか(新滝山街道ほか)、都道173号(北野街道)、都道248号ほか(新小金井街道)、都道256号(甲州街道)</p>	
64	98	第1部/第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保/第3節 応急対策 1-2 緊急通行車両の確認 (1) 標章の交付	第1部/第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保/第3節 応急対策 1-2 緊急通行車両の確認 (1) 緊急通行(輸送)車両確認申出済の車両	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>区は、既に緊急通行車両の事前届出をしている車両については、公安委員会で標章の交付を受ける。事前届出をしていない車両については、警察署（公安委員会）に確認申請書を提出し、標章等の交付を受ける。</p> <p>(2) 広域応援車両への標章の交付 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受けることができる。 ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。</p> <p>(3) 規制除外車両 災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外される。</p> <p>(4) 緊急通行車両の確認事務 警察署は、総武陸橋下交差点、青戸八丁目交差点に交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急車両の確認事務を行うとともに、葛飾、亀有各警察署においても、緊急通行車両の確認事務を行う。</p>	<p>すでに標章・証明書の交付を受けているため、標章を車両に掲示し緊急交通路を通行できる。交通検問所等で停止を求められた際は、車両に掲示している標章の確認を受ける。</p> <p>(2) 緊急通行（輸送）車両確認申出を新規で申請する車両 緊急通行（輸送）車両の確認申出に関する手続に従って必要書類を準備し、書類審査を受け標章・証明書の交付を受ける。</p> <p>(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両 廃止された「大規模災害時における緊急交通路の交通規制に係る緊急通行車両の確認について（通知）」（平成25年6月28日）に基づき、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている場合、「緊急通行車両確認申出書」を記載し、標章・証明書の交付を受ける。</p> <p>(4) 規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両 すでに交付を受けている規制除外車両事前届出済証を提示し、「規制除外車両確認申出書」を記載し、標章・証明書の交付を受ける。</p> <p>(5) 規制除外車両事前届出済証の交付を受けていない車両 規制除外車両の事前届出に関する手続と同様の添付書類を準備し、「規制除外車両確認申出書」を提出し、書類審査を受け標章・証明書の交付を受ける。</p> <p>(6) 緊急通行（輸送）車両等の確認事務 警察署は、総武陸橋下交差点、青戸八丁目交差点に交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行うとともに、葛飾、亀有各警察署においても、緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行う。その他、都道府県警察本部、交通機動隊、高速道路交通警察隊、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、緊急交通路上の交通検問所において、緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行う。</p>	
65	99	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 1-5 共同溝に関する情報収集 (1) 消防署は、一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で義務付けられた消防活動上必要な事項についての届出を受け、情報を把握する。</p>	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 1-5 共同溝に関する情報収集 (1) 火災予防条例により一定規模以上の共同溝、とう道について、消防活動上必要な事項の届出が義務付けられているため、消防署は、情報を把握し、事前の消防対策を確立する。</p>	
66	101	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 4-2 防災船着場の運用 ■船舶等の接岸可能地点</p>	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 4-2 防災船着場の運用 ■船舶等の接岸可能地点</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧				新				備考	
		施設所在地・名称	限界トン数	接岸地延長	備考	施設所在地・名称	限界トン数	接岸地延長	備考		
		1	葛飾区柴又公園船着場 柴又7-19番先（江戸川右岸）	40 t	30m	○	1	葛飾区柴又公園船着場 柴又7-19番先（江戸川右岸）	40 t	30m	○ 区条例
		2	青戸六丁目広場付近護岸 青戸6-40番先（中川右岸）	40 t	30m		2	青戸六丁目広場付近護岸 青戸6-40番先（中川右岸）	40 t	30m	江戸川 河川事 務所が 整備し、 区が門 扉を設 置
		3	東京東部漁協荒天時避難繋船場 奥戸7-20番先（中川左岸）	30 t	10m	民間施設					
		4	第五建設事務所上平井橋係留所 東四つ木1-1番先（中川右岸）	30 t	10m		3	東京東部漁協荒天時避難繋船場 奥戸7-20番先（中川左岸）	30 t	10m	民間施設
		5	葛飾区堀切菖蒲園船着場 堀切1-12番先（荒川左岸）	40 t	30m	○	4	第五建設事務所上平井橋係留所 東四つ木1-1番先（中川右岸）	30 t	10m	
		6	ミヨシ油脂（株）専用荷揚げ場 堀切4-66番先（荒川左岸）	30 t	10m	民間施設	5	葛飾区堀切菖蒲園船着場 堀切1-12番先（荒川左岸）	40 t	30m	○ 区条例
		7	西新小岩防災船着場 西新小岩1-1番先（中川左岸）	30 t	30m	○	6	西新小岩防災船着場 西新小岩1-1番先（中川左岸）	30 t	30m	○
		8	葛飾区東立石緑地公園船着場 東立石4-4番先（中川右岸）	75 t	30m	○	7	葛飾区東立石緑地公園船着場 東立石4-4番先（中川右岸）	75 t	30m	○ 区条例
		9	葛飾区北沼公園船着場 奥戸8-17番地先（新中川右岸）	90 t	30m	○	8	葛飾区北沼公園船着場 奥戸8-17番地先（新中川右岸）	90 t	30m	○ 区条例
		10	奥戸総合スポーツセンター船着場 奥戸7-17番地先（中川左岸）	138 t	30m	○	9	奥戸総合スポーツセンター船着場 奥戸7-17番地先（中川左岸）	138 t	30m	○ 区条例
		○ 東京都の防災船着場整備計画に位置づけられているもの 区条例 葛飾区船着場条例で位置づけられているもの									
67	105	第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 5-5 ガス施設 (1) 東京ガスネットワーク 東京ガスネットワーク（株）は、次の対策を実施する。 ① 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。 ② 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。				第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第3節 応急対策 5-5 ガス施設 (1) 東京ガス（株） ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防災するため、あらかじめ定められた手順により実施する。 具体的な手順は以下のとおり。					

番号	頁	旧	新	備考																		
		<p>③ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。</p> <p>④ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</p> <p>⑤ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。</p> <p>⑥ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</p> <p>⑦ その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。</p> <p>⑧ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。</p>	<p>① 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。</p> <p>② 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調整を必要とする資機材は速やかに確保する。</p> <p>③ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。</p> <p>④ 被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。</p> <p>⑤ 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒程度の地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分離する。</p> <p>⑥ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。</p> <p>⑦ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。</p> <p>⑧ ガス管に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。</p> <p>さらに、必要に応じて次の対応を行う。</p> <p>ア 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。</p> <p>イ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。</p> <p>ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。</p>																			
68	107	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第4節 復旧対策</p> <p>■対策の項目と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路・橋梁</td> <td>都市整備部</td> <td>関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）</td> </tr> <tr> <td>2 鉄道施設</td> <td>-</td> <td>東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 道路・橋梁	都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）	2 鉄道施設	-	東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第4節 復旧対策</p> <p>■対策の項目と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路・橋梁</td> <td>都市整備部</td> <td>東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）</td> </tr> <tr> <td>2 鉄道施設</td> <td>-</td> <td>東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 道路・橋梁	都市整備部	東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）	2 鉄道施設	-	東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）	
項目	葛飾区	防災関係機関																				
1 道路・橋梁	都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局、首都高速道路（株）																				
2 鉄道施設	-	東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）																				
項目	葛飾区	防災関係機関																				
1 道路・橋梁	都市整備部	東京国道事務所、首都国道事務所、東京都建設局、首都高速道路（株）																				
2 鉄道施設	-	東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）																				

番号	頁	旧	新	備考																		
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>京成電鉄(株)、北総鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>河川施設 都市整備部</td> <td>関東地方整備局、東京都建設局</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ライフライン施設 -</td> <td>東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、通信事業者</td> </tr> </table>			京成電鉄(株)、北総鉄道(株)	3	河川施設 都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局	4	ライフライン施設 -	東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、通信事業者	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>京成電鉄(株)、北総鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>河川施設 都市整備部</td> <td>江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ライフライン施設 -</td> <td>東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスグループ、通信事業者</td> </tr> </table>			京成電鉄(株)、北総鉄道(株)	3	河川施設 都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局	4	ライフライン施設 -	東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスグループ、通信事業者	
		京成電鉄(株)、北総鉄道(株)																				
3	河川施設 都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局																				
4	ライフライン施設 -	東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、通信事業者																				
		京成電鉄(株)、北総鉄道(株)																				
3	河川施設 都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都建設局																				
4	ライフライン施設 -	東京都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスグループ、通信事業者																				
69	110	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第4節 復旧対策</p> <p>4-4 ガス施設</p> <p>東京ガスネットワーク(株)は、ガスの供給を停止した場合の復旧作業について、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。</p> <p>① 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。</p> <p>② 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。</p> <p>③ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。</p> <p>④ メーターガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。</p> <p>⑤ 都市ガスの復旧は、2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断したりして地域を分割する。</p> <p>⑥ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。</p> <p>⑦ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。</p> <p>⑧ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。</p> <p>さらに、必要に応じて次の対応を行う。</p> <p>ア 社会的優先度の高い病院や社会福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。</p> <p>イ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。</p> <p>ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。</p>	<p>第1部／第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／第4節 復旧対策</p> <p>4-4 ガス施設</p> <p>地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。</p> <p>① 社会的優先度の高い病院や社会福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。</p> <p>② 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。</p> <p>③ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。</p>																			

番号	頁	旧	新	備考
70	113	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 ① 初動対応体制の整備 総合防災訓練、地域防災訓練等を通じて、区、区民、防災関係機関が対応を習熟するとともに、区は、防災システム等を活用した初動対応についての訓練を継続的に実施し、対応力の向上を図る。</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 ① 初動対応体制の整備 総合防災訓練、地域の防火防災訓練等を通じて、区、区民、防災関係機関が対応を演練するとともに、区は、防災システム等を活用した初動対応についての訓練を継続的に実施し、対応力の向上を図る。</p>	
71	116	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第2節 予防対策 2-1 防火防災訓練の実施 (2) 防火防災訓練 防災市民組織、自治町会、学校、保育園、幼稚園等は、地域や施設における防火防災訓練を実施する。区及び消防署並びに消防団は、初期消火や応急救護等の訓練を指導する。</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第2節 予防対策 2-1 防火防災訓練の実施 (2) 防火防災訓練 防災市民組織、自治町会、学校、保育園、幼稚園等は、地域や施設における防火防災訓練を実施する。区並びに消防署及び消防団は、初期消火や応急救護等の訓練を指導する。</p>	
72	118	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第2節 予防対策 2-6 消防署の防災訓練 (1) 初期消火訓練 ① 地震火災等の各種災害に対処するため、消防団、事業所、地域住民を対象として軽可搬ポンプ、スタンドパイプ及び訓練用消火器を活用し実践的な初期消火訓練を行うとともに、東京消防庁災害時支援ボランティアを含む総合防災訓練を実施する。 ② 東京消防庁は全庁的に年1回、震災消防訓練を実施する。  ～（以下、省略）～</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第2節 予防対策 2-6 消防署の震災消防訓練 消防署は、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、総合震災消防訓練を実施する。 (1) 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する (2) 参加関係機関は、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結団体等とする。 ～（以下、削除）～</p>	
73	121	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第2節 予防対策 2-7 ライフライン機関等の防災訓練 (3) 東京ガスネットワーク（株） 東京ガスネットワーク（株）の各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第2節 予防対策 2-7 ライフライン機関等の防災訓練 (3) 東京ガスグループ 東京ガスグループは、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</p>	
74	123	第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化	第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>第2節 予防対策 4-2 消防署の消防活動体制 消防署は、同時多発性・広域性を有する地震火災、救助・救急事象に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に関する実践的・効果的な以下の訓練を通して消防活動体制を整備するとともに、消防団に対する教育訓練を充実させる。</p>	<p>第2節 予防対策 4-2 消防署の消防活動体制 消防署は、同時多発性・広域性を有する地震火災、救助・救急事象に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に関する実践的・効果的な訓練を通して消防活動体制を整備する。</p>	
75	123	<p>第1部/第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化/ 第2節 予防対策 5 広域連携体制の構築 区は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、都及び周辺区市との連携体制を構築するほか、広域災害を考慮して、遠隔地の自治体との相互応援協定を締結するよう努める。</p>	<p>第1部/第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化/ 第2節 予防対策 5 広域連携体制の構築 区は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、速やかに災害対応を実施できるよう、都と区市町村との間で、「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」を令和3年12月27日に締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあつせん、物資や資機材の提供及びあつせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築した。更に、広域災害を考慮して、遠隔地の自治体との相互応援協定を締結するよう努める。</p>	
76	129	<p>第1部/第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化/ 第3節 応急対策 1-5 施設管理班 班長：施設部長 (1) 資源維持管理担当 リーダー：施設管理課長 サブリーダー：学校施設計画担当課長、施設維持課長 班員：施設管理課、施設維持課</p>	<p>第1部/第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化/ 第3節 応急対策 1-5 施設管理班 班長：施設部長 (1) 資源維持管理担当 リーダー：施設管理課長 サブリーダー：学校施設計画担当課長、施設維持課長 班員：施設調整係長、施設維持課</p>	
77	134	<p>第1部/第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化/ 第3節 応急対策 2-3 災害対策本部の組織 ■災害対策本部事務分掌  災対政策経営部 災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること 災害対策予算に関すること 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関すること 電算センター及びデータセンターに設置されている情報システムの保全及び管理に関すること</p>	<p>第1部/第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化/ 第3節 応急対策 2-3 災害対策本部の組織 ■災害対策本部事務分掌  災対政策経営部 災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること 災害対策予算に関すること 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関すること 電算センター及び電算センターの付帯設備並びにインフラ統合基盤の復旧、保全及び管理に関すること。 電算センターに設置及びインフラ統合基盤に搭載されている情報システムの復旧、保全及び管理に関すること。</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>葛飾区情報システムの管理運営に関する規則第7条第2項第4号に規定する区長が別に定める情報システムの管理に関すること</p> <p><u>被災者生活再建支援システムに関すること</u></p> <p>災対施設部                      総合庁舎の保全及び維持管理に関すること                      災害救助法の適用前の<u>応急仮設住宅</u>の建設に関すること                      区有建築物の被害状況の調査に関すること                      区有建築物等の応急危険度判定に関すること                      区有建築物の応急修理及び補強に関すること                      区有建築物等の解体についての調整に関すること</p>	<p>災対施設部                      総合庁舎の保全及び維持管理に関すること                      災害救助法の適用前の<u>建設型応急住宅</u>の建設に関すること                      区有建築物の被害状況の調査に関すること                      区有建築物等の応急危険度判定に関すること                      区有建築物の応急修理及び補強に関すること                      区有建築物等の解体についての調整に関すること</p>	
78	136	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／                      第3節 応急対策                      2-3 災害対策本部の組織</p> <p>■災害対策本部事務分掌</p> <p>災対都市整備部                      都市計画に関する災害復旧計画及び復興計画の策定に関する                      こと                      民間建築物の被害状況調査に関すること                      応急仮設住宅に関すること                      ～（以下、省略）～</p> <p>災対教育委員会事務局</p> <p>学校児童・生徒及び幼稚園児の保護及び安否確認に関すること                      ～（中略）～  <u>私立学童保育クラブとの連絡及び調整に関すること</u>                      ～（以下、省略）～</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／                      第3節 応急対策                      2-3 災害対策本部の組織</p> <p>■災害対策本部事務分掌</p> <p>災対都市整備部                      都市計画に関する災害復旧計画及び復興計画の策定に関する                      こと                      民間建築物の被害状況調査に関すること                      応急仮設住宅等に関すること                      ～（以下、省略）～</p> <p>災対教育委員会事務局</p> <p>学校児童・生徒及び幼稚園児の保護及び安否確認に関すること                      ～（中略）～  <u>私立学童保育クラブに入会している児童の安否確認に関する                      こと</u>                      ～（以下、省略）～</p>	
79	140	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／                      第3節 応急対策                      4 消火・救助・救急活動</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／                      第3節 応急対策                      4 消火・救助・救急活動</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>4-1 警察署の活動                      (1) 活動態勢                      警察署は、それぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立する。                      ～（以下、省略）～</p>	<p>4-1 都災害対策本部の活動                      都災害対策本部は、次の活動を実施する。                      ① 救出・救助活動並びに応急対策に関し、都総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において調整を図る。                      ② 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。</p> <p>4-2 警察署の活動                      (1) 活動態勢                      警察署は、それぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立する。                      ～（以下、省略）～</p>	
80	141	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／                      第3節 応急対策                      4-2 消防署の活動                      ～（中略）～                      (2) 活動態勢                      ② 震災第一非常配備態勢                      震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合。                      ③ 震災第二非常配備態勢                      震度6弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合。                      ～（中略）～                      (4) 消火活動                      消防署は、次のように消火活動を行う。                      ① 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。                      ② 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難所・避難道路の防護活動を行う。                      ③ 道路閉塞、災害廃棄物等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、消防ポンプ等を活用して消火活動を実施する。</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／                      第3節 応急対策                      4-3 消防署の活動                      ～（中略）～                      (2) 活動態勢                      ② 震災第一非常配備態勢                      東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合。                      ③ 震災第二非常配備態勢                      東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合。                      ～（中略）～                      (4) 消火活動                      消防署は、次のように消火活動を行う。                      ① 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。                      ② 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所の防護活動を行う。                      ③ 道路閉塞、災害廃棄物等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。</p>	
81	142	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／                      第3節 応急対策</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／                      第3節 応急対策</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>4-3 消防団の活動 消防団は、次の活動を行う。 ～（中略）～</p> <p>⑤ 救急資機（器）材を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する<u>応急措置</u>を行い、安全な場所へ搬送を行う。</p> <p>⑥ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</p>	<p>4-4 消防団の活動 消防団は、次の活動を行う。 ～（中略）～</p> <p>⑤ 救急資機（器）材を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する<u>救護活動</u>を行い、安全な場所へ搬送を行う。</p> <p>⑥ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</p>	
82	148	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第3節 応急対策 6 ボランティア活動 6-2 区への対応 ※体制図</p>	<p>第1部／第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化／ 第3節 応急対策 6 ボランティア活動 6-2 区への対応 ※体制図の修正 ・「葛飾区災害ボランティアセンター」と「市民活動団体等」及び「区市町村（災害対策本部）」の間で「情報共有・調整」を行う旨を追記</p>	
83	149	<p>第1部／第5章 情報通信の確保／第1節 対策の基本方針 2 対策の現状</p> <p>① 区は、防災行政無線（固定系）により屋外放送設備及び屋内受令機に放送できる設備を整備している。また、現場との通信を確保するため防災行政無線（移動系）を整備している。 ～（中略）～</p> <p>④ 非常時の情報提供として、葛飾区安全・安心情報メール、エリアメールサービス、かつしかFM、区公式ツイッター・区公式フェイスブック・区防災行政無線確認用アプリ等での災害情報の広報を導入している。</p>	<p>第1部／第5章 情報通信の確保／第1節 対策の基本方針 2 対策の現状</p> <p>① 区は、防災行政無線（固定系）により屋外放送設備及び屋内受令機に放送できる設備を整備している。また、現場との通信を確保するため防災行政無線（移動系）を整備している。 ～（中略）～</p> <p>④ 非常時の情報提供として、葛飾区安全・安心情報メール、エリアメールサービス、かつしかFM、区公式 X(旧ツイッター)・区公式フェイスブック・区防災行政無線確認用アプリ等での災害情報の広報を導入している。</p>	<p>※以下、「ツイッター」は「X(旧ツイッター)」と記載</p>
84	156	<p>第1部／第5章 情報通信の確保／第3節 応急対策 1-4 警察署</p> <p>警察署は、<u>災害が発生するおそれのある異常な現象を認知したとき、又は災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは速やかに区に通報する。</u></p>	<p>第1部／第5章 情報通信の確保／第3節 応急対策 1-4 警察署</p> <p>警察署は、<u>被害状況又は被害発生のおそれのある状況等を認知したときは、速やかに関係機関との情報共有を図る。</u></p>	
85	160	<p>第1部／第5章 情報通信の確保／第3節 応急対策 3-3 消防署の広報</p>	<p>第1部／第5章 情報通信の確保／第3節 応急対策 3-3 消防署の広報</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>消防署は、次の広報活動を行う。</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>① 出火防止、初期消火の呼びかけ ～（中略）～</p> <p>④ ホームページ、東京消防庁公式アプリ等を活用した情報提供 ～（以下、省略）～</p>	<p>消防署は、次の広報活動を行う。</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>① 出火防止、初期消火の呼びかけ ～（中略）～</p> <p>④ ホームページ、<u>SNS</u>、東京消防庁公式アプリ等を活用した情報提供 ～（以下、省略）～</p>	
86	161	<p>第1部／第5章 情報通信の確保／第3節 応急対策</p> <p>4-3 消防署の相談</p> <p>消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で、各種相談、説明、案内にあたる。</p>	<p>第1部／第5章 情報通信の確保／第3節 応急対策</p> <p>4-3 消防署の相談</p> <p>消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で、各種相談等に応じる。</p>	
87	162	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第1節 対策の基本方針</p> <p>2 対策の現状</p> <p>① 区では、「葛飾区災害医療運営連絡会」にて、都の災害医療体制を踏まえた、ガイドラインに基づいた内容で、葛飾区災害医療救護計画を改定した。</p> <p>② 区内の災害拠点病院を中心とした、4つのブロック体制に分ける面的整備を行い、地域で連携した災害医療の充実を図る。 ～（中略）～</p> <p>⑤ 区災害医療コーディネーターと連携し、情報を集約、共有できるよう区災害歯科医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーター、区災害病院薬事コーディネーター及び区災害柔整リーダーを<u>新規</u>に設置する。</p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第1節 対策の基本方針</p> <p>2 対策の現状</p> <p>① 区では、「葛飾区災害医療運営連絡会」にて、都の災害医療体制を踏まえた、ガイドラインに基づいた内容で、葛飾区災害医療救護計画を改定した。</p> <p>② 区内の災害拠点病院等を中心とした、4つのブロック体制に分ける面的整備を行い、地域で連携した災害医療の充実を図る。 ～（中略）～</p> <p>⑤ 区災害医療コーディネーターと連携し、情報を集約、共有できるよう区災害歯科医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーター、区災害病院薬事コーディネーター及び区災害柔整リーダーを設置する。</p>	
88	163	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第1節 対策の基本方針</p> <p>4 対策の方向性</p> <p>① 多数の傷病者に対応する初動医療体制 ～（中略）～</p> <p>超急性期に傷病者の対応を迅速に行うため、<u>3つの災害拠点病院を中心に緊急医療救護所・災害拠点病院とでブロックを形成し、原則として傷病者の対応を実施する。</u></p> <p>～（中略）～</p> <p>③ <u>在宅療養者</u>で特段の医療配慮が必要な方への対応 在宅人工透析患者、在宅人工呼吸器使用者、難病患者、慢性疾患患者、高齢者、障害者等の医療が必要な人について、支援体制を検討する。</p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第1節 対策の基本方針</p> <p>4 対策の方向性</p> <p>① 多数の傷病者に対応する初動医療体制 ～（中略）～</p> <p>超急性期に傷病者の対応を迅速に行うため、<u>災害拠点病院及び災害拠点連携病院を中心に地域で連携した医療体制（ブロック体制）を形成し、可能な限り病院前に緊急医療救護所を開設して傷病者の受け入れを実施する。</u></p> <p>～（中略）～</p> <p>③ 特段の医療配慮が必要な方への対応 在宅人工透析患者、在宅人工呼吸器使用者、難病患者、慢性疾患患者、高齢者、障害者<u>及び妊産婦</u>等の医療が必要な人について、支援体制を検討する。</p>	
89	166	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第2節 予防対策</p> <p>1-1 初動医療体制の整備</p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第2節 予防対策</p> <p>1-1 初動医療体制の整備</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>(1) 各コーディネーター及びリーダーの任命 区は、あらかじめ葛飾区災害医療コーディネーターとして保健所長と区医師会代表者及び病院代表者を指定する。 葛飾区災害歯科医療コーディネーターとして、区歯科医師会副会長から指定する。 葛飾区災害薬事コーディネーターとして、薬剤師会理事から指定する。 葛飾区病院薬事コーディネーターとして、病院薬剤師代表を指定する。 葛飾区柔整リーダーとして、東京都柔道整復師会支部長を指定する。 ～（中略）～ 東京女子医科大学附属足立医療センター ～（中略）～ ※東京都医療コーディネーター</p>	<p>(1) 各コーディネーター及びリーダーの任命 区は、あらかじめ葛飾区災害医療コーディネーターとして保健所長と区医師会代表者及び病院代表者を指定する。 葛飾区災害歯科医療コーディネーターとして、区歯科医師会役員から指定する。 葛飾区災害薬事コーディネーターとして、薬剤師会理事から指定する。 葛飾区病院薬事コーディネーターとして、病院薬剤師代表を指定する。 葛飾区柔整リーダーとして、東京都柔道整復師会葛飾支部長を指定する。 ～（中略）～ 東京女子医科大学附属足立医療センター ～（中略）～ ※東京都災害医療コーディネーター</p>	
90	167	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第2節 予防対策 1-1 初動医療体制の整備 (3) 通信手段の確保 区は、健康部と緊急医療救護所、災害拠点病院、災害拠点連携病院、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーター、東京都医療コーディネーターとの情報連絡体制を整備する。</p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第2節 予防対策 1-1 初動医療体制の整備 (3) 通信手段の確保 区は、健康部と緊急医療救護所、災害拠点病院、災害拠点連携病院、<u>災害医療支援病院</u>、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターとの情報連絡体制を整備する。</p>	
91	168	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第2節 予防対策 1-1 初動医療体制の整備 (5) 医療スタッフの登録</p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第2節 予防対策 1-1 初動医療体制の整備 (5) 緊急医療救護所医療従事スタッフの登録</p>	
92	168	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第2節 予防対策 1-2 医薬品・医療用資器材の確保 (2) 葛飾区災害薬事コーディネーターの任命 葛飾区災害医療コーディネーターや災害拠点病院薬剤師部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行うため、災害薬事コーディネーターを任命する。区はあらかじめ、葛飾区災害薬事コーディネーターを区薬剤師会理事から任命する。また、葛飾区病院薬事コーディネーターとして、病院薬剤師代表から任命する。 ～（中略）～ (4) 協定の締結 区は、医薬品のランニングストックの供給や調剤薬局が扱わない医薬品の確保について、<u>医薬品卸売販売業者等と協定を締結し、連携を図る。</u></p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第2節 予防対策 1-2 医薬品・医療用資器材の確保 (2) 葛飾区災害薬事コーディネーターの任命 葛飾区災害医療コーディネーターや災害拠点病院薬剤師部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行うため、災害薬事コーディネーターを任命する。区はあらかじめ、葛飾区災害薬事コーディネーターを区薬剤師会理事から任命する。また、葛飾区災害病院薬事コーディネーターとして、病院薬剤師代表から任命する。 ～（中略）～ (4) 協定の締結 区は、医薬品のランニングストックの供給や調剤薬局が扱わない医薬品の確保について、<u>協定を締結した医薬品卸売販売業者や一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部と連携を図る。</u></p>	

番号	頁	旧	新	備考												
93	170	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p style="text-align: center;">■自助・共助の役割</p> <table border="1"> <tr> <td>区民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>防災市民組織等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> <li>・避難所等における要配慮者、病弱者等の見守り、支援に関すること</li> <li>・避難所等における清潔の維持、健康管理に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul>	防災市民組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> <li>・避難所等における要配慮者、病弱者等の見守り、支援に関すること</li> <li>・避難所等における清潔の維持、健康管理に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul>	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> </ul>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p style="text-align: center;">■自助・共助の役割</p> <table border="1"> <tr> <td>区民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>防災市民組織等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> <li>・避難所等における要配慮者、病弱者等の見守り、支援に関すること</li> <li>・避難所等における清潔の維持、健康管理に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul>	防災市民組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> <li>・避難所等における要配慮者、病弱者等の見守り、支援に関すること</li> <li>・避難所等における清潔の維持、健康管理に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul>	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> </ul>	
区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul>															
防災市民組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> <li>・避難所等における要配慮者、病弱者等の見守り、支援に関すること</li> <li>・避難所等における清潔の維持、健康管理に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul>															
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> </ul>															
区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul>															
防災市民組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> <li>・避難所等における要配慮者、病弱者等の見守り、支援に関すること</li> <li>・避難所等における清潔の維持、健康管理に関すること</li> <li>・行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関すること</li> </ul>															
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者等への応急手当に関すること</li> <li>・緊急医療救護所等への搬送に関すること</li> </ul>															
94	170	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p>1-1 医療情報の収集伝達</p> <p>区は、葛飾区災害医療コーディネーターを中心に、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会の協力を得て、</p> <p>～（中略）～</p> <p>区は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）*やFAXを活用し、医療機関の被災状況や活動状況を把握する</p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p>1-1 医療情報の収集伝達</p> <p>区は、葛飾区災害医療コーディネーターを中心に、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会及び東京都柔道整復師会葛飾支部の協力を得て、</p> <p>～（中略）～</p> <p>区は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）*やFAX、<u>医師会無線やIP無線等</u>を活用し、医療機関の被災状況や活動状況を把握する。</p>													
95	171	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p>1-2 緊急医療救護所の対応</p> <p>(1) 葛飾区災害医療コーディネーターの設置</p> <p style="text-align: center;">■葛飾区災害医療コーディネーターの役割</p> <table border="1"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 区の医療救護活動を統括・調整するために、区に対して医学的な助言を行う。</li> <li>② 傷病者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区内医療機関の調整を行う。</li> <li>③ 区内で傷病者等の収容先医療機関等の調整ができない場合に地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。</li> <li>④ 人工透析患者や在宅人工呼吸器使用者、難病患者等が緊急に治療を必要とする場合は、関係機関に必要な支援を要請する。</li> </ol> </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区の医療救護活動を統括・調整するために、区に対して医学的な助言を行う。</li> <li>② 傷病者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区内医療機関の調整を行う。</li> <li>③ 区内で傷病者等の収容先医療機関等の調整ができない場合に地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。</li> <li>④ 人工透析患者や在宅人工呼吸器使用者、難病患者等が緊急に治療を必要とする場合は、関係機関に必要な支援を要請する。</li> </ol>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p>1-2 緊急医療救護所の対応</p> <p>(1) 葛飾区災害医療コーディネーターの設置</p> <p style="text-align: center;">■葛飾区災害医療コーディネーターの役割</p> <table border="1"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 区の医療救護活動を統括・調整するために、区に対して医学的な助言を行う。</li> <li>② 傷病者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区内医療機関の調整を行う。</li> <li>③ 区内で傷病者等の収容先医療機関等の調整ができない場合に地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。</li> <li>④ 人工透析患者や在宅人工呼吸器使用者、難病患者及び妊産婦等が緊急に治療を必要とする場合は、関係機関に必要な支援を要請する。</li> </ol> </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区の医療救護活動を統括・調整するために、区に対して医学的な助言を行う。</li> <li>② 傷病者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区内医療機関の調整を行う。</li> <li>③ 区内で傷病者等の収容先医療機関等の調整ができない場合に地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。</li> <li>④ 人工透析患者や在宅人工呼吸器使用者、難病患者及び妊産婦等が緊急に治療を必要とする場合は、関係機関に必要な支援を要請する。</li> </ol>											
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区の医療救護活動を統括・調整するために、区に対して医学的な助言を行う。</li> <li>② 傷病者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区内医療機関の調整を行う。</li> <li>③ 区内で傷病者等の収容先医療機関等の調整ができない場合に地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。</li> <li>④ 人工透析患者や在宅人工呼吸器使用者、難病患者等が緊急に治療を必要とする場合は、関係機関に必要な支援を要請する。</li> </ol>																
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区の医療救護活動を統括・調整するために、区に対して医学的な助言を行う。</li> <li>② 傷病者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区内医療機関の調整を行う。</li> <li>③ 区内で傷病者等の収容先医療機関等の調整ができない場合に地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。</li> <li>④ 人工透析患者や在宅人工呼吸器使用者、難病患者及び妊産婦等が緊急に治療を必要とする場合は、関係機関に必要な支援を要請する。</li> </ol>																

番号	頁	旧	新	備考												
96	172	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p>1-2 緊急医療救護所の対応</p> <p>(2) 緊急医療救護所の設置</p> <p>■緊急医療救護所設置箇所</p> <table border="1"> <tr> <td>① 緊急医療救護所（11箇所）</td> <td>東金町小学校、柴原小学校、高砂中学校、道上小学校、南綾瀬小学校、青戸小学校、梅田小学校、新小岩中学校、中之台小学校、金町こどもセンター、ウェルピアかつしか校庭（テント）</td> </tr> <tr> <td>② 歯科医療救護所</td> <td>ひまわり応急歯科診療所、たんぼぼ応急歯科診療所</td> </tr> </table>	① 緊急医療救護所（11箇所）	東金町小学校、柴原小学校、高砂中学校、道上小学校、南綾瀬小学校、青戸小学校、梅田小学校、新小岩中学校、中之台小学校、金町こどもセンター、ウェルピアかつしか校庭（テント）	② 歯科医療救護所	ひまわり応急歯科診療所、たんぼぼ応急歯科診療所	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p>1-2 緊急医療救護所の対応</p> <p>(2) 緊急医療救護所の設置</p> <p>■緊急医療救護所 軽症処置エリア設置箇所</p> <table border="1"> <tr> <td>① 軽症処置エリア（11箇所）</td> <td>東金町小学校、柴原小学校、高砂中学校、道上小学校、南綾瀬小学校、青戸小学校、梅田小学校、新小岩中学校、中之台小学校、金町こどもセンター、ウェルピアかつしか校庭（テント）</td> </tr> <tr> <td>② 歯科医療救護所</td> <td>ひまわり応急歯科診療所、たんぼぼ応急歯科診療所</td> </tr> </table>	① 軽症処置エリア（11箇所）	東金町小学校、柴原小学校、高砂中学校、道上小学校、南綾瀬小学校、青戸小学校、梅田小学校、新小岩中学校、中之台小学校、金町こどもセンター、ウェルピアかつしか校庭（テント）	② 歯科医療救護所	ひまわり応急歯科診療所、たんぼぼ応急歯科診療所					
① 緊急医療救護所（11箇所）	東金町小学校、柴原小学校、高砂中学校、道上小学校、南綾瀬小学校、青戸小学校、梅田小学校、新小岩中学校、中之台小学校、金町こどもセンター、ウェルピアかつしか校庭（テント）															
② 歯科医療救護所	ひまわり応急歯科診療所、たんぼぼ応急歯科診療所															
① 軽症処置エリア（11箇所）	東金町小学校、柴原小学校、高砂中学校、道上小学校、南綾瀬小学校、青戸小学校、梅田小学校、新小岩中学校、中之台小学校、金町こどもセンター、ウェルピアかつしか校庭（テント）															
② 歯科医療救護所	ひまわり応急歯科診療所、たんぼぼ応急歯科診療所															
97	175	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p>2 医薬品・医療資器材の供給</p> <p>区は、次のとおり医療救護活動に使用する医薬品・医療資器材の調達を行う。</p> <p>～（中略）～</p> <p>③ 葛飾区薬剤師会に対して緊急医療救護所等に近隣の薬局等から医薬品等の供給を要請する。</p> <p>④ 区の備蓄及び薬局からの供給で医薬品が不足する場合は、災害薬事コーディネーターが「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結している医薬品卸売販売業者等関係業界団体等に供給を要請する。</p> <p>～（以下、省略）～</p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第3節 応急対策</p> <p>2 医薬品・医療資器材の供給</p> <p>区は、次のとおり医療救護活動に使用する医薬品・医療資器材の調達を行う。</p> <p>～（中略）～</p> <p>③ 葛飾区薬剤師会に対して、<u>緊急医療救護所等に近隣の薬局等からローリングストックで備蓄している医薬品等の供給を要請する。</u></p> <p>④ 区の備蓄及び薬局からの供給で医薬品が不足する場合は、災害薬事コーディネーターが「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結している医薬品卸売販売業者等関係業界団体等に供給を要請する。また、「災害時における応急物資の供給等に関する協定書」を締結している一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部にOTCや応急物資の供給等を要請する。</p> <p>～（以下、省略）～</p>													
98	180	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第4節 復旧対策</p> <p>1-2 防疫活動</p> <p>① 被災地や避難所における感染症発生状況の予防</p> <p>～（中略）～</p> <p>⑦ 被災動物の保護に関すること</p>	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第4節 復旧対策</p> <p>1-2 防疫活動</p> <p>① 被災地や避難所における感染症発生状況の予防</p> <p>～（中略）～</p> <p>⑦ <u>飼い主不明のペットの保護に関すること</u></p>													
99	181	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第4節 復旧対策</p> <p>■各班の業務内容</p> <table border="1"> <tr> <td>動物救護班</td> <td>○ 動物一時保護施設の設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 動物病院の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 避難所における動物飼養の把握及び適正飼養の指導</td> </tr> </table>	動物救護班	○ 動物一時保護施設の設置		○ 動物病院の被災状況の把握		○ 避難所における動物飼養の把握及び適正飼養の指導	<p>第1部／第6章 医療救護等対策／第4節 復旧対策</p> <p>■各班の業務内容</p> <table border="1"> <tr> <td>動物救護班</td> <td>○ 動物一時保護施設の設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 動物病院の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 負傷したペットの情報収集</td> </tr> </table>	動物救護班	○ 動物一時保護施設の設置		○ 動物病院の被災状況の把握		○ 負傷したペットの情報収集	
動物救護班	○ 動物一時保護施設の設置															
	○ 動物病院の被災状況の把握															
	○ 避難所における動物飼養の把握及び適正飼養の指導															
動物救護班	○ 動物一時保護施設の設置															
	○ 動物病院の被災状況の把握															
	○ 負傷したペットの情報収集															

番号	頁	旧	新	備考
100	186	第1部／第7章 帰宅困難者対策／第2節 予防対策 1-2 事業者における施設内待機計画の作成	第1部／第7章 帰宅困難者対策／第2節 予防対策 1-2 事業者における施設内待機計画の作成 ■従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方 ※追加	
101	188	第1部／第7章 帰宅困難者対策／第2節 予防対策 2 帰宅困難者への情報通信体制 区は、帰宅困難者等へ災害関連情報等の提供を行うためエリアメール等の情報提供ツールについて周知する。	第1部／第7章 帰宅困難者対策／第2節 予防対策 2 帰宅困難者への情報通信体制 区は、帰宅困難者等へ災害関連情報等の提供を行うためエリアメール等の情報提供ツールについて周知する。 都は、スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。	
102	188	第1部／第7章 帰宅困難者対策／第2節 予防対策 3 一時滞在施設の確保 区は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を指定し周知する。必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、協定を締結するなどして受入れ先を確保する。 なお、一時滞在施設の協定を締結した施設に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請する。要配慮者用スペースについても男女別となるよう要請する。 なお、 <u>L B G T s</u> の方への配慮も要請する。 ～（以下、省略）～	第1部／第7章 帰宅困難者対策／第2節 予防対策 3 一時滞在施設の確保 区は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を指定し周知する。必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、協定を締結するなどして受入れ先を確保する。 なお、一時滞在施設の協定を締結した施設に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請する。要配慮者用スペースについても男女別となるよう要請する。なお、 <u>性的マイノリティ</u> の方への配慮も要請する。 ～（以下、省略）～	

番号	頁	旧	新	備考																								
103	189	<p>第1部／第7章 帰宅困難者対策／第2節 予防対策 4-3 普及啓発 (1) 都・区 都及び区は区民に対して、「行動ルール」や「帰宅困難者心得10か条」、災害用伝言ダイヤル等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。</p>	<p>第1部／第7章 帰宅困難者対策／第2節 予防対策 4-3 普及啓発 (1) 都・区 都及び区は区民に対して、「行動ルール」や「帰宅困難者心得10か条」、災害用伝言ダイヤル等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。<u>また、鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について、区民・事業者</u>に周知する。</p> <p>～（中略）～</p> <p>(4) 事業者 <u>事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が收拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定し、従業員等に普及啓発を図る。</u> ① 帰宅時間が集中しないための対応 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。 ② 帰宅状況の把握 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。 また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。</p>																									
104	190	<p>第1部／第7章 帰宅困難者対策／第3節 応急対策 ■対策の項目と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 駅周辺での混乱防止</td> <td>地域振興部</td> <td>東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、北総鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>2 事業所等における帰宅困難者対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 学校、保育園等における帰宅困難者の保護</td> <td>教育委員会、子育て支援部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 駅周辺での混乱防止	地域振興部	東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、北総鉄道(株)	2 事業所等における帰宅困難者対策			3 学校、保育園等における帰宅困難者の保護	教育委員会、子育て支援部		<p>第1部／第7章 帰宅困難者対策／第3節 応急対策 ■対策の項目と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 駅周辺での混乱防止</td> <td>地域振興部</td> <td>東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、北総鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>2 事業所等における帰宅困難者対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 学校、保育施設等における帰宅困難者の保護</td> <td>教育委員会、子育て支援部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 駅周辺での混乱防止	地域振興部	東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、北総鉄道(株)	2 事業所等における帰宅困難者対策			3 学校、保育施設等における帰宅困難者の保護	教育委員会、子育て支援部		
項目	葛飾区	防災関係機関																										
1 駅周辺での混乱防止	地域振興部	東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、北総鉄道(株)																										
2 事業所等における帰宅困難者対策																												
3 学校、保育園等における帰宅困難者の保護	教育委員会、子育て支援部																											
項目	葛飾区	防災関係機関																										
1 駅周辺での混乱防止	地域振興部	東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、北総鉄道(株)																										
2 事業所等における帰宅困難者対策																												
3 学校、保育施設等における帰宅困難者の保護	教育委員会、子育て支援部																											

番号	頁	旧	新	備考
105	190	<p>第1部／第7章 帰宅困難者対策／第3節 応急対策</p> <p>1-1 駅周辺の混乱防止</p> <p>事業者は、施設内に待機している利用者の安全を確保し情報提供を行う。施設内での待機が困難な場合は、区が設置した一時滞在施設に誘導する。</p> <p>1-2 一時滞在施設の開設</p> <p>区は、事業者等から駅周辺の情報を把握し、施設管理者へ連絡するとともに、建物の安全性を確認し一時滞在施設を開設する。事業者は、一時滞在施設への誘導、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を待機者に提供する。</p>	<p>第1部／第7章 帰宅困難者対策／第3節 応急対策</p> <p>1-1 駅周辺の混乱防止</p> <p><u>区は、発災直後から、区内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどして、なるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。</u></p> <p>事業者は、施設内に待機している利用者の安全を確保し情報提供を行う。施設内での待機が困難な場合は、区が設置した一時滞在施設に誘導する。</p> <p>1-2 一時滞在施設の開設</p> <p>区は、事業者等から駅周辺の混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況を把握し、施設管理者へ連絡するとともに、建物の安全性を確認し一時滞在施設を開設する。事業者は、一時滞在施設への誘導、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を待機者に提供する。</p> <p><u>1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供</u></p> <p><u>都や区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。</u></p> <p><u>都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。</u></p>	
106	192	<p>第1部／第7章 帰宅困難者対策／第4節 復旧対策</p> <p>2 帰宅困難者への支援</p> <p>都は、帰宅支援の対象道路として策定した16路線（区内では、水戸街道、蔵前橋通り、環状七号線が対象）を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、<u>災害情報提供システム等</u>を活用して住民に情報提供する。</p> <p>区は、公共施設等において、飲料水・トイレ・把握している情報などを提供する。</p> <p>日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。</p>	<p>第1部／第7章 帰宅困難者対策／第4節 復旧対策</p> <p>2 帰宅困難者への支援</p> <p>都は、<u>円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、報道機関やホームページ、事業所防災リーダーシステム等を通じて事業者や区民等に提供する。また、帰宅支援の対象道路として指定した16路線（区内では、水戸街道、蔵前橋通り、環状七号線が対象）を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関やホームページ等を通じて事業所や区民等に情報提供する。</u></p> <p>区は、公共施設等において、飲料水・トイレ・把握している情報などを提供する。</p> <p>日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		日本郵便（株）は、郵便局（5局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状等の掲出を行う。集配郵便局においては、情報提供、休憩所として飲料水、トイレ等の提供を行う。	日本郵便（株）は、郵便局（5局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状等の掲出を行う。集配郵便局においては、情報提供、休憩所として飲料水、トイレ等の提供を行う。 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。	
107	194	第1部／第8章 避難者対策／第1節 対策の基本方針 1 基本的な考え方 ～（中略）～ さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、区や病院などでは新型コロナウイルス感染症対策と災害対応策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。区は、これらを効果的に行う体制を整備する取り組みを行う。	第1部／第8章 避難者対策／第1節 対策の基本方針 1 基本的な考え方 ～（中略）～ また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、区や病院などでは新型コロナウイルス感染症対策と災害対応策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。区は、これらを効果的に行う体制を整備する取り組みを行う。 さらに、避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、区は、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な意見を持つ住民の参画により、避難時の生活環境の向上に取り組む。	
108	195	第1部／第8章 避難者対策／第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 ① 東京湾北部地震の被害想定では、約 20 万人の避難者が発生し、そのうち、避難生活者が約 13 万人と予想されている。指定避難所の収容人数は、第一順位で約 84,000 人、第二順位で約 11,000 人、合計約 96,000 人であり、避難人口、避難生活者と比較すると避難人口の半分、避難生活者の 74%の収容となっている。そのため、耐震性のある自宅での生活の継続、広域避難を考慮した避難先の確保が必要となる。 ～（中略）～ ③ 避難所の生活においては、大規模災害の教訓により避難者による避難所自主運営体制の整備が必要である。避難生活時には、LGBTsの方への配慮も含め、要配慮者、女性等のニーズへの対応等が求められる。 ～（以下、省略）～	第1部／第8章 避難者対策／第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 ① 都心南部直下地震の被害想定では、約 17 万人の避難者が発生し、そのうち、避難所避難者数が約 11 万人と予想されている。指定避難所の収容人数は、仕器分を加味せず第一順位で約 63,000 人、第二順位で約 11,000 人、合計約 74,000 人であり、避難者数、避難所避難者数と比較すると避難者数の 44%、避難所避難者数の 67%の収容となっている。そのため、耐震性のある自宅での生活の継続、広域避難を考慮した避難先の確保が必要となる。 ～（中略）～ ③ 避難所の生活においては、大規模災害の教訓により避難者による避難所自主運営体制の整備が必要である。避難生活時には、性的マイノリティの方への配慮も含め、要配慮者、女性等のニーズへの対応等が求められる。 ～（以下、省略）～	※指定避難所の収容人数（第一順位）を算出中であり、今後、修正

番号	頁	旧	新	備考																																																			
109	196	第1部／第8章 避難者対策／第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 ⑦ 避難者の分散 避難所における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、在宅避難、縁故避難の推進や避難所の拡充等の対策について検討する。	第1部／第8章 避難者対策／第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 ⑦ 避難者の分散 避難所の収容人数に限りがあること、避難所における新型コロナウイルス感染症拡大を防止することを踏まえ、自宅での生活が可能な場合における在宅避難、縁故避難の推進や避難所の拡充等の対策について検討する。																																																				
110	198	第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 ■対策の項目と担当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難体制の整備</td> <td>域振興部、子育て支援部、教育委員会事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所等の指定・安全化</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難所の自主体制の整備</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 要配慮者支援体制の整備</td> <td>福祉部</td> <td>警察署、消防署</td> </tr> <tr> <td>5 ペット対策</td> <td>健康部</td> <td>東京都、東京都獣医師会葛飾支部</td> </tr> <tr> <td>6 車中泊</td> <td>地域振興部、都市整備部</td> <td>警察署</td> </tr> <tr> <td>7 感染症対策</td> <td>健康部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 避難所へのホームレス受入れ体制の整備</td> <td>地域振興部、福祉部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 避難体制の整備	域振興部、子育て支援部、教育委員会事務局		2 避難所等の指定・安全化	地域振興部		3 避難所の自主体制の整備	地域振興部		4 要配慮者支援体制の整備	福祉部	警察署、消防署	5 ペット対策	健康部	東京都、東京都獣医師会葛飾支部	6 車中泊	地域振興部、都市整備部	警察署	7 感染症対策	健康部		8 避難所へのホームレス受入れ体制の整備	地域振興部、福祉部		第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 ■対策の項目と担当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難体制の整備</td> <td>域振興部、子育て支援部、教育委員会事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所等の指定・安全化</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難所の自主体制の整備</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 要配慮者支援体制の整備</td> <td>福祉部、健康部</td> <td>警察署、消防署</td> </tr> <tr> <td>5 ペット対策</td> <td>健康部</td> <td>東京都、東京都獣医師会葛飾支部</td> </tr> <tr> <td>6 分散避難</td> <td>地域振興部、都市整備部、健康部</td> <td>警察署</td> </tr> <tr> <td>7 避難所へのホームレス受入れ体制の整備</td> <td>地域振興部、福祉部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 避難体制の整備	域振興部、子育て支援部、教育委員会事務局		2 避難所等の指定・安全化	地域振興部		3 避難所の自主体制の整備	地域振興部		4 要配慮者支援体制の整備	福祉部、健康部	警察署、消防署	5 ペット対策	健康部	東京都、東京都獣医師会葛飾支部	6 分散避難	地域振興部、都市整備部、健康部	警察署	7 避難所へのホームレス受入れ体制の整備	地域振興部、福祉部		
項目	葛飾区	防災関係機関																																																					
1 避難体制の整備	域振興部、子育て支援部、教育委員会事務局																																																						
2 避難所等の指定・安全化	地域振興部																																																						
3 避難所の自主体制の整備	地域振興部																																																						
4 要配慮者支援体制の整備	福祉部	警察署、消防署																																																					
5 ペット対策	健康部	東京都、東京都獣医師会葛飾支部																																																					
6 車中泊	地域振興部、都市整備部	警察署																																																					
7 感染症対策	健康部																																																						
8 避難所へのホームレス受入れ体制の整備	地域振興部、福祉部																																																						
項目	葛飾区	防災関係機関																																																					
1 避難体制の整備	域振興部、子育て支援部、教育委員会事務局																																																						
2 避難所等の指定・安全化	地域振興部																																																						
3 避難所の自主体制の整備	地域振興部																																																						
4 要配慮者支援体制の整備	福祉部、健康部	警察署、消防署																																																					
5 ペット対策	健康部	東京都、東京都獣医師会葛飾支部																																																					
6 分散避難	地域振興部、都市整備部、健康部	警察署																																																					
7 避難所へのホームレス受入れ体制の整備	地域振興部、福祉部																																																						
111	198	第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 1-2 園児、児童、生徒の保護体制の整備 (1) 連絡体制の整備 学校、保育園等は、昼間に災害が発生した場合に備え、園児、児童、生徒の引き渡し方法や保護者等との連絡方法について検討する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区から必要な情報を受けて、各園における体制の整備を促す。 (2) 物資の備蓄 学校、保育園等は、保護者の引き取りがない場合に備え、飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。	第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 1-2 園児、児童、生徒の保護体制の整備 (1) 連絡体制の整備 学校、 <u>保育施設</u> 等は、昼間に災害が発生した場合に備え、園児、児童、生徒の引き渡し方法や保護者等との連絡方法について検討する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区から必要な情報を受けて、各園における体制の整備を促す。 (2) 物資の備蓄 学校、 <u>保育施設</u> 等は、保護者の引き取りがない場合に備え、飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。																																																				

番号	頁	旧	新	備考
112	200	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 2-3 避難所の指定・安全化 (3) 避難所の整備</p> <p>区は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の防火安全対策、食料、飲料水、資器材等の備蓄、マンホールトイレの整備、外壁、窓ガラス等の落下防止等を実施する。</p> <p>また、要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。</p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 2-3 避難所の指定・安全化 (3) 避難所の整備</p> <p>区は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の防火安全対策、食料、飲料水、資器材等の備蓄、<u>通信環境の確保</u>、マンホールトイレの整備、外壁、窓ガラス等の落下防止等を実施する。</p> <p>また、要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。</p> <p><u>さらに、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。</u></p>	
113	200	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 3 避難所の自主体制の整備</p> <p>区は、小・中学校周辺の自治町会や教職員等で避難所運営組織を結成し、避難所運営に関する会議や訓練を支援する。これにより、発災直後に自主的な避難所の開設と運営が行うことができる体制を構築する。なお、避難所運営組織には、女性と男性の両方を配置するよう努める。</p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 3 避難所の自主体制の整備</p> <p>区は、小・中学校周辺の自治町会や教職員等で避難所運営組織を結成し、避難所運営に関する会議や訓練を支援する。これにより、発災直後に自主的な避難所の開設と運営が行うことができる体制を構築する。なお、避難所運営組織には、女性と男性の両方を配置するよう努める。<u>また、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p>	
114	202	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 4-2 避難行動要支援者名簿の作成等 (4) 名簿の提供</p> <p>① 平時</p> <p>名簿を避難支援等関係者に名簿を提供するにあたっては、避難行動要支援者の同意を得ることとする。ただし、警察署、消防署については、<u>葛飾区個人情報保護条例により本人の同意を得ないでも外部提供ができるものとする。</u></p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 4-2 避難行動要支援者名簿の作成等 (4) 名簿の提供</p> <p>① 平時</p> <p>名簿を避難支援等関係者に名簿を提供するにあたっては、避難行動要支援者の同意を得ることとする。ただし、警察署、消防署については、<u>葛飾区災害対策条例に基づき本人の同意を得ないでも外部提供ができるものとする。</u></p>	

番号	頁	旧	新	備考
115	203	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 4-3 個別避難計画の整備</p> <p>区は、要配慮避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別避難計画の作成を推進する。</p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 4-3 個別避難計画等の整備</p> <p><u>避難行動要支援者をはじめとした災害時要配慮者の方の命を守るため、高齢者や障害者、人工呼吸器使用者といった避難行動要支援者等が災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画」や「災害時個別支援計画」の作成と併せて、見直しを行う。</u></p> <p><u>また、平時から自治町会など、地域における安否確認・避難支援の仕組みづくりや、避難先となる、福祉施設のBCPの策定支援などを進め、地域の方や民間事業者の協力体制のもと、個別評価等の実効性を確保していく。</u></p> <p><u>(1) 個別避難計画</u></p> <p>区は、要配慮避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別避難計画の作成を推進する。</p> <p><u>なお、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者の事前調整や、福祉避難所への直接避難の考え方を踏まえながら、福祉避難所となる施設での要配慮者対応について、現状と課題を調査し、避難所の在り方を検討する。</u></p> <p><u>(2) 災害時個別支援計画</u></p> <p><u>区は、在宅人工呼吸器使用者を対象とした災害時個別支援計画の作成を推進する。</u></p>	
116	203	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策</p> <p>4-5 避難救護施設の整備</p> <p>(1) 福祉避難所の整備</p> <p>区は、災害時に避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を指定し、支援体制を構築する。特に、民間の社会福祉施設との協定締結を進め、福祉避難所の確保を図る。</p> <p>(2) 高齢者等に配慮した備蓄品配備</p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策</p> <p><u>4-5 情報伝達方法の確立</u></p> <p><u>区は、災害時にも、障害者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立していく。</u></p> <p><u>4-6 社会福祉施設における災害対策の推進</u></p> <p><u>区は、要配慮者が主な利用者である社会福祉施設について、耐震化・業務継続計画（BCP）の策定、非常用自家発電の整備等の災害対策を推進する。</u></p> <p>4-7 避難救護施設の整備</p> <p>(1) 福祉避難所の整備</p> <p>区は、災害時に避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を指定し、支援体制を構築する。特に、民間の社会福祉施設との協定締結を進め、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保を図る。</p> <p>(2) 高齢者等に配慮した備蓄品配備</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>区は、介護を必要とする高齢者等の避難生活を確保するため、区福祉施設、区地域コミュニティ施設及び民間の社会福祉施設に、要配慮者用の物資を備蓄する。</p> <p>4-6 外国人支援体制の整備</p> <p>区は、外国人への支援対策として、通訳ボランティアの協力を得るなど、外国人に対する応急活動の体制を整備する。</p> <p>4-7 警察署の取組み</p> <p>警察署は、高齢者施設、幼稚園、保育園、障害者施設との避難訓練の合同実施など要配慮者の安全避難対策を推進する。</p> <p>4-8 消防署の取組み</p> <p>消防署は、次の取組みを行う。</p> <p>(1) 区等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。</p> <p>(2) 区が整備する緊急通報システム等を活用して、要配慮者の情報収集及び安全確保を図る。</p> <p>(3) 要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。</p> <p>① 区と連携して要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。</p> <p>② 社会福祉施設等の被災に備え、防災市民組織、自治町会、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。</p> <p>(4) 社会福祉施設と事業所、自治町会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。</p> <p>(5) 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じ、被災しない環境づくりに取り組む。</p>	<p>区は、介護を必要とする高齢者等の避難生活を確保するため、区福祉施設、区地域コミュニティ施設及び民間の社会福祉施設に、要配慮者用の物資を備蓄する。</p> <p>4-8 外国人支援体制の整備</p> <p>区は、外国人への支援対策として、通訳ボランティアの協力を得るなど、外国人に対する応急活動の体制を整備する。</p> <p>4-9 警察署の取組み</p> <p>警察署は、高齢者施設、幼稚園、保育園、障害者施設との避難訓練の合同実施など要配慮者の安全避難対策を推進する。</p> <p>4-10 消防署の取組み</p> <p>消防署は、次の取組みを行う。</p> <p>(1) 区等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。</p> <p>(2) 区が整備する救急直接通報等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。</p> <p>(3) 要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。</p> <p>① 区と連携して要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。</p> <p>② 社会福祉施設等の被災に備え、防災市民組織、自治町会、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。</p> <p>(4) 社会福祉施設と事業所、自治町会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。</p> <p>(5) 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりに取り組む。</p>	
117	204	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策</p> <p>5-1 災害時飼育動物対策計画の策定</p> <p>災害時には、負傷又は逃げ出した状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想される。</p> <p>区及び東京都獣医師会葛飾支部は、葛飾区災害時飼育動物対策推進会議を設置し、災害時の動物の意見交換を行うとともに、その結果をもとに災害時飼育動物対策計画を策定した。</p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策</p> <p>5-1 災害時飼育動物対策計画の策定</p> <p>災害時には、負傷又は逃げ出した状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想される。</p> <p>区及び東京都獣医師会葛飾支部は、葛飾区災害時飼育動物対策推進会議を設置し、災害時のペット対策に関する意見交換を行うとともに、その結果をもとに災害時飼育動物対策計画を策定した。</p>	

番号	頁	旧	新	備考
118	205	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 5-2 飼い主の責任の原則</p> <p>飼い主は地震等の災害が発生した場合、どのような緊急措置をとるのかあらかじめ決めておくとともに、<u>ケージ(移動用の容器)</u>、非常食の準備など避難に必要な準備を進める。</p> <p>また区は、東京都と連携して、飼い主に対し次の対策を行うように周知を図る。</p> <p>① <u>避難用の</u>ケージを用意し、日頃よりケージで飼育する訓練を行うこと。</p> <p>～（中略）～</p> <p>⑤ 鑑札、マイクロチップなどによる身元表示を平常時から行うこと。</p> <p>⑥ 定期的に予防接種を受け、伝染病の予防に努めること。とりわけ、法律により義務付けられている狂犬病予防注射については、必ず受けること。</p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 5-2 飼い主の責任の原則</p> <p>飼い主は地震等の災害が発生した場合、どのような緊急措置をとるのかあらかじめ決めておくとともに、<u>ケージや非常食の準備</u>など避難に必要な準備を進める。</p> <p>また区は、東京都と連携して、飼い主に対し次の対策を行うように周知を図る。</p> <p>① ケージを用意し、日頃よりケージで飼育する訓練を行うこと。</p> <p>～（中略）～</p> <p>⑤ 鑑札、<u>マイクロチップや迷子札</u>などによる身元表示を平常時から行うこと。</p> <p>⑥ 定期的に予防接種を受け、伝染病の予防に努めること。とりわけ、法律により義務付けられている狂犬病予防注射については、必ず受けること。</p>	
119	205	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 5-3 関係機関の役割 (2) 区の役割</p> <p>区は公衆衛生の確保や動物愛護の観点から、東京都と連携し、動物の救護や一時保護のための臨時的施設を設置する。また<u>避難所における適正飼育や、衛生環境の維持などの指導を行う。</u></p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 5-3 関係機関の役割 (2) 区の役割</p> <p>区は公衆衛生の確保や動物愛護の観点から、東京都と連携し、動物の救護や一時保護のための臨時的施設を設置する。また、<u>必要に応じて、避難所へ獣医師を派遣する。</u></p>	
120	206	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 5-5 同行避難及び避難所における動物の飼育</p> <p>区は飼い主に対しては同行避難の心構えの周知、学校避難所運営会議などに対しては情報提供を行い、「避難所における動物飼育のガイドライン」(平成28(2016)年3月作成)を基本ルールにして、議論などを通じて同行避難対応への合意形成やルール作りを図っていくものとする。</p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 5-5 同行避難及び避難所における動物の飼育</p> <p>区は飼い主に対しては同行避難の心構えの周知、学校避難所運営会議などに対しては情報提供を行い、「避難所における動物飼育のガイドライン」(令和2(2020)年6月修正)を基本ルールにして、議論などを通じて同行避難対応への合意形成やルール作りを図っていくものとする。</p>	
121	206	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 6 <u>車中泊</u></p>	<p>第1部／第8章 避難者対策／第2節 予防対策 6 <u>分散避難</u> 6-1 <u>避難者の分散</u></p> <p><u>区は、想定されるリスクなどを踏まえたうえで、多くの人が集まる状態を避けて、分散して避難する在宅避難、縁故避難を推進する。</u></p> <p><u>また、在宅避難を推進していくうえで、必要となる準備や在宅避難の可否の判断等、区民に事前周知すべき事項について整理</u></p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>6-1 車中泊に係る基本的な考え方 東京都震災対策条例では車両での避難が禁止されており、大震災発生時は警視庁により新たな自動車の乗り出し自粛や大規模な交通規制が実施される。 また、以下のリスクが発生する可能性があるため、区内における車中泊は、<u>原則、認めることは困難である。</u></p> <p>(1) 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと</p> <p>(2) 限定的なオープンスペース等においては、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く、駐車が応急活動の妨げになる可能性が大きいこと</p> <p>(3) エコノミークラス症候群や一酸化中毒等、健康問題に対する適切な対応に課題があること</p> <p>(4) 車上荒らしや住民同士のトラブル等、防犯問題に対する適切な対応に課題があること</p> <p>6-2 車中泊者発生抑制に向けた取組 区は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。</p>	<p>し、「在宅避難ガイド」を活用して区ホームページ等、あらゆる機会を通じて周知を図る。</p> <p>6-2 避難所における感染症対策 区は、令和2（2020）年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年 葛飾区）」等を参考に、感染症対策の観点を取り入れた以下の対策を推進する。</p> <p>(1) 衛生用品の調達 避難所利用者及び避難所担当職員が使用する衛生用品を予め調達し、備蓄する。</p> <p>(2) 避難所担当職員、施設管理者への事前教育 避難所担当職員及び避難所に指定されている施設管理者へ、感染リスクや感染症対策、避難所の運営ルールについて事前教育を実施する。</p> <p>(3) 避難所運営ルール（開設時、使用時、閉鎖時）の決定 避難所開設時、使用時、閉鎖時の運営ルールを決定する。</p> <p>(4) 避難所レイアウトの整理 避難所について、感染症防止に配慮したレイアウトを検討する。</p> <p>6-3 車中泊に係る基本的な考え方 東京都震災対策条例では車両での避難が禁止されており、大震災発生時は警視庁により新たな自動車の乗り出し自粛や大規模な交通規制が実施される。 また、以下のリスクが発生する可能性があるため、区内における車中泊は、<u>注意が必要である。</u></p> <p>(1) 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと</p> <p>(2) 限定的なオープンスペース等においては、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く、駐車が応急活動の妨げになる可能性が大きいこと</p> <p>(3) エコノミークラス症候群や一酸化中毒等、健康問題に対する適切な対応に課題があること</p> <p>(4) 車上荒らしや住民同士のトラブル等、防犯問題に対する適切な対応に課題があること</p> <p>6-4 車中泊者発生抑制に向けた取組 区は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>また、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。 (啓発事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）</li> <li>(2) 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼</li> <li>(3) 緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること</li> <li>(4) 区内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること</li> <li>(5) 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること</li> <li>(6) 過去の災害においても、車中泊等により犯罪被害が生じており、犯罪リスクが存在しうること</li> </ol> <p><u>7 感染症対策</u> 区は、令和2（2020）年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年 葛飾区）」等を参考に、感染症対策の観点を取り入れた以下の対策を推進する。</p> <p><u>7-1 避難所における感染症対策</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>衛生用品の調達</u> 避難所利用者及び避難所担当職員が使用する衛生用品を予め調達し、備蓄する。</li> <li>(2) <u>避難所担当職員、施設管理者への事前教育</u> 避難所担当職員及び避難所に指定されている施設管理者へ、感染リスクや感染症対策、避難所の運営ルールについて事前教育を実施する。</li> <li>(3) <u>避難所運営ルール（開設時、使用時、閉鎖時）の決定</u> 避難所開設時、使用時、閉鎖時の運営ルールを決定する。</li> <li>(4) <u>避難所レイアウトの整理</u> 避難所について、感染症防止に配慮したレイアウトを検討する。</li> </ol> <p><u>7-2 避難者の分散</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>在宅避難、縁故避難の推進</u> 避難所の感染症拡大を回避するため、在宅避難、縁故避難を推進する。</li> </ol>	<p>また、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、<u>区ホームページや区公式 X（旧ツイッター）</u>、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。 (啓発事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）</li> <li>(2) 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼</li> <li>(3) 緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること</li> <li>(4) 区内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること</li> <li>(5) 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること</li> <li>(6) 過去の災害においても、車中泊等により犯罪被害が生じており、犯罪リスクが存在しうること</li> </ol> <p>※「6 分散避難」「6-2 避難所における感染症対策」へ移動</p>	
122	209	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策	

番号	頁	旧	新	備考
		■対策の項目と担当	■対策の項目と担当 ・項目：8 感染症対策 ・葛飾区：健康部 を追記	
123	211	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 2-2 避難指示 ～（中略）～ 警察署及び消防署は、人命危険が著しく切迫するなど、区へ連絡するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難指示を実施する。避難指示を実施した場合は、速やかにその旨を区に連絡する。	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 2-2 避難指示 ～（中略）～ 警察署及び消防署は、人命危険が著しく切迫し、区へ通報するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難の指示を実施する。避難の指示を実施した場合は、速やかにその旨を区に連絡する。	
124	216	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 4-4 避難所の運営 （5）女性及び子供等への配慮 ■配慮事項の例 ① 避難所施設 ・女性専用の物干し場、更衣室・鏡、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション ・乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリア ・安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置 ・女性専用スペースへの女性用品の常備 ・遊び及び勉強するスペースの確保 ・LGBTsの方への配慮 ～（以下、省略）～	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 4-4 避難所の運営 （5）女性及び子供等への配慮 ■配慮事項の例 ① 避難所施設 ・女性専用の物干し場、更衣室・鏡、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション ・乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリア ・安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置 ・女性専用スペースへの女性用品の常備 ・遊び及び勉強するスペースの確保 ・性的マイノリティの方への配慮 ～（以下、省略）～	
125	216	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 4-4 避難所の運営 （7）要配慮者対策 区は、要配慮者の負担軽減のため、専用のスペースを確保する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 4-4 避難所の運営 （7）要配慮者対策 区は、要配慮者の負担軽減のため、専用のスペースを確保する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。 都は、東京都災害福祉広域調整センターを設置し、区及び社会福祉施設からの応援要請に基づき、都内の被災していない地域または他道府県からの応援派遣に関する総合調整を行い、避難所・	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
			福祉避難所及び社会福祉施設等へ災害派遣福祉チームを派遣する。	
126	217	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 4-4 避難所の運営 (8) 避難所の防火安全対策 避難所の防火安全対策を行うため、避難所運営組織には、防火担当責任者を指定する。また、避難所周辺の水利の利用を図る。消防署は、避難所及び応急仮設住宅に対する火災予防について指導する。	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 4-4 避難所の運営 (8) 避難所の防火安全対策 避難所の防火安全対策を行うため、避難所運営組織には、防火担当責任者を指定する。また、避難所周辺の水利の利用を図る。消防署は、避難所及び応急仮設住宅等に対する火災予防について指導する。	
127	217	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 5-2 園児・幼児の避難支援 (1) 幼稚園・保育施設	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 5-2 園児・幼児の避難支援 (1) 幼稚園・保育施設等	
128	219	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 6-2 動物救護対策 (1) 区及び獣医師会の対応 区は、避難所における適正飼育を指導する。また、必要に応じて、動物飼育状況等を都に情報提供する。 東京都獣医師会葛飾支部は、負傷動物の診療を行う。	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 6-2 動物救護対策 (1) 区及び獣医師会の対応 区及び獣医師会で連携し、負傷したペットの治療を行う。また、必要に応じて、動物飼育状況等を都に情報提供する。	
129	220	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 6-2 動物救護対策 (4) 動物の一時保護 ④ <u>飼い主による飼育の継続が困難な動物の一時保護</u>	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 6-2 動物救護対策 (4) 動物の一時保護 ④ <u>飼い主不明のペットの一時保護</u>	
130	220	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 6-3 危険動物の逸走時対策 区民が飼育している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、 <u>関係機関の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。また、事故時には必要に応じて、区民に対する避難指示や、避難誘導、避難所の開設、避難区民の保護、情報提供や関係機関の連絡を行う。</u>	第1部／第8章 避難者対策／第3節 応急対策 6-3 危険動物の逸走時対策 区民が飼育している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、 <u>飼い主情報の収集を行ったうえで、速やかに飼い主及び関係機関と連携し、対処する。また、事故時には必要に応じて、住民に対する情報提供、避難指示や避難誘導など、逸走した動物の種類や状況に鑑みた対応を行う。</u>	
131	223	第1部／第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題	第1部／第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																																	
		① 東京湾北部地震の被害想定では、約 20 万人の避難者が発生し、そのうち、避難生活者が約 13 万人と予想されており、これらの多数の避難者に対する飲料水、食料、生活必需品の供給が必要となる。特に、発災から 3 日間程度は、救援物資が届かないことが想定されるため、自助による備蓄の促進、3 日分の公的備蓄を進める必要がある。	① 都心南部直下地震の被害想定では、約 17 万人の避難者が発生し、そのうち、避難所避難者数が約 11 万人と予想されており、これらの多数の避難者に対する飲料水、食料、生活必需品の供給が必要となる。特に、発災から 3 日間程度は、救援物資が届かないことが想定されるため、自助による備蓄の促進、3 日分の公的備蓄を進める必要がある。																																		
132	224	第 1 部／第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第 1 節 対策の基本方針 3 対策の課題 ⑤ 給水については、十分な量の飲料水が確保されているが、東京湾北部地震の被害想定では、区の 71.2%で断水し、十分な飲料水を確保するには、区及び都、さらには区民等との役割分担を明確にする必要がある。（区試算：断水人口 32 万人、1 日で 960m <sup>3</sup> の給水）	第 1 部／第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第 1 節 対策の基本方針 3 対策の課題 ⑤ 給水については、十分な量の飲料水が確保されているが、都心南部直下地震の被害想定では、区の 61.1%で断水し、十分な飲料水を確保するには、区及び都、さらには区民等との役割分担を明確にする必要がある。（区試算：断水人口 29 万人、1 日で 870m <sup>3</sup> の給水）																																		
133	227	第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進／第 2 節 予防対策 ■対策の項目と担当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 35%;">葛飾区</th> <th style="width: 35%;">防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 食料及び生活必需品の確保</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 飲料水及び生活用水の確保</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 輸送車両等の確保</td> <td>地域振興部、総務部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 食料及び生活必需品の確保	地域振興部		2 飲料水及び生活用水の確保	地域振興部		3 輸送車両等の確保	地域振興部、総務部		第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進／第 2 節 予防対策 ■対策の項目と担当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 35%;">葛飾区</th> <th style="width: 35%;">防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 食料及び生活必需品の確保</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 飲料水及び生活用水の確保</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 衛生用品の確保</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 輸送車両等の確保</td> <td>地域振興部、総務部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 物資搬送計画の策定</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 食料及び生活必需品の確保	地域振興部		2 飲料水及び生活用水の確保	地域振興部		3 衛生用品の確保	地域振興部		4 輸送車両等の確保	地域振興部、総務部		5 物資搬送計画の策定	地域振興部		6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用	地域振興部		
項目	葛飾区	防災関係機関																																			
1 食料及び生活必需品の確保	地域振興部																																				
2 飲料水及び生活用水の確保	地域振興部																																				
3 輸送車両等の確保	地域振興部、総務部																																				
項目	葛飾区	防災関係機関																																			
1 食料及び生活必需品の確保	地域振興部																																				
2 飲料水及び生活用水の確保	地域振興部																																				
3 衛生用品の確保	地域振興部																																				
4 輸送車両等の確保	地域振興部、総務部																																				
5 物資搬送計画の策定	地域振興部																																				
6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用	地域振興部																																				
134	227	第 1 部／第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第 2 節 予防対策 1-1 家庭内備蓄等の促進 区民及び事業所は、東京湾北部地震等を考慮して発災後 3 日間は自助により生活できるよう食料及び生活必需品の備蓄を行う。	第 1 部／第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第 2 節 予防対策 1-1 家庭内備蓄等の促進 区民及び事業所は、都心南部直下地震等を考慮して発災後 3 日間は自助により生活できるよう食料及び生活必需品の備蓄を行う。																																		
135	228	第 1 部／第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第 2 節 予防対策 1-2 区の備蓄	第 1 部／第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第 2 節 予防対策 1-2 区の備蓄																																		

番号	頁	旧	新	備考
		⑦ 食料のほかに、毛布、敷物、紙おむつ、生理用品などの生活必需品の備蓄を行う。	⑦ 食料のほかに、毛布、敷物、 <u>簡易トイレ、紙おむつ</u> 、生理用品などの生活必需品の備蓄を行う。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な衛生用品のほか、段ボール製の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具等の備蓄について、協定を締結している民間企業、団体と連携して確保に努める。</u>	
136	231	第1部／第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第2節 予防対策 4 輸送車両等の確保 (4) 緊急通行車両の事前届出 区は、災害時に緊急通行車両として使用を予定している車両について、事前届出の申請書を警察署に提出し、 <u>公安委員会から届出済証の交付を受ける。</u> また、災害派遣等の民間車両について証明書の発行方法等を検討する。	第1部／第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進／ 第2節 予防対策 4 輸送車両等の確保 (4) 緊急通行（輸送）車両等の事前申請 区は、災害時に緊急通行（輸送）車両として使用を予定している車両について、 <u>緊急通行（輸送）車両確認申出書等を警察署に提出し、公安委員会から標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける。</u> <u>民間事業者等の活動のうち、災害時に優先すべきものに使用される車両は、規制除外車両事前届出書等を警察署に提出し、事前届出済証の交付を受け、災害発生時に標章・証明書の交付をスムーズに受け取ることができるようにしておく。</u>	
137	238	第1部／第10章 放射性物質対策／第1節 対策の基本方針 2 対策の現状 区は、次の対策を実施している。 (1) 公園等での空間放射線量の定点測定 (2) 空間放射線量測定器等の貸し出し (3) <u>区民が持ち込む食品、飲料物の放射性物質検査</u> (4) <u>測定・検査結果のホームページ等による公表</u>	第1部／第10章 放射性物質対策／第1節 対策の基本方針 2 対策の現状 区は、次の対策を実施している。 (1) 公園等での空間放射線量の定点測定 (2) 空間放射線量測定器等の貸し出し (3) <u>測定・検査結果のホームページ等による公表</u>	
138	242	第1部／第10章 放射性物質対策／第2節 予防対策 4-2 保安体制の強化 消防署は、放射性物質を保有する施設に対し、火災予防条例第59条により、その品名、数量その他貯蔵取扱に関し消防活動上必要な事項を届出させ、 <u>さらに消防法第8条に該当する事業所に対し、消防計画を樹立させ、予防管理組織及び自衛消防組織の強化、並びに防火管理を中心とした自主保安体制の確立を促進する。</u>	第1部／第10章 放射性物質対策／第2節 予防対策 4-2 保安体制の強化 消防署は、放射性物質を保有する施設に対し、火災予防条例により、その品名、数量その他貯蔵取扱に関し消防活動上必要な事項を届出させる。 <u>さらに防火管理者の選任が義務付けられる事業所に対し、消防計画を作成させ、予防管理組織及び自衛消防の組織の強化、並びに防火管理を中心とした自主保安体制の確立を促進する。</u>	
139	247	第1部／第11章 区民生活の早期再建／ 第1節 対策の基本方針 1 基本的な考え方	第1部／第11章 区民生活の早期再建／ 第1節 対策の基本方針 1 基本的な考え方	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考												
		<p>災害後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した生活環境を早期に復旧させる必要がある。</p> <p>そこで、区は、関係機関と連携して災害時用トイレ（※1）の設置とし尿処理、応急仮設住宅の供給、災害廃棄物（※2）の処理、罹災証明書の交付等の区民の生活再建対策について取り組みを実施する。</p>	<p>災害後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した生活環境を早期に復旧させる必要がある。</p> <p>そこで、区は、関係機関と連携して災害時用トイレ（※1）の設置とし尿処理、応急仮設住宅等の供給、災害廃棄物（※2）の処理、罹災証明書の交付等の区民の生活再建対策について取り組みを実施する。</p>													
140	247	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／ 第1節 対策の基本方針 1 基本的な考え方 (※2) 災害廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物：災害によって発生するがれき、<u>その他の廃棄物及び避難所ごみ、仮設トイレや家庭で使用した携帯トイレ等のし尿の総称</u></li> <li>・がれき：建物の倒壊・焼失・道路啓開・除去により発生するコンクリートくず・木くず・金属くず等</li> <li>・生活ごみ：生活の中で発生し（避難所を含む）、<u>集積所に排出される可燃ごみ等の廃棄物</u></li> <li>・し尿：仮設トイレや恒常的にし尿収集の対象となっている住戸のトイレ等、バキュームカーで収集するもの</li> </ul>	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／ 第1節 対策の基本方針 1 基本的な考え方 (※2) 災害廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物：災害によって発生する廃棄物（災害がれき）及び被災者や避難者の生活等に伴い発生する廃棄物（生活ごみ及びし尿）</li> <li>・災害がれき：建物の倒壊・焼失や道路啓開等により発生するコンクリートくず・木くず・金属くず等や、被災家屋から排出される廃家電、布団や畳など処理困難物、廃自動車など</li> <li>・生活ごみ：生活の中で発生し（避難所を含む）、<u>排出されるごみ等</u></li> <li>・し尿：仮設トイレ、恒常的にし尿収集の対象となっている住戸のトイレ等、バキュームカーで収集するもの</li> </ul>													
141	248	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／ 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題</p> <p>(1) 東京湾北部地震の被害想定では、全壊 7,446 棟、半壊 27,337 棟、焼失 11,114 棟、災害廃棄物が 288 万トン、体積では 355m<sup>3</sup> の発生、約 20 万人の避難者が発生すると予測されている。さらに、断水率 71.2%、下水道管きよ被害率 29.7%と水洗トイレの機能支障も想定される。</p> <p>(2) このような被害から区民生活を早期に再建するためには、被害状況調査及び罹災証明書の交付、災害廃棄物の処理、トイレの機能確保、応急仮設住宅設置等の体制を事前に構築する必要がある。</p>	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／ 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題</p> <p>(1) 都心南部直下地の被害想定では、全壊 4,589 棟、半壊 12,060 棟、焼失 5,373 棟、災害廃棄物が 127 万トン、体積では 160m<sup>3</sup> の発生、約 17 万人の避難者が発生すると予測されている。さらに、断水率 61.1%、下水道管きよ被害率 7.0%と水洗トイレの機能支障も想定される。</p> <p>(2) このような被害から区民生活を早期に再建するためには、被害状況調査及び罹災証明書の交付、災害廃棄物の処理、トイレの機能確保、応急仮設住宅等の確保体制を事前に構築する必要がある。</p>													
142	250	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第2節 予防対策 ■対策の項目と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活再建のための事前準備</td> <td>政策経営部、 地域振興部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 生活再建のための事前準備	政策経営部、 地域振興部		<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第2節 予防対策 ■対策の項目と担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>葛飾区</th> <th>防災関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活再建のための事前準備</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	葛飾区	防災関係機関	1 生活再建のための事前準備	地域振興部		
項目	葛飾区	防災関係機関														
1 生活再建のための事前準備	政策経営部、 地域振興部															
項目	葛飾区	防災関係機関														
1 生活再建のための事前準備	地域振興部															

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																								
		<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>トイレ対策</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害廃棄物処理対策</td> <td>環境部、都市整備部</td> <td>東京二十三区清掃一部事務組合</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>応急仮設住宅対策</td> <td>都市整備部</td> <td>東京都住宅政策本部</td> </tr> </table>	2	トイレ対策	地域振興部		3	災害廃棄物処理対策	環境部、都市整備部	東京二十三区清掃一部事務組合	4	応急仮設住宅対策	都市整備部	東京都住宅政策本部	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>トイレ対策</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害廃棄物処理対策</td> <td>環境部、都市整備部</td> <td>東京二十三区清掃一部事務組合</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>建設型応急住宅対策</td> <td>都市整備部</td> <td>東京都住宅政策本部</td> </tr> </table>	2	トイレ対策	地域振興部		3	災害廃棄物処理対策	環境部、都市整備部	東京二十三区清掃一部事務組合	4	建設型応急住宅対策	都市整備部	東京都住宅政策本部	
2	トイレ対策	地域振興部																										
3	災害廃棄物処理対策	環境部、都市整備部	東京二十三区清掃一部事務組合																									
4	応急仮設住宅対策	都市整備部	東京都住宅政策本部																									
2	トイレ対策	地域振興部																										
3	災害廃棄物処理対策	環境部、都市整備部	東京二十三区清掃一部事務組合																									
4	建設型応急住宅対策	都市整備部	東京都住宅政策本部																									
143	250	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第2節 予防対策 1 生活再建のための事前準備</p> <p>また、火災による被害状況調査の実施に向けて、<u>東京消防庁と協定締結や事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。</u>東京都主税局とは、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について連携を図る。</p> <p>さらに、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。</p>	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第2節 予防対策 1 生活再建のための事前準備</p> <p>また、火災による被害状況調査の実施に向けて、<u>消防署と締結した協定の実効性を担保するため、罹災証明発行訓練等を行い、連携体制を確立する。</u>東京都主税局とは、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について連携を図る。</p> <p>さらに、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。</p> <p><u>合わせて、災害ケースマネジメントの仕組みの整備など、関係機関と連携した被災者へのきめ細やかな支援の方法について検討する。</u></p>																									
144	251	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第2節 予防対策 3 災害廃棄物処理対策</p> <p>区は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第2節 予防対策 3 災害廃棄物処理対策</p> <p>区は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>																									
145	252	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第2節 予防対策 4 応急仮設住宅対策</p> <p>区は、あらかじめ接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況（埋設配管）、避難所などの利用の有無等を考慮のうえ<u>応急仮設住宅</u>の建設候補地について定め、年に1回、都に報告する。また、区は、<u>応急仮設住宅</u>の建設候補地について、常に最新の建設候補地の状況を把握しておく。</p>	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第2節 予防対策 4 建設型応急住宅対策</p> <p>区は、あらかじめ接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況（埋設配管）、避難所などの利用の有無等を考慮のうえ<u>建設型応急住宅</u>の建設候補地について定め、年に1回、都に報告する。また、区は、<u>建設型応急住宅</u>の建設候補地について、常に最新の建設候補地の状況を把握しておく。</p>																									
146	253	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 1-1 公共施設の応急危険度判定</p>	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 1-1 公共施設の応急危険度判定</p>																									

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		区は、発災後に区職員の有資格者等により区役所及び応急対策で活用する区施設、避難所（第一順位）、及び要請に応じて災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院を優先して応急危険度判定を行う。	区は、発災後に区職員の有資格者及び区との協定に基づく東京都建築士事務所協会葛飾支部の有資格者等により区役所及び応急対策で活用する区施設、避難所（第一順位）、及び要請に応じて災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院を優先して応急危険度判定を行う。	
147	255	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 3-2 罹災証明書の交付 区は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。 住家被害認定調査の進捗状況や応急仮設住宅入居などの日程を確認しながら、 ～（中略）～ なお、震災に伴う火災による損害状況調査及び罹災証明書の交付については、 <u>東京消防庁</u> と連携を図る。	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 3-2 罹災証明書の交付 区は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。 住家被害認定調査の進捗状況や応急仮設住宅等への入居などの日程を確認しながら、 ～（中略）～ なお、震災に伴う火災による損害状況調査及び罹災証明書の交付については、 <u>消防署</u> と連携を図る。	
148	256	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 4-2 トイレの確保及び使用 下水道機能に支障をきたし、都下水道局より使用自粛の協力要請があった場合、区は下水道局と連携して区民に周知するとともに、次の方法でトイレを確保し、使用する。原則として、3日間は、マンホールトイレや簡易トイレ、携帯トイレを使用する。	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 4-2 トイレの確保及び使用 下水道機能に支障をきたし、都下水道局より使用自粛の協力要請があった場合、区は下水道局と連携して区民に周知するとともに、次の方法でトイレを確保し、使用する。原則として、3日間は、マンホールトイレや簡易トイレ、携帯トイレを使用する。 <u>なお、都下水道局は、下水道機能を確保するため、避難所等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。</u>	
149	257	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 5 生活ごみ処理 (2) <u>地区集積所の設置</u> <u>平常時の集積所の利用が困難な場合には、公有地等を利用して臨時に地区集積所を確保し、収集を行う。</u>	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 5 生活ごみ処理 ※削除	
150	258	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 6-1 住宅の解体、撤去 (2) 申請受付 区は、被災者の解体・撤去の申請を区役所及び各区民事務所に設置した窓口で受け付ける。その後、申請された建物の現地調査を行い、所在地や申請内容の確認を行う。	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策 6-1 住宅の解体、撤去 (2) 申請受付 区は、被災者の解体・撤去の申請を区役所に設置した窓口で受け付ける。その後、申請された建物の現地調査を行い、所在地や申請内容の確認を行う。	
151	258	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>6-2 廃棄物の処理                      (1) 緊急道路啓開路線の災害廃棄物撤去                      区は、区立公園・児童遊園等に一次仮置場を設置し、発災直後に緊急道路啓開路線から撤去した<u>災害廃棄物</u>を一時的に集積する。                      その後、<u>二次仮置場</u>が設置された場合は、<u>災害廃棄物</u>を移送し、原状復帰を行う。                      (2) 災害廃棄物処理実行計画の策定                      区は、被災家屋調査、道路障害物等の結果をもとに、災害廃棄物の発生量を推定し、<u>(一次・二次)仮置場や最終処分場</u>を検討し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。作成にあたっては、都環境局等との連絡調整を行う。</p>	<p>6-2 廃棄物の処理                      (1) 災害がれきの撤去等                      区は、区立公園・児童遊園等に<u>応急集積場所及び地区集積所</u>を設置し、発災直後に緊急道路啓開路線から撤去した<u>がれきや、被災した区民が排出する災害がれき</u>を一時的に集積する。                      その後、<u>一次仮置場</u>が設置された場合は、<u>災害がれき等</u>を移送し、原状復帰を行う。                      (2) 災害廃棄物処理実行計画の策定                      区は、被災家屋調査、道路啓開等の結果をもとに、災害廃棄物の発生量を推定し、<u>特別区災害廃棄物処理対策本部</u>に対する<u>二次仮置場の開設要望や最終処分までの処理フロー</u>を検討し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。作成にあたっては、都環境局等との連絡調整を行う。</p>	
152	259	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策                      6-2 廃棄物の処理                      (3) 二次仮置場の設置                      二次仮置場は、災害廃棄物を分別・集約するために設置する。設置場所は、搬出入、長時間の仮置き、騒音や臭気等を考慮して、選定する。荒川河川敷を利用する場合、関係機関で構成される「荒川下流防災施設運用協議会」で定めた「荒川下流防災施設活用計画」に基づき、河川管理者と協議する。江戸川河川敷の利用については、利水（飲料水等）への影響を考慮し、河川管理者と協議する。                      なお、河川敷はヘリポートや避難場所にも指定されており、発災直後は災害廃棄物の搬入ができない。そのため<u>応急仮設住宅</u>予定地、防災活動拠点等の用途に用いられる予定のない公園を臨時の仮置場として選定する。                      (4) 災害廃棄物処理                      建物解体・撤去した災害廃棄物は、二次仮置場に集積し、分別する。その後、二次仮置場に併設した仮設処理施設に搬入し、破砕等の処理を行う。                      区で処理できない場合は、都に支援を要請する。</p>	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策                      6-2 廃棄物の処理                      (3) 二次仮置場の設置                      二次仮置場は、災害廃棄物を分別・集約するために<u>特別区災害廃棄物処理対策本部</u>が設置する。設置場所は、搬出入、長時間の仮置き、騒音や臭気等を考慮して、選定する。荒川河川敷を利用する場合、関係機関で構成される「荒川下流防災施設運用協議会」で定めた「荒川下流防災施設活用計画」に基づき、河川管理者と協議する。江戸川河川敷の利用については、利水（飲料水等）への影響を考慮し、河川管理者と協議する。                      なお、河川敷はヘリポートや避難場所にも指定されており、発災直後は災害廃棄物の搬入ができない。そのため<u>建設型応急住宅</u>予定地、防災活動拠点等の用途に用いられる予定のない公園を臨時の仮置場として選定する。                      (4) 災害がれき処理                      建物解体・撤去した災害がれきは、二次仮置場に集積し、分別する。その後、二次仮置場に併設した仮設処理施設に搬入し、破砕等の処理を行う。  <u>特別区</u>で処理できない場合は、都に支援を要請する。</p>	
153	260	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策                      6-2 廃棄物の処理                      ■災害廃棄物等の流れ、事務処理の流れに係る図</p>	<p>第1部／第11章 区民生活の早期再建／第3節 応急対策                      6-2 廃棄物の処理                      ■災害廃棄物等の流れ、事務処理の流れに係る図                      ※「災害廃棄物」を「災害がれき」に修正</p>	

番号	頁	旧	新	備考
154	262	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 ■対策の項目と担当  ■自助・共助の役割	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 ■対策の項目と担当 ※「応急仮設住宅」を「応急仮設住宅等」に修正 ■自助・共助の役割 ※「応急仮設住宅」を「応急仮設住宅等」に修正	
155	262	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 1 被災住宅の応急修理 1-1 対象者の選定 区は、災害救助法が適用された地域の住家被害認定調査が済んだ住家について、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、被災した住家の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理を行う。区は、被災者の資力その他生活条件の調査と罹災証明書に基づき、 <u>者</u> 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者の中から、都が定める実施要領に基づき募集し、被災者からの応急修理の申込を受け、区長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 1 被災住宅の応急修理 1-1 対象者の選定 区は、災害救助法が適用された地域の住家被害認定調査が済んだ住家について、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、被災した住家の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理を行う。区は、被災者の資力その他生活条件の調査と罹災証明書に基づき、住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者の中から、都が定める実施要領に基づき募集し、被災者からの応急修理の申込を受け、区長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。 <u>また、区は、震災により住家が半壊（焼）、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある場合、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。住家の被害の拡大を防止する観点から、住家被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、区は、住家の被害状況について現場での目視による確認、又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないように速やかに実施する。</u>	※誤字の修正
156	263	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 1 被災住宅の応急修理 1-2 応急修理の実施 都は、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う（現物支給）。  首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 1 被災住宅の応急修理 1-2 応急修理の実施 都は、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う（現物支給）。 <u>緊急の修理は、屋根等に被害を受けた住家へのブルーシートの展張等とする。</u> 首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理のほか、被災した住宅の居</u>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		実施が必要となる。区は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。なお、応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。	住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。区は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。なお、応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。	
157	263	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 2 応急仮設住宅の供給 2-2 民間賃貸住宅の借り上げ 都は、関係団体と協力し、借り上げにより、民間賃貸住宅を提供する。  2-3 建設する応急仮設住宅の供給	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 2 応急仮設住宅等の供給 2-2 民間賃貸住宅の借り上げ 都は、関係団体と協力し、借り上げにより、民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として提供する。  2-3 建設型応急仮設住宅の供給	
158	264	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 2-5 入居の管理 (1) 住宅の管理 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 2-5 入居の管理 (1) 住宅の管理 応急仮設住宅等の管理は原則として、供給主体が行う。	
159	270	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 1 1-1 災害救助法の適用 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。	第1部／第11章 区民生活の早期再建／第4節 復旧対策 1 1-1 災害救助法の適用 災害が発生した段階において、区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。 ～（中略）～ 災害が発生するおそれ段階において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、都は災害救助法を適用する。	
160	288	第2部／第4章 住宅の復興／第1節 住宅復興計画の策定 区は、家屋被害概況調査、家屋被害状況調査、被災者生活実態調査を実施して都に報告する。都は、応急仮設住宅と恒久的な住宅の概算必要数等を算出する。	第2部／第4章 住宅の復興／第1節 住宅復興計画の策定 区は、家屋被害概況調査、家屋被害状況調査、被災者生活実態調査を実施して都に報告する。都は、応急仮設住宅等と恒久的な住宅の概算必要数等を算出する。	
161	—	第3部 東海地震事前対策	第3部 南海トラフ地震等防災計画  第1章 対策の考え方	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
			<p>第1節 南海トラフ地震等防災対策 ※追記</p> <p>第2節 東海地震事前対策 ※追記</p> <p>第2章 南海トラフ地震等防災対策 ※追記</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報 ※追記</p>	
162	295	<p>第1章 対策の目的</p> <p>第1節 東海地震対策の目的</p> <p>昭和53（1978）年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。</p> <p>～（中略）～</p> <p>葛飾区は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるが、東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。</p> <p>このため、東海地震の被害の軽減や社会的混乱を防止するため、東海地震事前対策を策定する。</p>	<p>第3章 東海地震事前対策</p> <p>第1節 事前対策の目的</p> <p>昭和53（1978）年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。</p> <p>～（中略）～</p> <p>葛飾区は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるが、東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されていることから、東海地震の被害の軽減や社会的混乱を防止するため、東海地震事前対策を策定したものである。</p> <p>※平成29年9月の中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対策検討ワーキンググループ」において、現在の科学的知見では大規模地震対策特別措置法が前提とする地震予知は難しいとの結論が出されたことから、平成29年11月から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する区の防災対応は、第2編第3部における南海トラフ地震等防災対策に基づくものとする。なお、この章では、大規模地震対策特別措置法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発生前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。</p>	
163	297	<p>第2章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報</p> <p>発表時から警戒宣言が発せられるまで</p>	<p>第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報</p> <p>発表時から警戒宣言が発せられるまで</p>	
164	299	<p>第2節 東海地震注意情報の伝達／2 伝達体制</p> <p>機関名：区</p> <p>内容： ＜勤務時間内＞</p>	<p>第2節 東海地震注意情報の伝達／2 伝達体制</p> <p>※表中の修正</p> <p>機関名：区</p> <p>内容： ＜勤務時間内＞</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>1 地域振興部危機管理課が各部課、出先事業所に伝達するとともに教育委員会事務局を通じ区立学校（園）長に伝達する。 2 私立幼稚園、保育園、専修学校及び各種学校は所管部課を通じて、電話連絡網により伝達する。 ～（以下、略）～</p> <p>機関名：葛飾警察署 亀有警察署 内容： 各交番に一斉通報するとともに、<u>に対してメールにより伝達する。</u></p>	<p>1 地域振興部危機管理課が各部課、出先事業所に伝達するとともに教育委員会事務局を通じ区立学校（園）長に伝達する。 2 私立幼稚園、保育園、<u>学童保育クラブ</u>、専修学校及び各種学校は所管部課を通じて、電話連絡網により伝達する。 ～（以下、略）～</p> <p>機関名：葛飾警察署 亀有警察署 内容： 各交番に一斉通報するとともに、<u>職員</u>に対してメールにより伝達する。</p>	※脱字の修正
165	299	<p>第2節 東海地震注意情報の伝達 4 <u>区民への情報伝達</u>気象庁からの情報は、Jアラートを利用して直接葛飾区へも伝達される。 葛飾区では伝達された情報に基づき、防災行政無線固定系屋外子局、区公式 <u>ツイッター</u>、区公式ホームページ等を使用し区民への情報提供を行う。</p>	<p>第2節 東海地震注意情報の伝達 4 <u>区民への情報伝達</u> 気象庁からの情報は、Jアラートを利用して直接区民へも伝達される。葛飾区では伝達された情報に基づき、防災行政無線固定系屋外子局、区公式 <u>X</u>（旧ツイッター）、区公式ホームページ等を使用し区民への情報提供を行う。</p>	
166	300	<p>第3節 活動態勢 1 区及び防災関係機関の活動態勢</p>	<p>第3節 活動態勢 1 区及び防災関係機関の活動態勢</p> <p>※<u>機関名の修正</u> 「東京ガスネットワーク(株)」→「東京ガスグループ」</p>	
167	303	<p>第<u>3</u>章 警戒宣言時の対応措置</p>	<p>第<u>5</u>章 警戒宣言時の対応措置</p>	
168	309	<p>第5節 消防・水防・危険物対策 1-1 活動体制 震災態勢を発令し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える。</p>	<p>第5節 消防・水防・危険物対策 1-1 活動体制 震災態勢又は震災非常配備態勢を発令し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える。</p>	
169	315	<p>第6節 警備・交通対策 2-3 緊急通行車両の確認事務 総武陸橋下交差点、青戸八丁目交差点に交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急車両の確認事務を行うとともに、葛飾、亀有各警察署においても緊急通行車両の確認事務を行う。</p>	<p>第6節 警備・交通対策 2-3 緊急通行（輸送）車両等の確認事務 総武陸橋下交差点、青戸八丁目交差点に交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行うとともに、葛飾、亀有各警察署においても必要に応じて緊急通行（輸</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
			送) 車両等の確認事務を行う。 <u>その他、都道府県警察本部、交通機動隊、高速道路交通警察隊、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、緊急交通路上の交通検問所において、緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行う。</u>	
170	316	第6節 警備・交通対策 3 道路管理者等のとるべき措置  ※表中 国土交通省 関東地方整備局、首都国道事務所、東京国道事務所 2 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、 <u>この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保安処置を講じる。</u>	第6節 警備・交通対策 3 道路管理者等のとるべき措置  ※表中の修正 国土交通省 関東地方整備局、首都国道事務所、東京国道事務所 2 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、 <u>保安措置に努める。</u>	
171	328	第8節 学校・病院・福祉施設対策          3-9 その他の措置	第8節 学校・病院・福祉施設対策     <u>3-9 児童相談所</u> <u>入所児童は施設内で保護する。このために次の措置をとる。</u> <u>(1) 施設、設備の点検</u> <u>(2) 落下物の防止措置</u> <u>(3) 飲料水、食料等の確保</u> <u>(4) 入居児童、保護者に対し施設側の対応方法の周知</u> <u>(5) 関係機関との緊密な連絡</u>  3-10 その他の措置	
172	329	第9節 公共施設等対策 1 劇場・集会場（消防署） (5) 営業の中止又は自粛 <u>ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。</u>	第9節 公共施設等対策 1 劇場・集会場（消防署） (5) 営業の中止又は自粛 <u>※削除</u>	
173	330	第9節 公共施設等対策 3 水道施設 3-3 施設等の保安措置 (3) 工事は原則すべて中止し、土留めや覆工等の点検や埋戻し等を実施する。	第9節 公共施設等対策 3 水道施設 3-3 施設等の保安措置 (3) 工事は原則すべて中止し、 <u>「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」に従い、土留めや覆工等の点検や埋戻し等を実施する。</u>	
174	337	第4章 区民等のとるべき措置	第6章 区民等のとるべき措置	

### 3. 葛飾区地域防災計画（令和5年修正）【第3編 風水害編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考
175	354	第1部／第1章 風水害に強い防災都市づくり 4 都市型洪水対策 4-2 内水排除 （1） 下水道の整備 都は、1時間 <u>50mm</u> の降雨に対処できる施設の整備を行っている。 ～（中略）～	第1部／第1章 風水害に強い防災都市づくり 4 都市型洪水対策 4-2 内水排除 （1） 下水道の整備 都は、1時間 <u>75mm</u> の降雨に対処できる施設の整備を行っている。 ～（中略）～ ③ 重点地区においては目標降雨に対応できる施設設備を推進する。	
176	355	第1部／第1章 風水害に強い防災都市づくり 4 都市型洪水対策 4-3 雨水流出抑制施設の整備 （2） 民間施設等での流出抑制 ① 住宅開発への指導 区は、「 <u>葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱</u> 」、「 <u>葛飾区宅地開発指導要綱</u> 」に基づき、「 <u>雨水流出抑制対策の手引き</u> 」を作成し、一定規模以上の宅地の開発等の際には、雨水貯留浸透設置について指導する。	第1部／第1章 風水害に強い防災都市づくり 4 都市型洪水対策 4-3 雨水流出抑制施設の整備 （2） 民間施設等での流出抑制 ① 住宅開発への指導 区は、「 <u>葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例</u> 」、「 <u>葛飾区宅地開発指導要綱</u> 」に基づき、「 <u>雨水流出抑制対策の手引き</u> 」を作成し、一定規模以上の宅地の開発等の際には、雨水貯留浸透設置について指導する。	
177	358	第1部／第2章 都市施設対策 第1節 ライフライン施設の安全化 4 水道施設 特にダム取水堰等については、ゲート操作の円滑を維持するため、定期的に点検、整備を実施している。	第1部／第2章 都市施設対策 第1節 ライフライン施設の安全化 4 水道施設 ※削除	
178	361	第1部／第3章 防災行動力の向上 第1節 水防訓練 区は、消防署、消防団及び災害時支援ボランティアと合同で、 <u>洪水を想定した土のう積み、ビルに取り残された住民の救助等の水防訓練を実施する。</u>	第1部／第3章 防災行動力の向上 第1節 水防訓練 区は、風水害等の災害に際し、 <u>水防部隊の合理的運用と、適正かつ効果的な水防活動を行うため、消防署及び消防団と連携して水防訓練を実施する。</u>	
179	375	第2部／第1章 活動態勢／第2節 消防機関の態勢 1-1 消防機関の態勢及び活動 区においては、水防法という水防団は現在存在しないため、消防機関（本田、金町消防署及び本田、金町消防団）がこれに代わって次の水防活動を分担している。（東京都水防計画第3章） ～（中略）～ （6） <u>河川堤防決壊時においても、消防機関は消防・水防活動の継続を維持するための態勢を構築するものとする。</u>  1-2 水防態勢等（東京消防庁水災警防規程第15条）	第2部／第1章 活動態勢／第2節 消防機関の態勢 1-1 消防機関の態勢及び活動 区においては、水防法という水防団は現在存在しないため、消防機関（本田、金町消防署及び本田、金町消防団）がこれに代わって次の水防活動を分担している。（東京都水防計画第3章） ～（中略）～ ※削除  1-2 水防態勢等	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		東京消防庁の水防非常配備態勢の発令及び解除は、次のとおりである。	消防署の水防非常配備態勢の発令及び解除は、次のとおりである。	
180	383	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 5 水門・樋門・坎等の操作 ■区と関わりのある主な水門 施設名：上平井水門 所在地：葛飾区西新小岩 <u>3-45-12</u>  施設名：今井水門 所在地：江戸川区江戸川 <u>4-14</u>	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 5 水門・樋門・坎等の操作 ■区と関わりのある主な水門 施設名：上平井水門 所在地：葛飾区西新小岩 <u>3丁目地内</u>  施設名：今井水門 所在地：江戸川区江戸川 <u>4丁目地内</u>	
181	385	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 9 観測通報 9-3 水門閉鎖に関する情報 ■基準水位観測所	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 9 観測通報 9-3 水門閉鎖に関する情報 ■基準水位観測所 ※計画高水位の追加 ※荒川治水橋の避難判断水位 12.20m→12.80m 及び氾濫危険水位、 <u>12.70→13.30mの修正</u>	
182	387	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 10 気象情報 大雨注意報 土壌雨量指数基準： <u>134</u> （葛飾区） ～（中略）～  洪水注意報 流域雨量指数基準：中川流域 <u>30.2</u> 、綾瀬川流域 <u>19.9</u> 、大場川流域 <u>9.9</u> 複合基準【（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値】：中川流域=（8、 <u>21</u> ）、綾瀬川流域=（13、15.9）、江戸川流域=（13、14.2）  ～（中略）～ 洪水警報 流域雨量指数基準：中川流域 <u>37.8</u> 、綾瀬川流域 <u>24.9</u> 、大場川流域 <u>12.4</u>	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 10 気象情報 大雨注意報 土壌雨量指数基準： <u>165</u> （葛飾区） <u>令和5年6月9日時点</u> ～（中略）～  洪水注意報 流域雨量指数基準：中川流域 <u>31</u> 、綾瀬川流域 <u>20.1</u> 、大場川流域 <u>9.7</u> 複合基準【（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値】：中川流域=（8、 <u>20.9</u> ）、綾瀬川流域=（13、15.9）、江戸川流域=（13、14.2） <u>令和6年5月23日時点</u> ～（中略）～ 流域雨量指数基準：中川流域 <u>38.8</u> 、綾瀬川流域 <u>25.2</u> 、大場川流域 <u>12.2</u> <u>令和6年5月23日時点</u>	
183	388	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 10 気象情報 大雨警報発表中に、気象庁のキキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に発表されているときに、	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 10 気象情報 大雨警報発表中に、気象庁のキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表されているときに、	
184	390	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 12-1 洪水予報の発表	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 12-1 洪水予報の発表	

番号	頁	旧	新	備考																																								
		国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で行う河川の洪水予報は、次のとおりである。 ～（中略）～ 予報地点	国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部とが共同で行う河川の洪水予報は、次のとおりである。 ～（中略）～ 基準地点																																									
185	393	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 1 2 - 4 利根川水系洪水予報実施区域及び基準地点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準地点</th> <th>氾濫注意水位 (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八斗島</td> <td>1.90</td> <td>3.90</td> <td>4.80</td> </tr> <tr> <td>栗橋</td> <td>5.00</td> <td>6.90</td> <td>8.80</td> </tr> <tr> <td>西関宿</td> <td>6.10</td> <td>7.90</td> <td>8.70</td> </tr> <tr> <td>野田</td> <td>6.30</td> <td>8.40</td> <td>9.10</td> </tr> </tbody> </table>	基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	八斗島	1.90	3.90	4.80	栗橋	5.00	6.90	8.80	西関宿	6.10	7.90	8.70	野田	6.30	8.40	9.10	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 1 2 - 4 利根川水系洪水予報実施区域及び基準地点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準地点</th> <th>氾濫注意水位 (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八斗島</td> <td>1.90</td> <td>3.10</td> <td>4.10</td> </tr> <tr> <td>栗橋</td> <td>5.00</td> <td>7.60</td> <td>9.20</td> </tr> <tr> <td>西関宿</td> <td>6.10</td> <td>8.10</td> <td>8.90</td> </tr> <tr> <td>野田</td> <td>6.30</td> <td>8.50</td> <td>9.10</td> </tr> </tbody> </table>	基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	八斗島	1.90	3.10	4.10	栗橋	5.00	7.60	9.20	西関宿	6.10	8.10	8.90	野田	6.30	8.50	9.10	
基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)																																									
八斗島	1.90	3.90	4.80																																									
栗橋	5.00	6.90	8.80																																									
西関宿	6.10	7.90	8.70																																									
野田	6.30	8.40	9.10																																									
基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)																																									
八斗島	1.90	3.10	4.10																																									
栗橋	5.00	7.60	9.20																																									
西関宿	6.10	8.10	8.90																																									
野田	6.30	8.50	9.10																																									
186	393	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 1 2 - 5 荒川水系洪水予報実施区域及び基準地点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準地点</th> <th>氾濫注意水位 (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊谷</td> <td>3.50</td> <td>5.00</td> <td>5.50</td> </tr> <tr> <td>治水橋</td> <td>7.50</td> <td>12.20</td> <td>12.70</td> </tr> </tbody> </table>	基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	熊谷	3.50	5.00	5.50	治水橋	7.50	12.20	12.70	第2部／第3章 水防活動／第2節 水防活動 1 2 - 5 荒川水系洪水予報実施区域及び基準地点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準地点</th> <th>氾濫注意水位 (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊谷</td> <td>3.50</td> <td>5.00</td> <td>5.50</td> </tr> <tr> <td>治水橋</td> <td>7.50</td> <td>12.80</td> <td>13.30</td> </tr> </tbody> </table>	基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	熊谷	3.50	5.00	5.50	治水橋	7.50	12.80	13.30																	
基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)																																									
熊谷	3.50	5.00	5.50																																									
治水橋	7.50	12.20	12.70																																									
基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)																																									
熊谷	3.50	5.00	5.50																																									
治水橋	7.50	12.80	13.30																																									
187	403	第2部／第4章 警備・交通規制／第2節 交通規制 2 車両検問 警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。	第2部／第4章 警備・交通規制／第2節 交通規制 2 車両検問 警察署は、主要幹線道路における車両検問等を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。																																									
188	404	第2部／第5章 医療救護等対策／第1節 初動医療体制 風水害により傷病者が発生した場合は、浸水していない地域の医療機関に搬送し、治療を行う。 ～（中略）～ また、人工透析、在宅難病患者等の専門医療・慢性医療が必要な在宅患者への対応は、災害医療支援病院での対応を要請する。 ～（以下、略）～	第2部／第5章 医療救護等対策／第1節 初動医療体制 風水害により傷病者が発生した場合は、浸水していない地域の医療機関に搬送し、治療を行う。 ～（中略）～ また、人工透析、在宅難病患者及び妊産婦等の専門医療・慢性医療が必要な在宅患者への対応は、災害医療支援病院での対応を要請する。 ～（以下、略）～																																									
189	406	第2部／第6章 避難者対策／第1節 避難体制の整備 1 - 2 緊急避難場所の確保	第2部／第6章 避難者対策／第1節 避難体制の整備 1 - 2 緊急避難場所の確保																																									

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		現在、独立行政法人都市再生機構（UR）、東京都、東京都住宅供給公社と集合住宅の共用部分への避難について、協定や覚書を締結している。	現在、独立行政法人都市再生機構（UR）、東京都、東京都住宅供給公社と公共住宅等の共用部分への避難について、協定や覚書を締結している。	
190	407	<p>第2部／第6章 避難者対策／第1節 避難体制の整備</p> <p>2-2 要配慮者支援体制の整備</p> <p>区は、障害者、一人暮らしの高齢者等の避難行動を支援するために、避難行動要支援者名簿を作成し、自治町会、民生委員児童委員協議会、福祉団体等の連携による支援体制を構築する。</p> <p>東京消防庁は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。区と連携して、避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。</p>	<p>第2部／第6章 避難者対策／第1節 避難体制の整備</p> <p>2-2 要配慮者支援体制の整備</p> <p>区は、障害者、一人暮らしの高齢者等の避難行動を支援するために、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を作成し、自治町会、民生委員児童委員協議会、福祉団体等の連携による支援体制を構築する。</p> <p>消防署は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。区と連携して、避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。</p> <p>～（中略）～</p> <p>2-4 分散避難の推進</p> <p>区は、想定されるリスクなどを踏まえたうえで、多くの人が集まる状態を避けて、分散して避難する在宅避難、縁故避難を推進する。</p> <p>また、在宅避難を推進していくうえで、必要となる準備や在宅避難の可否の判断等、区民に事前周知すべき事項について整理し、「在宅避難ガイド」を活用して区ホームページ等、あらゆる機会を通じて周知を図る。</p> <p>東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）が、平成27年10月に大規模水害時の避難対応を検討することを目的として設置した「江東5区大規模水害対策協議会」においても、行政が用意する広域避難先施設への避難に加え、留まるリスクを勘案したうえでの在宅避難、浸水のおそれがない親戚・知人宅やホテル等へ避難する縁故避難など、高潮や複数河川が氾濫した場合でも、区民の命を守る分散避難の実現に向けて検討を進める。</p>	
191	408	<p>第2部／第6章 避難者対策／第2節 避難の基本</p> <p>1 内水氾濫・強風</p> <p>（2）区は、地形などの状況から浸水や強風による被害が予想される地域では、一時滞在施設※を開設する。</p> <p>※一時滞在施設は、立石地区センター別館、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、</p>	<p>第2部／第6章 避難者対策／第2節 避難の基本</p> <p>1 内水氾濫・強風</p> <p>（2）区は、地形などの状況から浸水や強風による被害が予想される地域では、一時滞在施設※を開設する。</p> <p>※一時滞在施設は、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、奥戸地区センター、高</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		奥戸地区センター、高砂地区センター、新宿地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館、文化会館といった地域コミュニティ施設等とする。	砂地区センター、新宿地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、 <u>亀有地区センター</u> 、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館、文化会館、 <u>子ども未来プラザ鎌倉</u> といった地域コミュニティ施設等とする。	
192	410	第2部／第6章 避難者対策／第3節 避難の指示 1 避難の指示等の伝達 本部長は、気象情報や河川の水位情報から水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等に当たっては、必要に応じて国土交通省関東地方整備局長もしくは東京都知事に対して技術的な助言を求めるもの。 ～（中略）～ 警察署及び消防署は、人命危険が著しく切迫するなど、区へ連絡するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難の指示を実施する。避難の指示を実施した場合は、速やかにその旨を区に <u>連絡</u> する。	第2部／第6章 避難者対策／第3節 避難の指示 1 避難の指示等の伝達 本部長は、気象情報や河川の水位情報から水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等に当たっては、必要に応じて国土交通省関東地方整備局長もしくは東京都知事に対して技術的な助言を求めるもの。 ～（中略）～ 警察署及び消防署は、人命危険が著しく切迫し、区へ連絡するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難の指示等を実施する。避難の指示を実施した場合は、速やかにその旨を区に <u>通報</u> する。	
193	414	第2部／第6章 避難者対策／第5節 避難所の開設 1 避難所等（安全確保）の開設 1-1 内水氾濫・強風の場合 局所的な浸水被害や強風による被害が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合は、浸水地域周辺の一時滞在施設※を開設する。 ※一時滞在施設は、 <u>立石地区センター別館、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、奥戸地区センター、高砂地区センター、新宿地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館、文化会館</u> といった地域コミュニティ施設等とする。	第2部／第6章 避難者対策／第5節 避難所の開設 1 避難所等（安全確保）の開設 1-1 内水氾濫・強風の場合 局所的な浸水被害や強風による被害が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合は、浸水地域周辺の一時滞在施設※を開設する。 ※一時滞在施設は、 <u>風水害編第2部第6章「避難者対策」第2節「避難の基本」「1 内水氾濫・強風」（2）</u> による。	
194	415	第2部／第6章 避難者対策／第5節 避難所の開設 3 避難所の運営 避難所の運営は、要配慮者、女性、 <u>LGBTs</u> の方への配慮を踏まえた体制で行う。	第2部／第6章 避難者対策／第5節 避難所の開設 3 避難所の運営 避難所の運営は、要配慮者、女性、 <u>性的マイノリティ</u> の方への配慮を踏まえた体制で行う。	

番号	頁	旧	新	備考
195	415	<p>第2部／第6章 避難者対策／第6節 広域避難</p> <p>1 広域避難</p> <p>1-1 広域避難の取り組み状況</p> <p>東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は、平成27年10月に大規模水害時の避難対応を検討することを目的として「江東5区大規模水害対策協議会」を設置した。さらに、広域避難の具体化に向けた課題への対応が不可欠であることから、「江東5区広域避難推進協議会」を設置し、各機関の防災行動や連携すべき防災行動の検討を進め、これまでに、「江東5区大規模水害広域避難計画」や「江東5区大規模水害ハザードマップ」を作成した。</p> <p>～（中略）～</p> <p>その後、令和3年9月3日に東京都は、初めて広域避難先として国立オリンピック記念青少年総合センターと包括協定を締結し、令和5年3月時点で広域避難先は、国・民間11団体と協定を締結している。引き続き、広域避難先の確保と並行して、令和4年6月30日に設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、広域避難先の開設運営方法など広域避難の円滑な実施を図る上で必要な事項を検討し具体化していく予定である。</p>	<p>第2部／第6章 避難者対策／第6節 広域避難</p> <p>1 広域避難</p> <p>1-1 広域避難の取り組み状況</p> <p>東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は、平成27年10月に大規模水害時の避難対応を検討することを目的として「江東5区大規模水害対策協議会」を設置した。さらに、広域避難の具体化に向けた課題への対応が不可欠であることから、「江東5区広域避難推進協議会」を設置し、各機関の防災行動や連携すべき防災行動の検討を進め、これまでに、「江東5区大規模水害広域避難計画」や「江東5区大規模水害ハザードマップ」を作成した。</p> <p>～（中略）～</p> <p>その後、令和3年9月3日に東京都は、初めて広域避難先として国立オリンピック記念青少年総合センターと包括協定を締結し、令和5年12月時点で広域避難先は、国・民間11団体と協定を締結し、共同利用を行う施設以外の施設については、広域避難が必要な区への割当てが進められている。引き続き、広域避難先の確保と並行して、令和4年6月30日に設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、広域避難先の開設運営方法や広域避難情報の発信方法など広域避難の円滑な実施を図る上で必要な事項を検討し具体化していく予定である。</p> <p><u>江東5区広域避難推進協議会では、広域避難体制の具体化に向け、「江東5区大規模水害広域避難実施要領（案）」の策定を進めており、令和4年度は以下の内容について検討・検証やマニュアルを作成し、実施要領（案）を改訂した。</u></p> <p><u>（1）広域避難実施時の情報共有の検証</u></p> <p><u>広域避難の検討や発令にあたり、広域避難に関する情報を江東5区と東京都との間で東京都災害情報システムによって共有するマニュアル（暫定版）を作成した。さらに、作成したマニュアルを用い、江東5区の広域避難を対象としたタイムラインに沿った情報伝達訓練を行い、課題を抽出するとともに改善案を検討し、「情報共有マニュアル（案）」に反映した。</u></p> <p><u>（2）広域避難先施設の開設・運営に関する検討</u></p> <p><u>江東5区及び東京都で確保を進めている広域避難先施設の開設・運営体制等を取りまとめた「広域避難先施設の開設・運営マニュアル（素案）」を作成し、広域避難先施設開設のタイムラインや周知・広報方法、運営・連絡体制や物資輸送計画等について検討した内容を取りまとめた。また、作成したマニュアルを用い、広域避難先施設の開設・運営の机上訓練を実施し、課題や対応策、連携事項を取りまとめたマニュアル案の修正を行った。</u></p> <p><u>（3）新たな広域避難先施設の確保状況等の更新</u></p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
			<u>広域避難先施設の確保状況や令和4年度の江東5区での台風対応記録事例等を更新した。</u>	
196	416	第2部／第6章 避難者対策／第6節 広域避難 2 江東5区大規模水害避難等対応方針 2-1 広域避難に向けた江東5区共同による検討の実施 大規模水害の発生3日前を目安として、荒川が氾濫する恐れがある場合、930hpa程度の勢力を持つ台風の東京地方への直撃が予想される場合、または江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、足立区）のいずれかの区長が必要と判断した場合に、江東5区が共同で広域避難に向けた検討を実施する。	第2部／第6章 避難者対策／第6節 広域避難 2 江東5区大規模水害避難等対応方針 2-1 広域避難に向けた江東5区共同による検討の実施 大規模水害の発生3日前を目安として、荒川が氾濫する恐れがある場合、930hpa程度の勢力を持つ台風の東京地方への直撃が予想される場合、または江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）のいずれかの区長が必要と判断した場合に、江東5区が共同で広域避難に向けた検討を実施する。	※誤字の修正
197	418	第2部／第6章 避難者対策／第6節 広域避難 4 大規模水害時における広域避難先の確保 広域避難先としては、災害リスクが想定されておらず、原則として荒川下流域から比較的近距离に位置している公共施設及び民間施設のうち、収容人数がある程度見込める施設等を想定する。 ～（中略）～ 今後も、国・民間施設の確保を進め、大規模水害時における対応力を強化していく。	第2部／第6章 避難者対策／第6節 広域避難 4 大規模水害時における広域避難先の確保 広域避難先としては、災害リスクが想定されておらず、原則として荒川下流域から比較的近距离に位置している公共施設及び民間施設のうち、収容人数がある程度見込める施設等を想定する。 ～（中略）～ 今後も、国・民間施設の確保を進め、大規模水害時における対応力を強化していく。 <u>また、風水害時に高速道路の高架部の一部を緊急安全確保先の選択肢の一つとして活用することを都と高速道路事業者等と連携して検討を進めている。</u> <u>※大規模水害時の広域避難先及び大規模水害時における緊急安全確保に関する協定は、資料編風水害編「57 大規模水害時の広域避難先及び大規模水害時における緊急安全確保に関する協定一覧」のとおり</u>	
198	419	第2部／第6章 避難者対策／第6節 広域避難 5 広域避難の課題	第2部／第6章 避難者対策／第6節 広域避難 5 広域避難の課題 <u>※以下、追記</u> <u>（4）避難先施設の開設や運用方法について</u> <u>協定を締結している広域避難先施設の開設要員や運用方法、資機材の整備等について、避難先施設と協議を進めながら実効性のあるマニュアル等の策定が必要である。</u> <u>（5）関係機関との連携強化の必要性</u> <u>広域避難の判断を行う際、東京管区气象台や荒川河川事務所との情報交換や広域避難を実施するうえで、基準となる公共交通機関の計画運休の判断、住民への広報・周知を担うメディア媒体を含め、広域避難実施における関係機関との連携を深める必要がある。</u>	

番号	頁	旧	新	備考																
			<p>今後も引き続き、江東5区及び東京都と連携して広域避難先の確保を進めるとともに、これまで抽出された課題に対し、令和5年度も必要な事項を検討して具体化する予定である。</p> <p style="text-align: center;">■ 検討課題と今後の取組の方向性</p> <table border="1" data-bbox="1077 320 1854 1393"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 320 1435 352">検討課題</th> <th data-bbox="1435 320 1854 352">今後の取組の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 352 1435 560"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難指示の発令区域について、浸水が想定されていない区域を除くなど、発令区域を限定することが考えられるが、どのように区域を限定するかの検討が必要</li> </ul> </td> <td data-bbox="1435 352 1854 560"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水深や浸水継続時間等の浸水リスクの違いによってエリアを分類し、避難行動や周知内容を検討していく。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 560 1435 727"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保された広域避難施設の収容人数が限られているため、避難を呼びかける対象をどのように絞り込むかの検討が必要</li> </ul> </td> <td data-bbox="1435 560 1854 727"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な避難先確保を促すため、広域避難先施設は最低限の避難環境であることを周知し、親戚・知人宅やホテル等を自力で確保できない方を避難対象とする方針を検討していく。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 727 1435 887"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設の利用方法や割当てについての検討が必要</li> </ul> </td> <td data-bbox="1435 727 1854 887"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都と区にて、大規模施設は共同利用し、中・小規模施設は単独区で利用する等の暫定的な各区の割当て案を作成し、都・各区で調整を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 887 1435 1007"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設の開設運営要員の確保人数や方法についての検討が必要</li> </ul> </td> <td data-bbox="1435 887 1854 1007"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設の必要要員数の見積りや割当て案、要員の確保方策に関し、今後も継続的に議論し取組を進める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1007 1435 1158"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設で必要となる資機材の確保や搬入についての検討が必要</li> </ul> </td> <td data-bbox="1435 1007 1854 1158"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要となる資機材の品目や数量、確保方法について、施設用途や各区への割当て案の検討状況、現地視察や実動訓練等を踏まえて検討を進めていく。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1158 1435 1278"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報発令の自治体間における具体的な情報共有手段についての検討が必要</li> </ul> </td> <td data-bbox="1435 1158 1854 1278"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報発令の検討状況や発令決定の情報について、都と江東5区間の情報共有手段を検討する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1278 1435 1393"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報や避難先施設の開設状況等の区民への周知方法についての検討が必要</li> </ul> </td> <td data-bbox="1435 1278 1854 1393"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区での広報方法や災害時の情報発信について、手順や周知方法等を継続的に議論する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	検討課題	今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難指示の発令区域について、浸水が想定されていない区域を除くなど、発令区域を限定することが考えられるが、どのように区域を限定するかの検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水深や浸水継続時間等の浸水リスクの違いによってエリアを分類し、避難行動や周知内容を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保された広域避難施設の収容人数が限られているため、避難を呼びかける対象をどのように絞り込むかの検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な避難先確保を促すため、広域避難先施設は最低限の避難環境であることを周知し、親戚・知人宅やホテル等を自力で確保できない方を避難対象とする方針を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設の利用方法や割当てについての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都と区にて、大規模施設は共同利用し、中・小規模施設は単独区で利用する等の暫定的な各区の割当て案を作成し、都・各区で調整を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設の開設運営要員の確保人数や方法についての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設の必要要員数の見積りや割当て案、要員の確保方策に関し、今後も継続的に議論し取組を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設で必要となる資機材の確保や搬入についての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要となる資機材の品目や数量、確保方法について、施設用途や各区への割当て案の検討状況、現地視察や実動訓練等を踏まえて検討を進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報発令の自治体間における具体的な情報共有手段についての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報発令の検討状況や発令決定の情報について、都と江東5区間の情報共有手段を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報や避難先施設の開設状況等の区民への周知方法についての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区での広報方法や災害時の情報発信について、手順や周知方法等を継続的に議論する。</li> </ul>	
検討課題	今後の取組の方向性																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難指示の発令区域について、浸水が想定されていない区域を除くなど、発令区域を限定することが考えられるが、どのように区域を限定するかの検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水深や浸水継続時間等の浸水リスクの違いによってエリアを分類し、避難行動や周知内容を検討していく。</li> </ul>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保された広域避難施設の収容人数が限られているため、避難を呼びかける対象をどのように絞り込むかの検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な避難先確保を促すため、広域避難先施設は最低限の避難環境であることを周知し、親戚・知人宅やホテル等を自力で確保できない方を避難対象とする方針を検討していく。</li> </ul>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設の利用方法や割当てについての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都と区にて、大規模施設は共同利用し、中・小規模施設は単独区で利用する等の暫定的な各区の割当て案を作成し、都・各区で調整を行う。</li> </ul>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設の開設運営要員の確保人数や方法についての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設の必要要員数の見積りや割当て案、要員の確保方策に関し、今後も継続的に議論し取組を進める。</li> </ul>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難先施設で必要となる資機材の確保や搬入についての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要となる資機材の品目や数量、確保方法について、施設用途や各区への割当て案の検討状況、現地視察や実動訓練等を踏まえて検討を進めていく。</li> </ul>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報発令の自治体間における具体的な情報共有手段についての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報発令の検討状況や発令決定の情報について、都と江東5区間の情報共有手段を検討する。</li> </ul>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難情報や避難先施設の開設状況等の区民への周知方法についての検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区での広報方法や災害時の情報発信について、手順や周知方法等を継続的に議論する。</li> </ul>																			

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
199	421	<p>第2部／第6章 避難者対策 第7節 河川別の避難計画 1-3 地域ごとの避難行動 ～（中略）～</p> <p>※1 避難所等：区が開設をした避難所の他、都営住宅・UR賃貸住宅の共有部、協定を結んでいる民間施設、公園（台風が東京地方を過ぎ去り、天候が回復している場合）など。</p>	<p>第2部／第6章 避難者対策 第7節 河川別の避難計画 1-3 地域ごとの避難行動 ～（中略）～</p> <p>※1 避難所等：区が開設をした避難所の他、都営住宅・UR賃貸住宅の共有部分、協定を結んでいる民間施設、公園（台風が東京地方を過ぎ去り、天候が回復している場合）など。</p>	
200	426	—	<p>第2部／第6章 避難者対策／ ※以下、追記 第8節 線状降水帯の発生が危惧される場合 近年、全国各地で毎年のように大雨による甚大な被害が発生しており、その多くが線状降水帯等の発生によってもたらされたものである。気象庁では、豪雨災害をもたらす線状降水帯の予測精度向上の取組を強化・加速化による結果を順次気象防災情報に反映させることで、令和5年度より、「顕著な大雨に関する気象情報」（線状降水帯の発生をお知らせする情報）を最大30分程度前倒しして発表する運用、令和6年度からは線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけを都府県単位で発表する運用をそれぞれ開始したところである。</p> <p>本区において、線状降水帯による直接的な影響が確認できた場合、時間50mmを超えるような豪雨が数時間継続し、内水氾濫の発生が危惧されている。特に、夜間に線状降水帯が発生した場合、その時点からの避難行動はかえって危険なため、事前に自宅2階等への垂直避難が必要になる。そのため、現在の気象技術では線状降水帯の発生予測や発生する地域の絞り込みは困難であるが、区は気象情報、降雨予測等をもとに、区民に向けた次の具体的な対応について周知していく。</p> <p>なお、天気の急変がない限り定時の東京都気象情報は17時頃の発表がその日の最終となることが多いため、その時点での気象情報を勘案し、翌朝までの対応を検討する必要があることから、17時を起点とした。</p> <p>（1）「東京都気象情報」において、線状降水帯の発生の可能性が示されたとき</p> <p>① 一時滞在施設※の開設準備（対応職員の確認） ② 17時の段階で警報が発令されていない場合で、その時点の気象庁又はウェザーニューズの雨量予測において、夜遅くから明朝にかけて、警報レベルの降雨が予想される場合は、19時の段階で一時滞在施設※を開設することを決定するとともに、区民へ周知する。</p> <p>（2）（1）かつ大雨や洪水警報が発令されたとき</p>	

番号	頁	旧	新	備考
			<p>17時前に警報が発令された場合は、その段階で一時滞在施設の開設を決定し、区民に周知する。</p> <p>(3)「顕著な大雨に関する東京都気象情報」が発せられ、気象庁「雨雲の動き(ナウキャスト)」等において、本区に線状降水帯による影響が確認できるとき</p> <p>SNS、安全・安心情報メール等を用い、直ちに2階以上への垂直避難を促す。</p> <p>※一時滞在施設は、風水害編第2部第6章「避難者対策」第2節「避難の基本」「1 内水氾濫・強風」(2)による。</p>	
201	431	<p>第2部／第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策</p> <p>第1節 ライフライン施設</p> <p>2-3 復旧計画</p> <p>(1) 水再生センター・ポンプ所</p> <p>水再生センター・ポンプ所は、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。</p>	<p>第2部／第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策</p> <p>第1節 ライフライン施設</p> <p>2-3 復旧計画</p> <p>(1) 水再生センター・ポンプ所</p> <p>水再生センター・ポンプ所は、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の保全に努める。</p>	
202	442	<p>第10章 区民生活の早期再建／第1節 応急生活対策</p> <p>2 住家被害認定調査及び罹災証明書交付</p> <p>2-2 罹災証明書の交付準備</p> <p>区は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。</p> <p>～(中略)～</p> <p>なお、風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。</p>	<p>第10章 区民生活の早期再建／第1節 応急生活対策</p> <p>2 住家被害認定調査及び罹災証明書交付</p> <p>2-2 罹災証明書の交付準備</p> <p>区は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。</p> <p>～(中略)～</p> <p>なお、風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、消防署と連携を図る。</p>	
203	443	<p>第10章 区民生活の早期再建／第1節 応急生活対策</p> <p>2 住家被害認定調査及び罹災証明書交付</p> <p>2-3 罹災証明書の交付</p> <p>区は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。</p> <p>住家被害認定調査の進捗状況や応急仮設住宅への入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。</p> <p>～(中略)～</p> <p>なお、風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。</p>	<p>第10章 区民生活の早期再建／第1節 応急生活対策</p> <p>2 住家被害認定調査及び罹災証明書交付</p> <p>2-3 罹災証明書の交付</p> <p>区は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。</p> <p>住家被害認定調査の進捗状況や応急仮設住宅等への入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。</p> <p>～(中略)～</p> <p>なお、風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、消防署と連携を図る。</p>	

#### 4. 葛飾区地域防災計画（令和5年修正）【第4編 その他災害編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考
204	457	<p>第1部／第2章 災害予防計画／第1節 危険物事故の予防対策 1 石油類施設 1-2 規制及び立入検査 (2) 立入検査 消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p>	<p>第1部／第2章 災害予防計画／第1節 危険物事故の予防対策 1 石油類施設 1-2 規制及び立入検査 (2) 立入検査 消防法の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p>	
205	460	<p>第1部／第2章 災害予防計画／第1節 危険物事故の予防対策 4 毒・劇物、化学薬品等施設 4-1 保安計画 (2) 都下水道局 都下水道局は、次の保安対策を実施する。 ① 水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理している。 ② 水質試験などを行う各部所において、<u>毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者</u>を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、火災防止に努める。</p>	<p>第1部／第2章 災害予防計画／第1節 危険物事故の予防対策 4 毒・劇物、化学薬品等施設 4-1 保安計画 (2) 都下水道局 都下水道局は、次の保安対策を実施する。 ① 水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規程」を作成し、管理している。 ② 水質試験などを行う各部所において、<u>上記の要領及び規程に定める管理責任者</u>を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、火災防止に努める。</p>	
206	462	<p>第1部／第2章 災害予防計画／第1節 危険物事故の予防対策 6 都市ガス施設 6-1 保安計画 <u>東京ガスネットワーク（株）は、次の対策を実施している。</u> (1) ガスホルダー ① 施設は、ガス事業法等に基づき設計、制作し、安全化を図っている。 ② 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し二次災害の防止に努めている。 ③ 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。</p>	<p>第1部／第2章 災害予防計画／第1節 危険物事故の予防対策 6 都市ガス施設 6-1 保安計画 (1) ガスホルダー ① 施設は、ガス事業法等に基づき設計・施工している。 ② 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し二次災害の防止に努めている。 ③ 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。</p>	
207	471	<p>第1部／第3章 危険物事故の応急対策／ 第2節 高圧ガス施設の応急活動 2 関係機関の対応 2-1 消防署 消防署は、次の応急活動を行う。</p>	<p>第1部／第3章 危険物事故の応急対策／ 第2節 高圧ガス施設の応急活動 2 関係機関の対応 2-1 消防署 消防署は、次の応急活動を行う。</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		(1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示を行う。	(1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、 <u>避難の指示等</u> を行う。	
208	474	第1部／第3章 危険物事故の応急対策／ 第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動 2 関係機関の対応 2-1 消防署 消防署は、次の応急活動を行う。 (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の <u>勧告又は指示</u> を行う。	第1部／第3章 危険物事故の応急対策／ 第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動 2 関係機関の対応 2-1 消防署 消防署は、次の応急活動を行う。 (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の <u>指示等</u> を行う。	
209	480	第1部／第4章 大規模事故の応急対策／第1節 航空機事故 1 <u>東京消防庁の対応</u>  1-1 <u>活動体制</u> (1) <u>東京国際空港内の事故の場合</u> 東京消防庁の航空機火災出場計画により対応する。 (2) <u>東京国際空港外（市街地等）の事故の場合</u> 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。  1-2 <u>活動の協定及び計画</u> (1) <u>東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消防署は、消火救難活動を実施する。（東京空港事務所との協定）</u> (2) <u>東京国際空港救急医療緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。</u>	第1部／第4章 大規模事故の応急対策／第1節 航空機事故 1 <u>消防署の対応</u> <u>災害実態に応じて、各種出場計画に基づき対応する。</u>  ※ <u>削除</u>	
210	484	第1部／第4章 大規模事故の応急対策／第4節 ガス事故 1 東京ガス（株）の対応 1-1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、事故の内容に応じてガスライト24、 <u>支店及び警察、消防、道路管理者並びに沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。</u>	第1部／第4章 大規模事故の応急対策／第4節 ガス事故 1 東京ガス（株）の対応 1-1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、事故の内容に応じてガスライト24、 <u>支店並びに警察、消防、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。</u>	
211	496	第3部／第1章 情報の収集・伝達／第3節 区民への広報 3 消防	第3部／第1章 情報の収集・伝達／第3節 区民への広報 3 消防	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部分から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知する。	東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部分から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、消防署は、区民に周知する。	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

## 5. 葛飾区地域防災計画（令和5年修正）【資料編 震災編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考								
212	2	2 液状化予測図 ※注釈 この液状化予測図は、東京都土木技術支援・人材センターが作成した「東京都の液状化予測 令和3年度改正版」の液状化予測図のデータを使用しています。 <u>この液状化予測図は、国土地理院の地理院地図（淡色地図）を使用して作成しています。</u> <u>この液状化予測図の葛飾区行政界は、国土交通省の国土数値情報のデータを使用しています。</u>	2 液状化予測図 ※注釈の修正 この液状化予測図は、東京都土木技術支援・人材育成センターが作成した「東京都の液状化予測 令和3年度改訂版」の液状化予測図のデータを使用しています。 ※削除									
213	6	6 葛飾区防災活動拠点一覧	6 葛飾区防災活動拠点一覧 ※番号の付番の修正 36 令和5 四つ木二丁目わんぱく公園 3,602 四つ木 2-14-6 37 令和5 白ゆり公園 1,420 水元 5-5-12									
214	7	7 葛飾区防災活動拠点図	7 葛飾区防災活動拠点図 ※図に令和5年新設の2か所を追加									
215	8	8 下水道施設の現況 8-1 下水道施設一覧 <table border="1" data-bbox="264 890 1064 943"> <tr> <td>葛西水再生センター</td> <td>400,000</td> <td>80.63</td> <td>27.00</td> </tr> </table>	葛西水再生センター	400,000	80.63	27.00	8 下水道施設の現況 8-1 下水道施設一覧 <table border="1" data-bbox="1093 890 1892 943"> <tr> <td>葛西水再生センター</td> <td>400,000</td> <td>80.03</td> <td>27.00</td> </tr> </table>	葛西水再生センター	400,000	80.03	27.00	
葛西水再生センター	400,000	80.63	27.00									
葛西水再生センター	400,000	80.03	27.00									
216	11	10 震災時用仮設マンホールトイレ設置可能人孔一覧表【葛飾区】	10 震災時用仮設マンホールトイレ設置可能人孔一覧表【葛飾区】 ※No.103 白鳥憩い交流館の削除									
217	13	10 震災時用仮設マンホールトイレ設置可能人孔一覧表 <table border="1" data-bbox="264 1091 1064 1126"> <tr> <td>44</td> <td>東部地域病院</td> <td>亀有 5-14</td> </tr> </table>	44	東部地域病院	亀有 5-14	10 震災時用仮設マンホールトイレ設置可能人孔一覧表 <table border="1" data-bbox="1093 1091 1892 1126"> <tr> <td>44</td> <td>東部地域病院</td> <td>亀有 5-14-1</td> </tr> </table>	44	東部地域病院	亀有 5-14-1			
44	東部地域病院	亀有 5-14										
44	東部地域病院	亀有 5-14-1										
218	19	12 ガス施設の現況	12 ガス施設の現況 ※削除（以下、資料番号を修正）									
219	20	13 災害用特設公衆電話設置場所一覧	12 災害用特設公衆電話設置場所一覧 ※No.3 高砂中学校の所在地変更									
220	21	14 危険物製造所等一覧	13 危険物製造所等一覧									

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
			※貯蔵所数、取扱所数の修正（令和5年12月31日現在）	
221	21	<u>16</u> 高圧ガス製造所等一覧	<u>15</u> 高圧ガス製造所等一覧 ※令和5年12月31日現在の状況に時点更新	
222	22	<u>18</u> 区防災行政無線固定系屋外子局一覧	<u>17</u> 区防災行政無線固定系屋外子局一覧 ※設置場所名称の修正	
223	24	<u>19</u> I P無線機設置先	<u>18</u> I P無線機設置先 ※合計台数の修正（計311台→計297台）	
224	28	<u>20</u> 区立小中学校等プール・受水槽一覧	<u>19</u> 区立小中学校等プール・受水槽一覧 ※受水槽、高架水槽、合計水量の修正 ※プール槽の規模、容量の修正 ※地下貯水槽の修正	
225	31	<u>22</u> 葛飾区備蓄倉庫一覧	<u>21</u> 葛飾区備蓄倉庫一覧 ※No. 18、No. 19の所在地修正 ※その他、構造、延床面積の修正	
226	35	<u>23</u> 一時集合場所一覧	<u>22</u> 一時集合場所一覧 ※東立石地区、本田小学校、渋江公園の避難場所の修正	
227	40	23 一時集合場所一覧	22 一時集合場所一覧 ※避難場所名称の修正	
228	42	<u>24</u> 避難場所（指定緊急避難場所）一覧	<u>23</u> 避難場所（指定緊急避難場所）一覧 ※避難場所名、区域面積、避難有効面積の修正 ※柴又野球場・江戸川緑地一帯及び都営高砂団地一帯は、東京都の第9回指定により江戸川区の一部が地区割当に含まれたため、最遠距離が大きくなりましたが、区内からの最遠距離はそれぞれ2.1と1.3で変更はありません。	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
229	43	<u>25</u> 避難場所（指定緊急避難場所）	<u>24</u> 避難場所（指定緊急避難場所） ※ <u>避難場所等指定図の修正</u>	
230	44	<u>26</u> 避難所一覧	<u>25</u> 避難所一覧 第1順位 区立小中学校（旧学校を含む） ※ <u>校舎及び体育館の階数を追記（体育館の階数は整理中）</u> ※ <u>収容人員を修正（算出中）</u> ※ <u>収容人員（スフィア基準）を追記</u> ※ <u>避難所運営会議構成自治会名を一部修正</u> ※ <u>マンホールトイレ数を修正</u> 第2順位 都立高校、私立高校及び公共施設 ※ <u>施設名を一部修正</u> ※ <u>No. 20 白鳥憩い交流館、No. 渋江憩い交流館を削除</u> 第2順位 <u>憩い交流館、高齢者施設及び障害者施設等（福祉避難所）</u> ※ <u>施設数の修正（75 か所→76 か所）</u>	
231	52	<u>27</u> 防災市民組織の結成状況	<u>26</u> 防災市民組織の結成状況 ※ <u>表の体裁の修正</u>	
232	57	<u>28</u> 市民消火隊の結成状況	<u>27</u> 市民消火隊の結成状況 ※ <u>結成状況（休止を含む）、資器材格納庫設置場所の修正</u>	
233	60	<u>29</u> 地区防災計画策定地区及び地域別防災会議の実施状況	<u>28</u> 地区防災計画作衛地区及び地域別防災会議の実施状況 <u>令和4年度 青戸地区 青戸共和会 水害 台風による洪水を対象とした地区コミュニティ・タイムラインの作成と訓練の支援</u> <u>令和4年度 水元地区 東水元二丁目仲町町会、水元宮前町会、水元中央町会 地震 避難所の開設ができる手順書「アクションカード」の作成、避難所の共通ルール修正支援</u>	
234	62	<u>31</u> 協定先一覧	<u>30</u> 協定先一覧 ※ <u>協定先の更新（No. 163, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180）</u>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
235	66	31 協定一覧 156 水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定 東京都都市整備局	30 協定一覧 156 水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定 東京都住宅政策本部	
236	72	32 災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償早見表 応急仮設住宅の供与 ○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額 災害発生の日から速やかに借上げ、提供 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。	31 災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償早見表 応急仮設住宅の供与 ○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額 災害発生の日から速やかに借上げ、提供 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。	
237	73	32 災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償早見表	31 災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償早見表 ※住家の被害の拡大を防止する緊急の修理を追加	
238	76	33 ヘリコプター施設の現況 33 政法人東京都立病院機構 東京都立東部地域病院東部地域病院	32 ヘリコプター施設の現況 33 地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立東部地域病院 東部地域病院	
239	77	34 船舶等の接岸可能地点	33 船舶等の接岸可能地点 ※船着場名称、接岸可能地点等の修正	
240	78	35 船舶等の接岸可能地点（地図）	34 船舶等の接岸可能地点（地図） ※船舶等の接岸可能地点の修正	
241	87	40 災害医療資器材7点セット内容	39 緊急医療救護所 災害用医療資器材セット内容	
242	99	44 区内文化財の現況（令和2年3月末現在）	43 区内文化財の現況（令和6年1月末現在） ※選定保存技術の追記 ※無形民俗文化財（民俗芸能）誤字の修正 ※区登録文化財（有形文化財）所在地の修正 ※天然記念物 「橋本家のゴヨウマツ」の削除	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

## 6. 葛飾区地域防災計画（令和5年修正）【資料編 風水害等編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考
243	108	<u>46</u> 要配慮者関連施設	<u>45</u> 要配慮者関連施設 ※施設の追加及び削除 ※ <u>施設所在地、電話番号等の修正</u>	
244	117	<u>47</u> 河川堤防の水防上注意を要する箇所	<u>46</u> 河川堤防の水防上注意を要する箇所 ※第3「河川及び堤防における水防上注意を要する箇所」調書の修正 ※第4「河川及び堤防における水防上注意を要する箇所」積土のう基準水位及び備蓄場所の修正	
245	118	<u>48</u> 水防上特に注意を要する箇所図	<u>47</u> 水防上特に注意を要する箇所図 ※箇所図の修正	
246	119	<u>49</u> 水防関係機関	<u>48</u> 水防関係機関 ※ <u>荒川下流河川事務所小名木川出張所 水防担当課名の修正</u>	
247	121	<u>50</u> 水防倉庫及び資器材備蓄一覧	<u>49</u> 水防倉庫及び資器材備蓄一覧 ※ <u>資器材備蓄内容及び数量の修正等</u>	
248	129	<u>56</u> 洪水緊急避難建物一覧	<u>55</u> 洪水緊急避難建物一覧 ※建物名称及び所在地の修正 ※ <u>EVの有無、建物階数、計画規模で想定される洪水の浸水深（荒川、中川、江戸川ごと）での使用可能階数の追記</u>	
249	137	<u>57</u> 大規模水害時の広域避難先施設一覧	<u>56</u> 大規模水害時の広域避難先施設及び大規模水害時における緊急安全確保に関する協定一覧 ※大規模水害時の広域避難先一覧における協定締結状況を修正 ※ <u>大規模水害時における緊急安全確保に関する協定一覧を追加</u>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和4年修正）」を踏まえ記載しています。

## 7. 葛飾区地域防災計画（令和5年修正）【資料編 参考資料編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考
250	141	<u>59</u> 葛飾区災害対策条例	<u>58</u> 葛飾区災害対策条例 ※条文の一部修正（第26条関連 要配慮者に対する施策、避難行動要支援者名簿の作成） ※ <u>施行期日等の修正</u>	
251	158	<u>62</u> 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱	<u>61</u> 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱 ※別表「葛」の字の修正（脱字修正）	
252	166	<u>65</u> 葛飾区災害医療運営連絡会設置要綱	<u>64</u> 葛飾区災害医療運営連絡会設置要綱 ※別表「葛」の字の修正（脱字修正）	
253	180	<u>70</u> 主要官公署等一覧表	<u>69</u> 主要官公署等一覧表 ※ <u>立石地区センター 所在地の修正</u>	
254	—	—	<u>70</u> 地域防災会議の取組事例 ※ <u>平成25年度から令和4年度に実施した地域防災会議の取組事例の追加</u>	